

環境影響評価事前調査書
仙台医療センター
建替等整備計画

平成 25 年 11 月

独立行政法人国立病院機構
仙台医療センター

- 目 次 -

1.	対象事業の概要	1
1.1.	事業者の氏名及び住所	1
1.2.	対象事業の名称，種類，及び目的	1
1.2.1.	事業の名称	1
1.2.2.	事業の種類	1
1.2.3.	対象事業の目的	1
1.3.	事業実施の位置	2
1.4.	事業の基本方針	6
1.4.1.	基本的な考え方	6
1.4.2.	事業内容	6
1.5.	環境の保全創造等に係る方針	7
1.6.	事業計画の検討経緯	7
1.7.	事業の内容	8
1.7.1.	施設配置計画	8
1.7.2.	事業工程計画	9
2.	事前調査対象範囲	11
3.	事前調査結果	13
3.1.	水象	13
3.2.	地形・地質	19
3.3.	植物	26
3.4.	動物	42
3.5.	景観	52
3.6.	自然との触れ合いの場	56
3.7.	文化財	72
3.8.	その他の指定状況	79
4.	自然環境等で保全しようとする地域又は対象	109
4.1.	自然環境等で保全しようとする地域または対象の考え方	109
4.1.1.	事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象の選定基準	109
4.1.2.	事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象への影響の有無	112
4.1.3.	事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象のうち，影響が懸念される地域又は対象	130
4.2.	自然環境等の保全の観点から留意すべき事項又は環境配慮の方針	132

1 . 対 象 事 業 の 概 要

1. 対象事業の概要

1.1. 事業者の氏名及び住所

事業者：独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター
代表者：和田 裕一
所在地：仙台市宮城野区宮城野二丁目 8-8
電話番号：022-293-1111

1.2. 対象事業の名称，種類，及び目的

1.2.1. 事業の名称

仙台医療センター建替等整備計画
(以下、「本事業」という。)

1.2.2. 事業の種類

大規模建築物の建設の事業

1.2.3. 対象事業の目的

わが国における医療をとりまく環境は，社会における高齢化の進展に伴い，疾病構造の変化や多様化する医療ニーズを背景に，変化してきている。一方で，東日本大震災を始めとした大規模広域災害の発生を受け，災害医療に対する住民の関心が高まり，震災時に被災地において，診療機能を維持し，住民の生命と健康を守り，安全・安心を支える役割を果たせる病院が求められている。

当院は，この度の東日本大震災で，建物及びライフライン等に少なからぬ損傷を受け，基幹災害拠点病院として十分な診療機能が発揮できたとは言いがたい状況にあった。

被災した建物については，災害復旧整備工事により最小限の応急処置を施しているが，当院の建物の建築年次は，東西病棟が昭和 58 年，小児病棟が昭和 53 年，治療棟南病棟が昭和 62 年と築後 34 年から 25 年が経過している。

このような状況の下，本事業は，基幹災害拠点病院として大災害発生時にも診療機能を維持し，被災者の生命を守るための災害医療に当たるため，免震構造の建物を整備し，基幹災害対策を含めた地域ニーズに応えることを目的に，早期の整備を行うものである。

本書では，以下の地図を下図として使用している。
「1:50,000 仙台市地形図」(平成 19 年 7 月 仙台市)
「1:25,000 仙台市地形図 2」(平成 19 年 7 月 仙台市)
「1:10,000 仙台市都市計画基本図 首部」(平成 18 年 仙台市)
(区境界は上記都市計画基本図に依拠している)

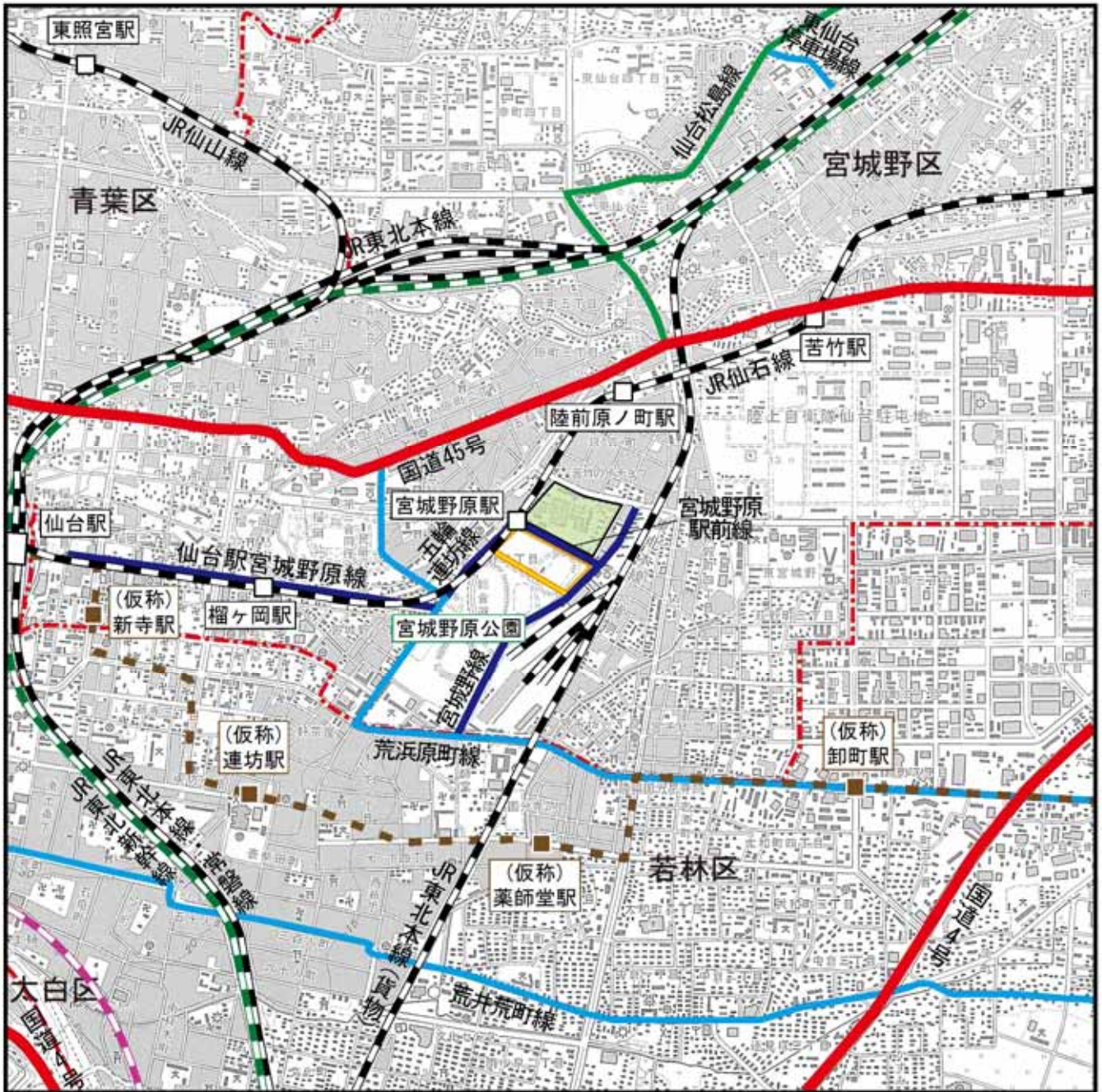
1.3. 事業実施の位置

本事業の計画地は図 1-1及び写真 1.3-1に示すとおり、現病院の南側に位置し、宮城野原公園の一部である。計画地及び計画地周辺の状況は写真 1.3-2に示すとおりである。計画地は県有地であり、宮城県により自転車競技場の解体、危険木を中心とした伐採がなされた後、引渡しを受ける予定である。

計画地周辺の主要な道路として、計画地の北側には宮城野原駅前線、西側には五輪連坊線、東側には、宮城野線がある。鉄道は、JR 仙石線宮城野原駅が計画地北西側に位置している。JR 仙石線あおば通駅～苦竹駅間は地下区間であり、宮城野原駅は地下駅となっている。また、計画地南側には JR 貨物の仙台貨物ターミナル駅が位置している。

また、本事業の計画地周辺は、仙台駅東第二土地区画整理事業、都市計画道路元寺小路福室線等の開発計画が進行中である。

位 置：仙台市宮城野区宮城野二丁目 11-6



凡例

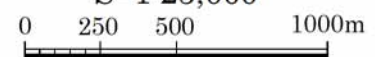
- : 対象事業計画地
- : 現病院
- : 区境界

- : 国道
- : 県道
- : 主要地方道
- : 鉄道(JR新幹線)
- : 鉄道(JR)
- : 鉄道(仙台市営地下鉄南北線)
- : 鉄道(仙台市営地下鉄東西線)
- : 都市計画道路

図 1-1 計画地の位置図




S=1:25,000






凡 例

 : 対象事業計画地

 : 現病院

 : 区境界線

~ : 「写真 1.3-2 計画地周辺の状況」の撮影位置・方向

写真 1.3-1 空中写真



S=1:10,000

0 100 200 400m



現病院の状況(南側)



現病院の状況(北側)



計画地北東側



計画地南西側



五輪蓮坊線



宮城野原駅前線



国立病院前バス停



宮城野原駅

写真 1.3-2 計画地周辺の状況 (H25.6.24 撮影)

1.4. 事業の基本方針

1.4.1. 基本的な考え方

本事業の実施に当たり、当院の基本理念・方針に基づいて「救急医療体制の強化」「地域への貢献」「患者さんに優しく働きやすい病院」「高度医療に対応した最新のシステム導入」「災害に強い病院」をコンセプトに掲げ、患者さんは勿論のこと、ここで働くスタッフにとっても優しく、安全、安心で、災害に強い、高機能な病院づくりを目指す。

1.4.2. 事業内容

本事業の内容は、表 1-1に示すとおりである。

本事業の敷地面積は約 50,000 m²であり、病院本体の建物は、病床規模 668 床を含む延床面積約 60,000 m²の高度急性期病院である。

配置計画においては建物及び駐車場の位置バランスを考慮して配置するものとし、敷地内には本体建物の他保育所等を配置し、建物本体屋上には緊急時用のヘリポートを設置する計画である。

さらに、緊急時用ヘリポートとは別に、ドクターヘリ用のヘリポート及び格納庫を設置する計画である。

また、公園用地の一部を計画地とすることから、同公園の樹木や植栽と連続した景観となるよう配慮する。

敷地北西側に位置する「JR宮城野原駅」からのアクセスに配慮しつつ、駐車場の規模は 700 台程度とし、駐車場から病院に患者さんが移動しやすいよう利便性に配慮した配置計画とする。

給水源としては、市水道及び井水を併用する計画である。

高度急性期病院
急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能を有する病院

表 1-1 事業内容

項目	内容
事業名称	仙台医療センター建替等整備計画 ¹
種類	大規模建築物の建設の事業
位置	仙台市宮城野区宮城野 2 丁目 1 1 番 6 号
主要用途	病院
敷地面積	約 50,000 m ²
総建築面積 ²	約 15,000 m ²
建築面積	約 14,000 m ²
総延床面積 ²	約 62,000 m ²
延床面積	約 60,000 m ²
建築物の高さ	約 46m
階数	地上 11 階
建築工事予定期間	平成 27 年～28 年内
供用開始予定	平成 29 年～
環境影響評価を実施することになった要件	「仙台市環境影響評価条例」(平成 10 年 仙台市条例第 44 号) 第 2 条第 3 項第 21 号 延床面積が 50,000 平方メートル以上の大規模建築物の建設

1:「建替等」とは、建替及びドクターヘリ用のヘリポートの整備を含む。

2:「総建築面積」及び「総延床面積」は、別棟として計画している保育所を含む。

1.5. 環境の保全創造等に係る方針

本事業の計画地は、現病院の南側及び宮城野原公園の北側に位置する。計画にあたっては、周辺環境及び環境負荷低減に配慮したものとす。計画地は宮城野原公園の一部であることから、宮城県からの移管後に建築箇所の樹木は伐採するものの、既存の樹木を可能な限り残す計画とし、敷地内に緑地を整備し、宮城野原公園との連担を考慮することにより、自然環境に配慮し、患者さんが自然を感じることができる癒しの場の確保に取り組む。

また、地域環境に配慮した地域にやさしい緑豊かな病院づくりに取り組み、患者さん及び家族の視点に立ち、利用しやすく快適な環境整備を行うことを目指している。

さらに、各院内機能の連携を図ることで、医療スタッフの動線を短くし、効率的な病院運営にも資する構造とし、経営環境・医療需要の変化や医療技術の進歩などに柔軟に対応できる施設・設備構造を構築することで、省エネルギー・省力型の施設を目指す。

1.6. 事業計画の検討経緯

本事業における事業計画の経過状況は、表 1-2のとおりであり、平成 24 年 7 月に新病院基本構想を策定している。構想の詳細は以下の通りである。

表 1-2 検討の経緯

検討時期	内 容
平成 24 年 7 月	新病院基本構想策定

(1) 新病院基本構想策定（平成 24 年 7 月）

新仙台医療センター基本計画を策定するものであり、環境配慮事項は以下の通りである。

地域環境に配慮した地域にやさしい緑豊かな病院づくりを行う。
患者さん及び家族の視点に立ち利用しやすく快適な環境整備を行う。
良質な医療を提供するため、スタッフが働きやすい環境を整備する。
身障者及び外国籍の患者さん等に配慮した整備を行う。

(2) 事業立地の検討経緯

当初、本事業は現地での建替を予定していたが、平成 25 年 1 月に宮城県から宮城野原公園一帯での広域防災拠点構想の一部に位置づける提案があった。これを受け、仙台医療センターは宮城県、仙台市及び JR 貨物とともに宮城県広域防災拠点構想に参加することとし、宮城県基幹災害拠点病院として宮城野原公園の一部に立地する計画となったものである。

なお、ドクターヘリについては、宮城県救急医療協議会において県内の救急医療体制整備として導入が審議されてきたが、平成 25 年 9 月 3 日に運行拠点となる基地病院を当院と東北大学病院の 2 ヶ所とすることが正式決定され、新病院に設置される屋上の緊急時用ヘリポートとは別に、ドクターヘリ用のヘリポート及び格納庫を設置する計画としている。

1.7. 事業の内容

1.7.1. 施設配置計画

計画地は現病院に隣接した既存の「宮城野原公園」内に位置する。施設は計画地の西側に配置し、施設の東側に保育所を配置した。また、駐車場を東側に配置した。施設は北側から外来棟、中央に中央診療・病棟、南側にウイルス・研修棟とし、中央診療・病棟の屋上には緊急時用ヘリポートを配置した。敷地北西側には「JR宮城野原駅」に通じるキャノピーを設け、市道宮城野原駅前線から敷地内にバス停を引き込み、患者さんのアクセスを重視した安全で分かりやすく機能的な配置とする。車両については適切な駐車スペースの確保と動線計画により、周辺道路の渋滞緩和等に十分に配慮する計画である。なお、ドクターヘリ用の設置場所については、現在検討中である。

また、既存公園内の樹木を極力保全しつつ、散策路等を設けることで、地域に憩いの場を提供するような配置計画とした(図 1-2)

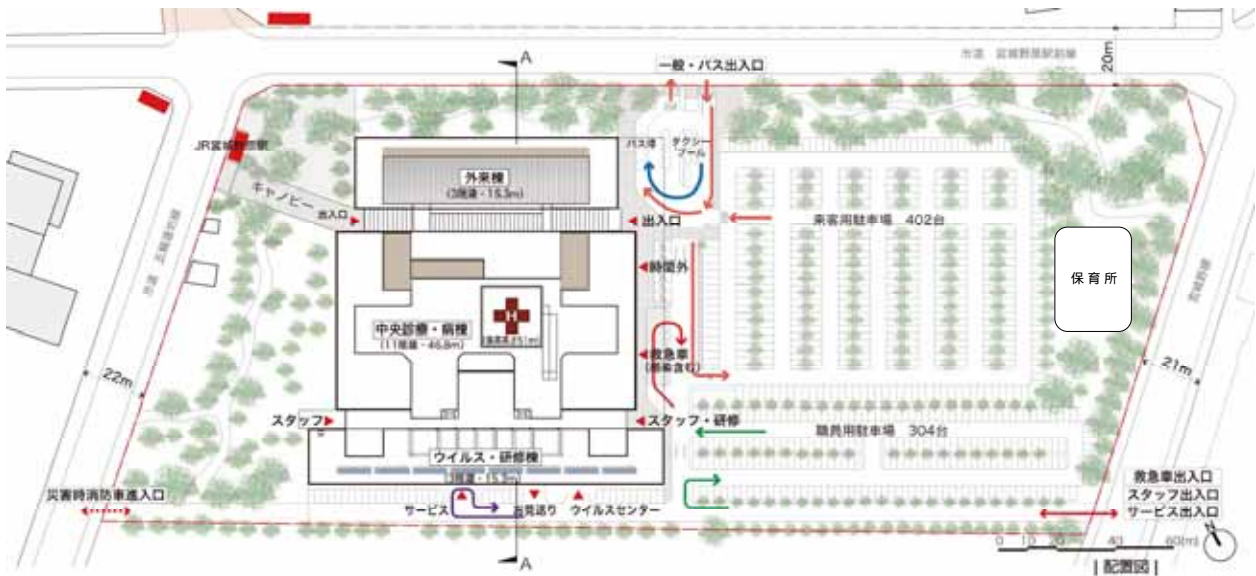


図 1-2 施設配置図

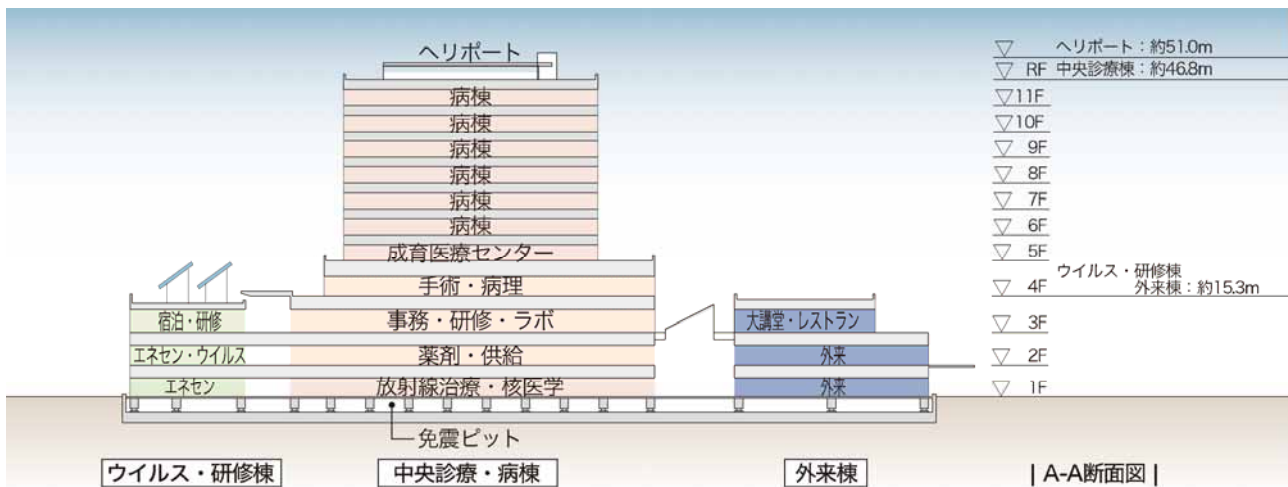


図 1-3 断面構成図

1.7.2. 事業工程計画

本事業の工程は、表 1-3に示すとおりであり、工事着工は平成 27 年、供用は平成 29 年を予定している。
 なお、現病院の解体は平成 29 年を予定している。

表 1-3 事業工程

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
基本構想	■						
基本計画		■					
基本設計		■					
実施設計			■				
環境影響評価 方法書手続き			■				
環境影響評価 準備書手続き			■				
環境影響評価書 手続き				■			
病院工事				■	■		
開院準備						■	
開院						■	■

2 . 事前調査対象範囲

2. 事前調査対象範囲

事前調査対象範囲（以下、「調査範囲」とする。）は、事業立地に際して、配慮すべき事項を明らかにするために必要な情報（地域の環境特性）を把握できる範囲とする。

調査範囲は、「仙台市環境影響評価技術指針マニュアル」（平成 11 年 11 月仙台市）（以下、「技術マニュアル」という）に示されている概況調査範囲（5～10km）を踏まえ、事業の実施に伴う大気環境等の影響や、景観資源や植物の生育・動物の生息環境となる広瀬川を包括する計画地から 8km 四方の範囲とした。

調査範囲は図 2-1 に示すとおりである。

また、事前調査に用いた資料は、平成 25 年 6 月現在で最新のものとした。



凡 例




-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 事前調査範囲(計画地を中心とした8km四方)

図 2-1 事前調査対象範囲



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

3 . 事前調查結果

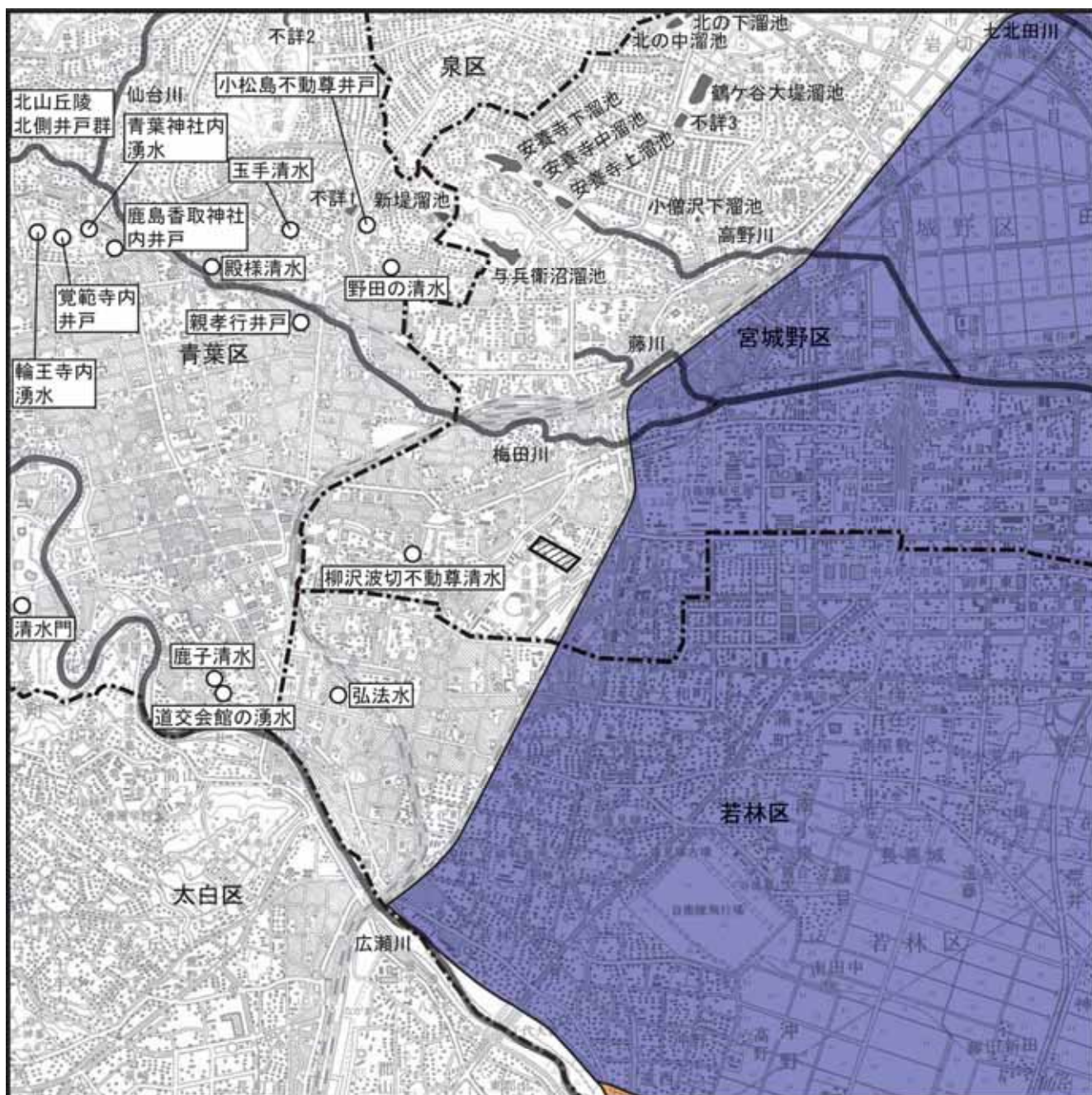
3. 事前調査結果

3.1. 水象

調査範囲の水象の状況は、図 3-1に示すとおりである。

計画地の北側には二級河川七北田川水系の河川(七北田川・梅田川・高野川・藤川・仙台川)が流れている。一方、南側には一級河川名取川水系の河川の広瀬川が流れている。

また、仙台市では、「宮城県公害防止条例」及び「工業用水法」に基づき地下水採取規制を行っているが、計画地は地下水採取規制の対象地域外である。



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 河川および湖沼
-  : 宮城県公害防止条例に基づく地下水採取規制地域及び工業用水法に基づく指定地域
-  : 工業用水法に基づく指定地域
-  : 湧水地点(現存)

出典:1.「湧水保全ポータルサイト」:<http://www.env.go.jp/water/yusui/>(環境省)
 2.「平成21年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成22年3月 仙台市)
 3.「宮城県公害防止条例」(昭和46年 宮城県条例第12号)
 4.「工業用水法」(昭和31年6月 法律第146号)

図 3-1 調査範囲の水象の状況



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

ア. 水源地

仙台市における上水は、釜房ダム、七北田ダム、宮床ダム等のダム水、滝原水源、野尻水源等の水源から取水しているが、これらの水源は調査範囲にはない。

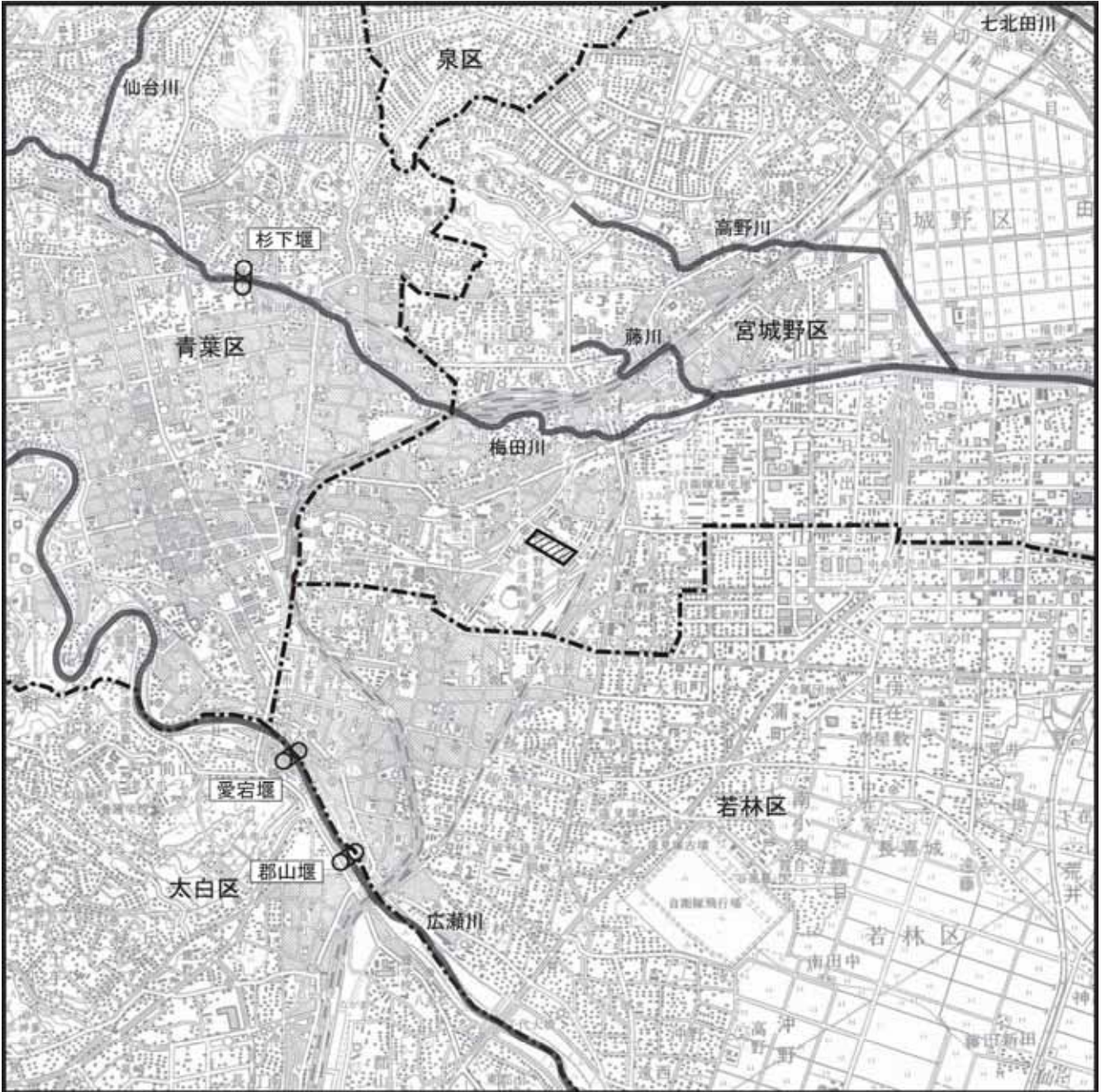
調査範囲では、広瀬川や梅田川に農業用の堰が設置されている。施設の概要は表 3-1に、位置図は図 3-2に示すとおりである。

「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」(平成 20 年 3 月 宮城県)によると、広瀬川には郡山堰と愛宕堰があり、取水量は郡山堰が 0.1610m³/秒～0.1800m³/秒、愛宕堰が 6.0450m³/秒～7.4250m³/秒とされている。梅田川には杉下堰があり、取水量は杉下堰が 0.2000m³/秒とされている。

表 3-1 農業用水取水施設の概要

河川名	施設名	所在地	取水量(m ³ /秒)		施設所有者	施設管理者
			代掻き期	普通期		
広瀬川	郡山堰	根岸	0.1800	0.1610	仙台市	郡山水利組合
広瀬川	愛宕堰	土樋	7.4250	6.0450	仙台市	仙台東土地改良区
梅田川	杉下堰	梅田町	0.2000	0.2000	四ッ谷堰協会	四ッ谷堰協会

出典：「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」(平成 20 年 3 月 宮城県)



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 河川
-  : 堰

出典:「農業用水施設台帳(河川取水施設)改定版」
「河川取水施設図」

<http://www.pref.miyagi.jp/nosonshin/kouikisuirityousei/jpeg/02%20yousui/y50023.jpg> (平成20年3月 宮城県)

図 3-2 河川取水施設図



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

イ. 湧水

調査範囲の湧水は、表 3-2及び図 3-1に示すとおりである。

現存する湧水としては、鹿子清水、野田の清水、小松島不動尊井戸、弘法水等がある。

表 3-2 調査範囲における湧水地点

No.	名称	所在地	現状	概要
1	鹿子清水	青葉区米ヶ袋2丁目	現存 水量減	仙台三清水に挙げられていた。民家宅地内にあり、池の水として利用されていたが、水量が減り、利用されなくなった。
2	野田の清水	青葉区高松2丁目	現存	万寿寺境内に保存されている。伊達家のせん茶用として使用されていたとされる。30年前までは、飲料水や生活用水として使用されていた。
3	小松島不動尊井戸	青葉区小松島4丁目	現存	小松島不動尊内に現存。近年、水位が低下してきたため、モーターで汲み上げている。
4	弘法水	若林区東九番町	現存	皎林寺境内に保存されている。現在も煮沸して飲用している他、生活用水や墓園用水として使用している。
5	玉手清水	青葉区台原7丁目	現存	民家宅地内にあり、煮沸しなければ飲用不可だが、コンクリートの蓋を付けて永久保存を図るとともに、家庭用水として使用されている。
6	殿様清水	青葉区台原緑地公園内	現存	殿様の茶の湯に使うため、城から汲みに来ていたと言われる。仙台市が台原緑地公園を整備したときに、集水桝を設けて湧水を保護した。
7	親孝行井戸	青葉区宮町5丁目	現存	バス停側のビルの一隅にあり、水神様の祠と地藏尊を建てられ保存されている。ビルの冷房及び雑用水などに利用されている。
8	柳沢波切不動尊清水	宮城野区榴岡	現存	かつては殿内効くと参詣者が多かった。柳沢波切不動尊内にあり、石室の中に井戸として保存されている。
9	鹿島香取神社内井戸	青葉区青葉町	現存	かつては参道石段の両側に井戸があったが、現在は民家の中に保存されており、飲用以外の水に利用されている。周辺地域には他にも湧水が多く見られる。
10	青葉神社内湧水	青葉区青葉町	現存 未使用	かつては参道石段の脇を小川のように流れていた。現在は古井戸があるが、使われていない。付近には、湧水によると思われる池がある。
11	覚範寺内井戸	青葉区北山1丁目	現存	覚範寺内に木製の井戸枠で保存されており、ポンプにより汲み上げられ、墓地用水として利用されている。
12	輪王寺内湧水	青葉区北山1丁目	現存	輪王寺墓園内に湧く。周辺地域には他にも湧水が多く見られる。
13	北山丘陵北側井戸群	青葉区荒巻神明町他	多数現存	周辺の寺などに多数の井戸が現存している。
14	道交会館の湧水	青葉区土樋1丁目	現存	道交会館の庭の崖から湧出しており、池を形成している。周辺にも湧水が現存する。
15	清水門	仙台市博物館裏	現存	仙台市博物館の裏手にあるこけむした石垣は、仙臺城三の丸への入り口のひとつ、清水門の名残り。このわきには、仙臺藩御用酒づくりに使われた清水が今も湧いている。

出典：「平成15年度 自然環境に関する基礎調査業務報告書」（平成16年2月 仙台市）

ウ．自然性の高い水辺地

調査範囲における自然性の高い水辺地としては、図 3-10（植生自然度）に示すヒルムシロクラス、ヨシクラス等の植生自然度の高い植生、図 3-5（注目すべき地形・地質）に示す青葉山丘陵と竜ノ口溪谷及びその下流部等、図 3-12（景観資源）に示す仙台市霊屋広瀬川面等を有する広瀬川があげられる。

エ．その他事業の立地上配慮を要する水象

その他、事業の立地上特に配慮を要する水象はない。

3.2. 地形・地質

ア. 地形

調査範囲の地形の状況は、図 3-3に示すとおりである。

仙台市の地形は、西部の奥羽山脈東麓に沿って広がる陸前丘陵、中央部を西から東に流下する七北田川、広瀬川、名取川の各河川沿いに発達する河岸段丘、東部の仙台湾に沿って広がる沖積平野に大別され、西側から東側に移行するにつれて標高が低くなっている。

調査範囲は、青葉山丘陵、広瀬川台地、宮城野海岸平野が接する地域であり、計画地は宮城野海岸平野に位置している。

イ. 地質

調査範囲の地質の状況は、図 3-4に示すとおりである。

仙台市の地質は、広瀬川左岸を中心に礫層・砂層及び粘土層からなる河岸段丘堆積物や砂からなる自然堤防堆積物等が広く分布している。また、広瀬川右岸には表層のローム層と下位の砂礫層からなる青葉山層の他、下位の砂岩等からなる大年寺層、シルト岩・砂岩・凝灰岩等からなる向山層、竜の口層等が分布している。低地部には沖積層が分布している。

なお、計画地は沖積層（砂）にあたる。

ウ. 注目すべき地形・地質

調査範囲における注目すべき地形・地質は、表 3-3及び図 3-5に示すとおりである。

学術上重要な地形として、計画地の南西部に位置する「青葉山丘陵と竜ノ口溪谷及びその下流部」が、丘陵地形・峡谷・風隙の典型的で学術的重要、かつ、動植物の重要な生育地として、「霊屋下セコイヤ類化石林」が化石産地としてあげられる。

また、活断層形として、「長町 - 利府線」、「大年寺山」、「鹿落坂」、河川的作用による地形として、「虚空蔵淵」、「古竜ノ口川」、「広瀬川(牛越橋上流～愛宕橋間)」が、その他の地形として「竜ノ口溪谷 - 虚空蔵淵」が典型地形としてあげられる。

表 3-3 注目すべき地形及び地質

No.	名称	選定理由 ⁽¹⁾					概要
1	青葉山丘陵と竜ノ口溪谷及びその下流部						・「広瀬川の清流を守る条例特別環境保全区域」 ・国指定天然記念物
2	霊屋下セコイヤ類化石林						・仙台市天然記念物
3	長町 - 利府線						・活断層地形
4	大年寺山						・活断層地形
5	鹿落坂						・活断層地形
A	虚空蔵淵						・河川的作用による地形(ナメ・淵)
B	古竜ノ口川						・河川的作用による地形(風隙)
C	広瀬川(牛越橋上流～愛宕橋間)						・河川的作用による地形(瀬)
D	竜ノ口溪谷 - 虚空蔵淵						・その他の地形(地層の見える大露頭)
-	-	0	5	2	2	5	-

1：選定理由は以下のとおり

- 「日本の地形レッドデータブック第2集」(平成14年 日本の地形レッドデータブック作成委員会)に記載されている地形
- 「平成22年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成23年3月 仙台市)に掲載されている地形・地質
- 「平成15年度 自然環境に関する基礎調査業務報告書」(平成16年2月 仙台市)に掲載されている地形・地質
- 「平成6年度 自然環境基礎調査報告書」(平成8年3月 仙台市)に掲載されている地形・地質
- 「日本の典型地形 都道府県別一覧」(平成11年4月 国土地理院)に掲載されている地形

エ．大規模な造成を要する斜面地等

図 3-3に示す地形の状況のとおり，計画地の南西部の大年寺山地区，北部の栢江地区等に急斜面が位置している。

オ．災害の危険箇所

調査範囲における災害の危険箇所は，図 3-6に示すとおりであり，大年寺山を中心として，防災に係る法令（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律・地すべり等防止法・砂防法）に関する指定地等が分布している。

計画地の西側に活断層である「長町 - 利府線」が分布している。

カ．既往災害履歴

調査範囲において近年発生した災害は，昭和 53 年の宮城県沖地震や平成 15 年の宮城県北部地震，平成 17 年の宮城地震などがある。宮城県沖地震では，計画地の位置する仙台市内で震度 5 が観測され，宮城地震では震度 5 強を観測している。

平成 23 年 3 月 11 日には「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」が発生した。この地震は三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 という巨大地震で，計画地の位置する仙台市内をはじめ，宮城県，福島県，茨城県，栃木県で震度 6 強など広い範囲で強い揺れを観測した。また，太平洋沿岸を中心に高い津波を観測し，特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸では大きな被害があった。計画地においては，東北地方太平洋沖地震による施設の被害はなかった（宮城県教育庁スポーツ健康課からの聞き取り）。

キ．その他(土壌汚染の状況)

調査範囲における土壌のダイオキシン類調査結果は，表 3-4に示すとおりである。調査範囲では平成 19 年度～平成 22 年度にかけて計 6 地点で調査を実施している。なお，平成 23 年度に調査範囲内で土壌のダイオキシン類の調査は実施されていない。

調査結果は，全ての地点で環境基準を達成している。なお，土壌のダイオキシン類調査地点は図 3-7に示すとおりである。

土壌汚染対策法に基づく調査範囲における要措置区域，形質変更時要届出区域の指定件数は，平成 23 年度にはそれぞれ 5 件と 1 件である。また，土地所有者等による区域指定の申請(法第 14 条)が 5 件ある。なお，計画地周辺では土壌汚染は報告されていない。

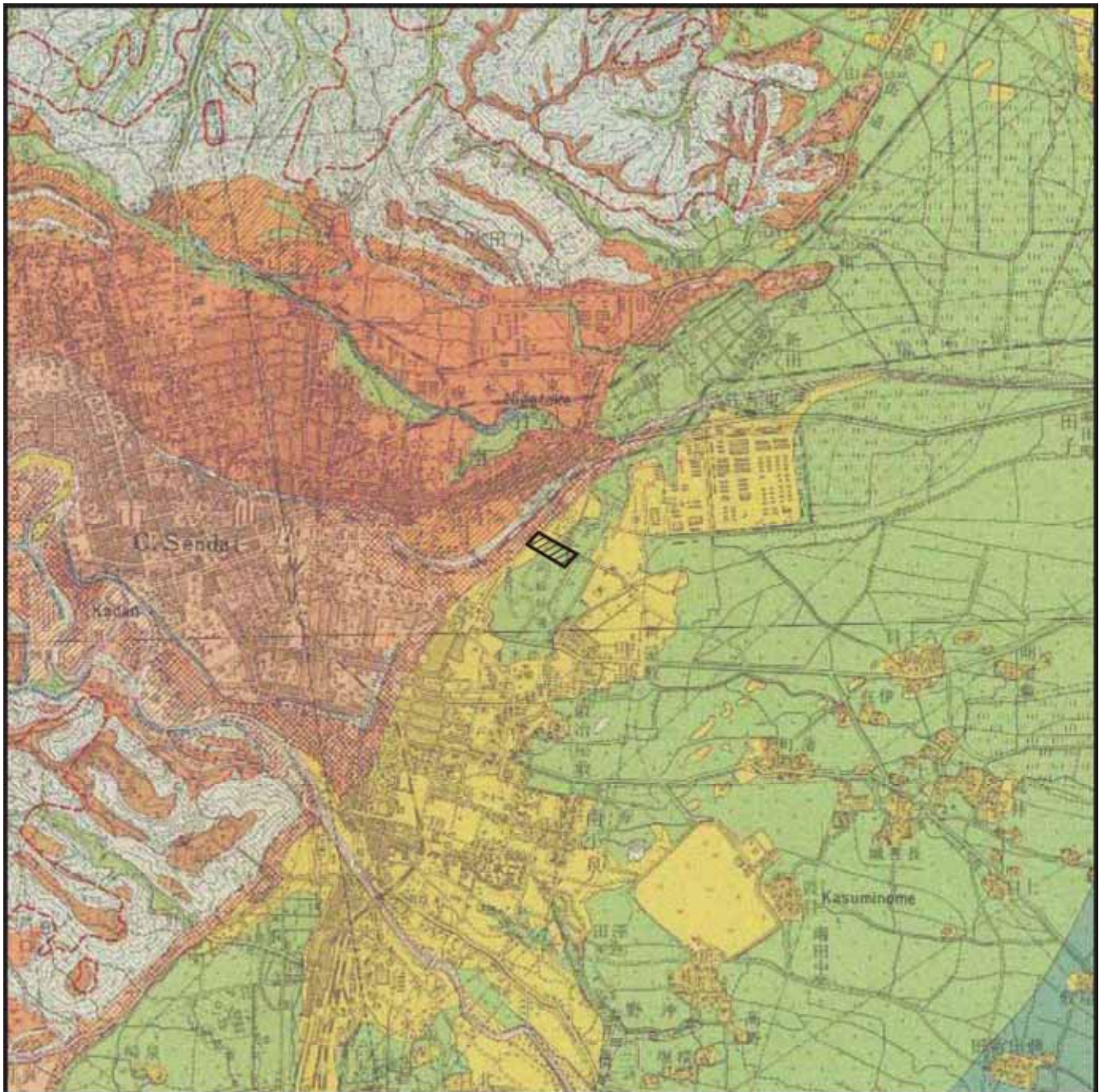
「公害関係資料集」（平成 23 年度測定結果(仙台市環境局)）によると，平成 23 年度における土壌汚染に関する苦情件数は，0 件である。

表 3-4 土壌のダイオキシン類調査結果(平成 19 年度～平成 23 年度)

	調査年月日	地点所在地	調査地点名称	測定結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
1	平成 19 年 10 月 24 日，25 日	若林区古城	古城小学校	0.095	1,000
2	平成 20 年 11 月 18 日，19 日	宮城野区鶴ヶ谷	鶴ヶ谷一丁目西公園	0.45	
3	平成 21 年 10 月 27 日，28 日	太白区泉崎	泉崎二丁目公園	1.1	
4		太白区飯田	広瀬川飯田公園	0.021	
5	平成 22 年 12 月 9 日	青葉区立町	立町小学校	0.038	
6		若林区荒井	七郷小学校	0.015	

：平成 23 年度は調査範囲において土壌のダイオキシン類調査を実施していない。

出典：「公害関係資料集」（平成 19 年度～平成 23 年度測定結果）（仙台市環境局）



凡例

	対象事業計画地		〔丘陵地〕 : 丘頂緩斜面及び 丘腹緩斜面		〔砂礫台地〕 : 上位段丘面(Gt I)		〔低地〕 : 谷底平野		〔その他〕 : 湿地
	: 丘腹緩斜面		: 中位段丘面(Gt II')		: 自然堤防及び 砂堆・浜堤		: 地すべり地形		: 崖
	: 急斜面 (谷密度80以上)		: 中位段丘面(Gt II)		: 海岸平野		: 河原および浜		: 人工平坦地界
	: 急斜面 (谷密度80未満)		: 下位段丘面(Gt III')		: 砂丘				
			: 下位段丘面(Gt III)						

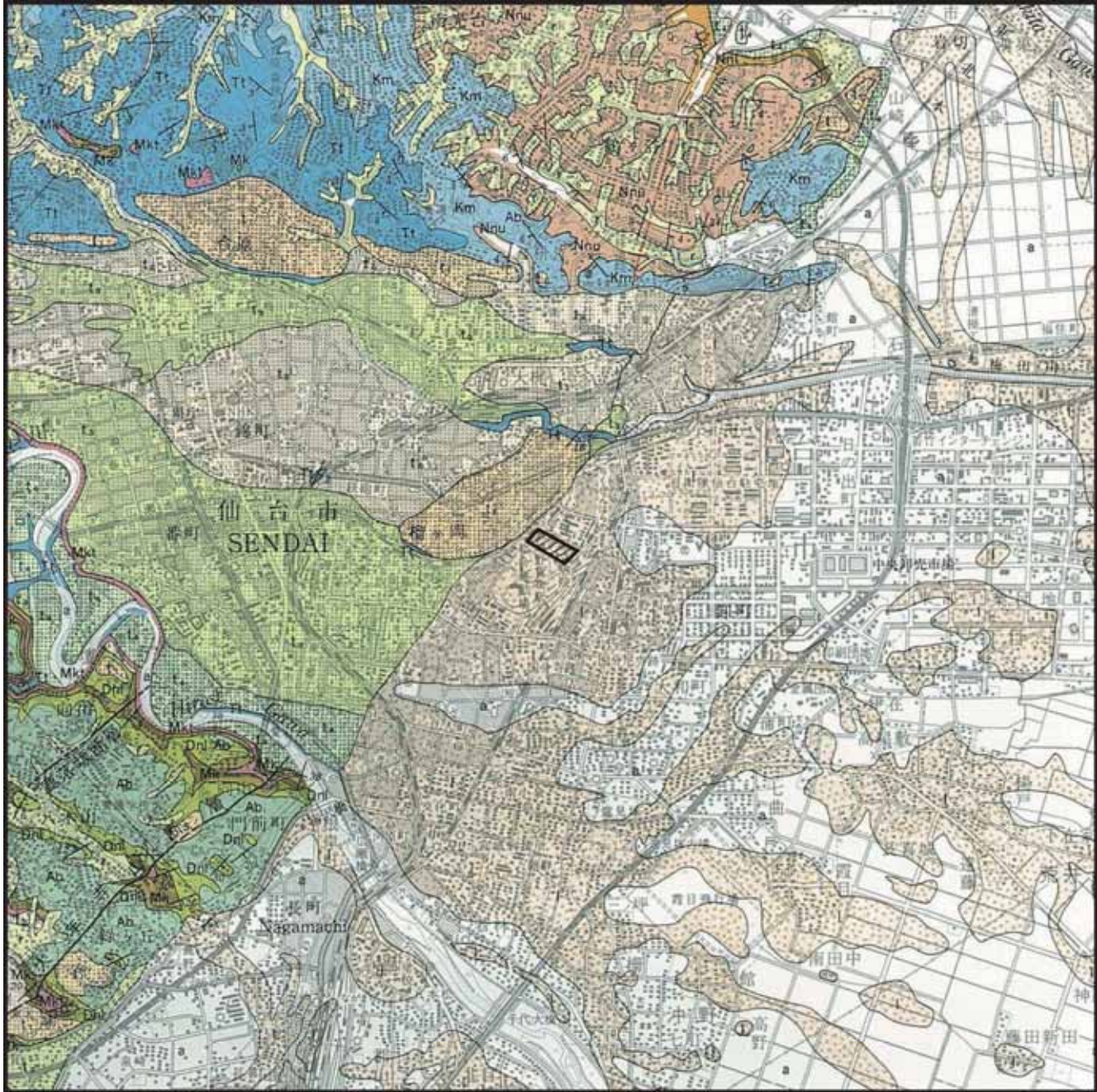
出典：「土地分類基本調査 地形・地質・土壌 仙台」（昭和42年3月 経済企画庁）

図 3-3 地形分類図



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



凡例

: 対象事業計画地

: 断層

埋谷土

r : 土砂

沖積層

a : 砂及び粘土

: 砂

河岸段丘堆積物

t₁ t₂ : 礫層・砂層及び粘土層

t₃ t₄ : 礫層・砂層及び粘土層

青葉山層

Ab : 礫層・砂層及び粘土層

大年寺層

Dnl : 砂岩・礫岩及びシルト岩

向山層

Mkt : 軽石凝灰岩及び細粒凝灰岩

Mk : 砂岩・シルト岩

垂炭・凝灰岩及び礫岩

竜の口層

Tt : シルト岩・砂質シルト岩

凝灰岩及び砂岩

亀岡層

Km : 砂岩・凝灰岩・シルト岩

垂炭及び礫岩又は礫混じり砂岩

三滝層

Mt : 安山岩質・玄武岩質溶岩

火山角礫岩及び凝灰角礫岩

梨野層

Ns : 異地性ブロックを含む

軽石凝灰岩・砂質凝灰岩及び砂岩

七北田層

Nnu : 砂岩(凝灰岩薄層を挟む)

Nnl : 砂岩・軽石凝灰岩及び礫岩

網木層

Tn : 軽石凝灰岩・火山礫凝灰岩

砂岩・礫岩及び凝灰角礫岩

茂庭層

Mn : 礫岩・礫混じり砂岩

及び砂岩

高館層

Tk : 火山角礫岩・凝灰角礫岩

及び軽石凝灰岩

Tkb

安山岩溶岩及び玄武岩溶岩

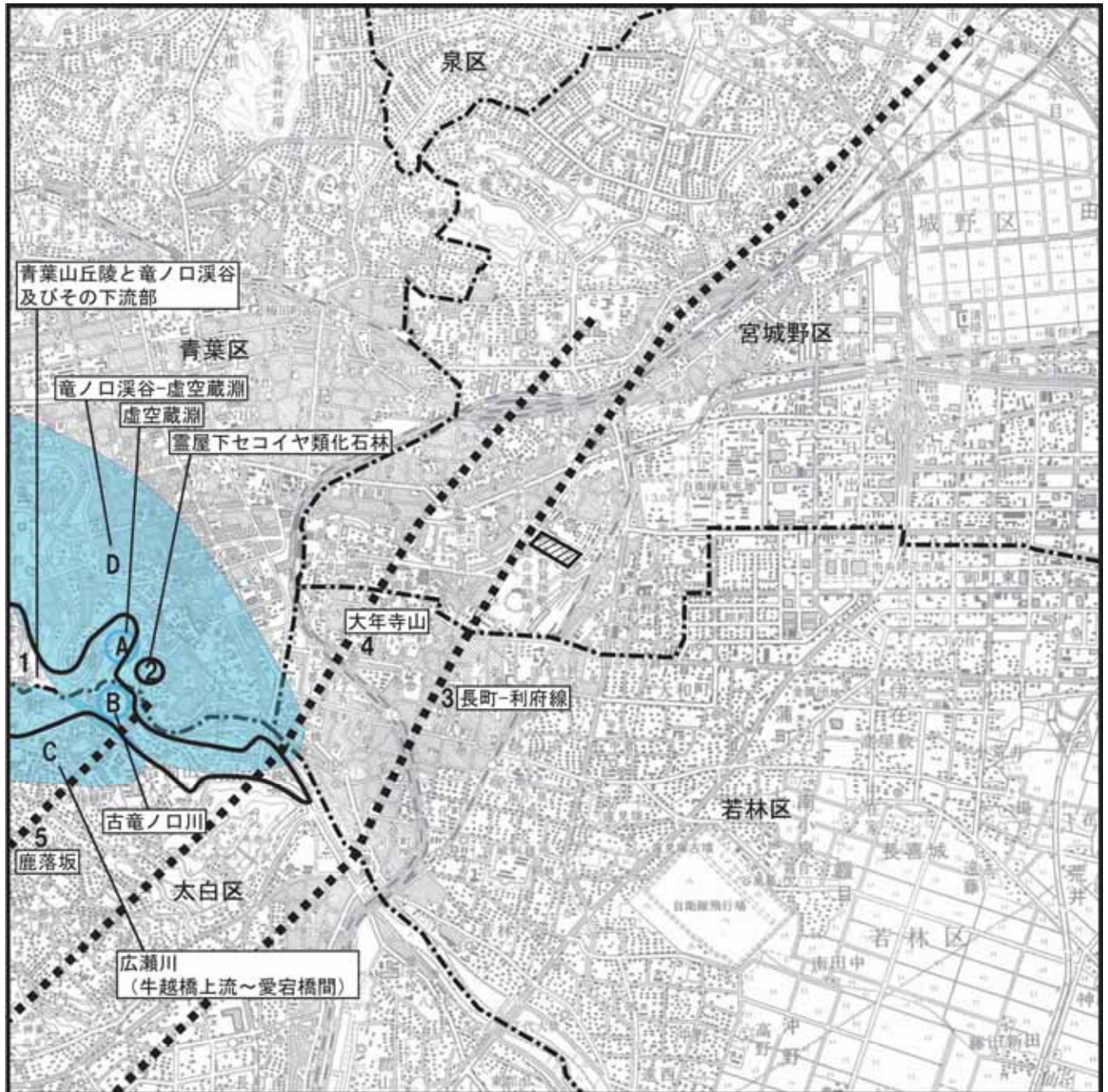
出典：5万分の1地質図幅「仙台」(昭和61年3月 地質調査所)

図 3-4 表層地質図




S=1:50,000



0 500 1000 2000m



凡 例

 : 対象事業計画地

 : 区境界線

 : 注目すべき地形・地質(1~5)


  : 注目すべき地形・地質(A~D)

出典:「平成6年度 自然環境基礎調査報告書」(平成8年3月 仙台市)

「平成15年度 自然環境に関する基礎調査業務報告書」(平成16年2月 仙台市)

「平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成23年3月 仙台市)

「日本の典型地形 都道府県別一覧」(平成11年4月 国土地理院)

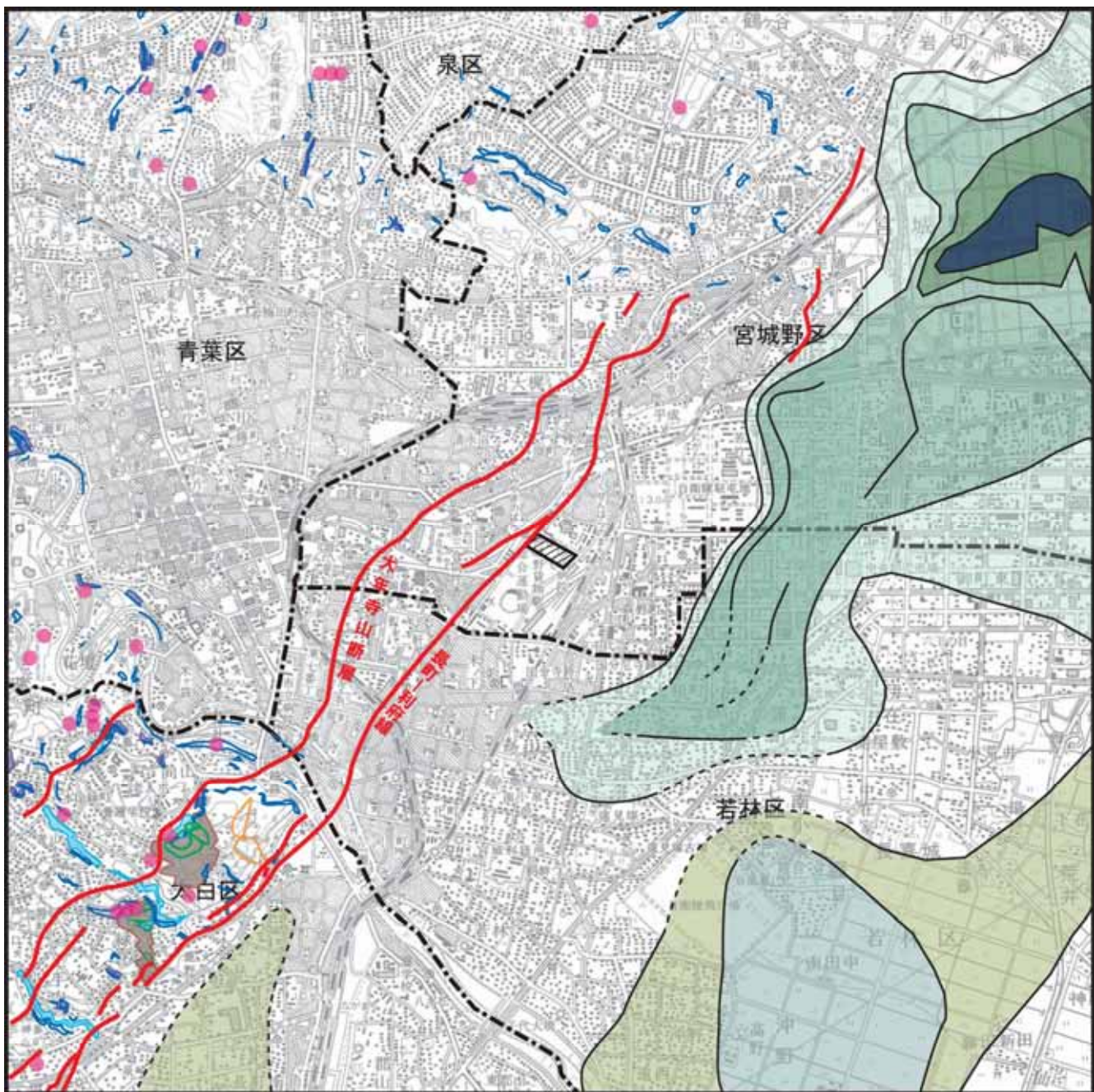
<http://www1.gsi.go.jp/geowww/themap/view/mapview.php?type=t1&dis=all&name=0037>

図 3-5 注目すべき地形・地質



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

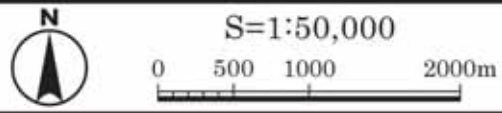


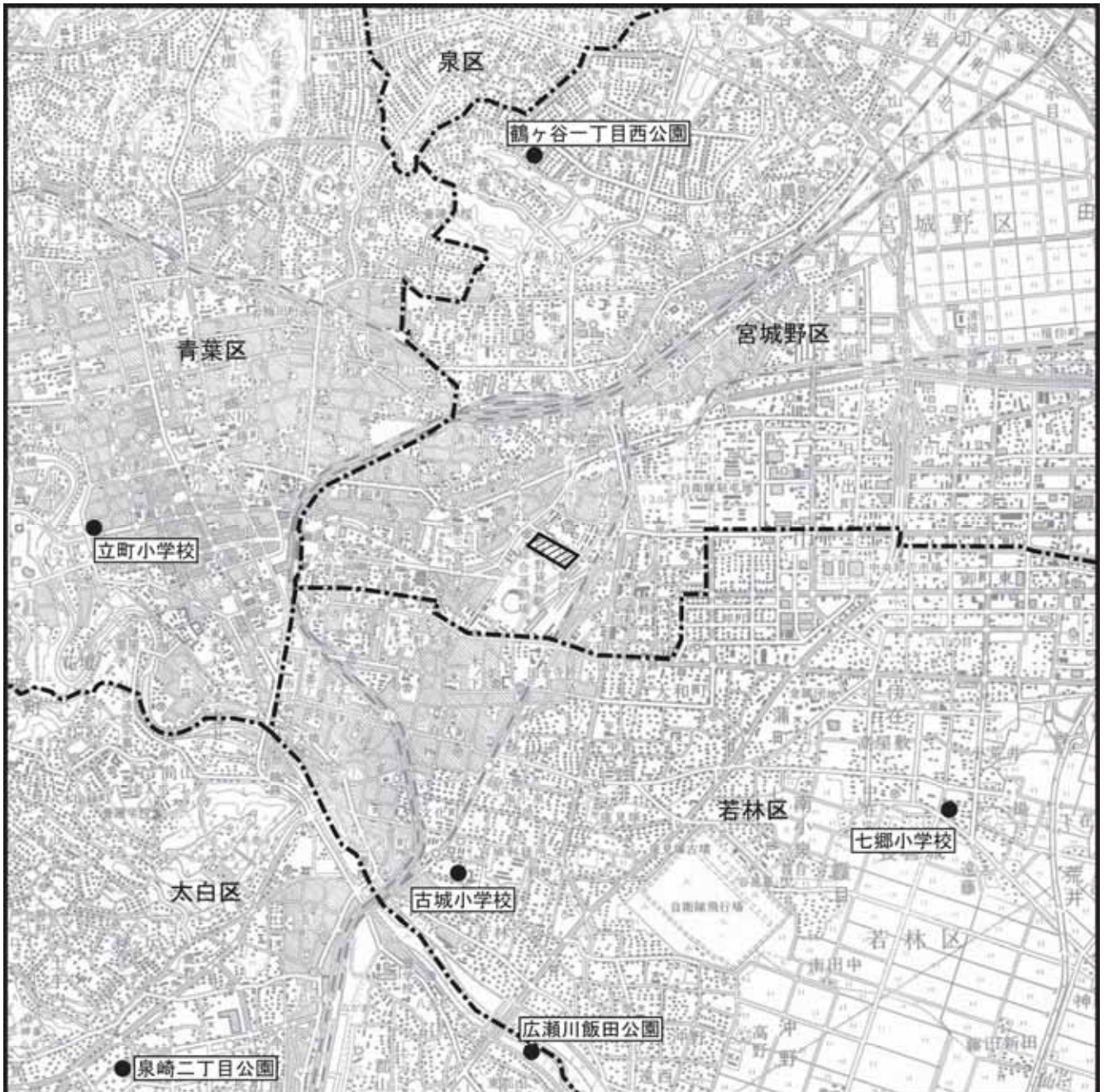
凡例

- | | | |
|---|--|---|
|  : 対象事業計画地 |  : 砂防指定地 | 軟弱層の厚さ
 (m)
2
4
6
8
10 |
|  : 区境界線 |  : 地すべり防止区域 | |
|  : 地すべり危険箇所 |  : 急傾斜地崩壊危険区域 | |
|  : 急傾斜崩壊危険箇所 |  : 活断層 | |
|  : 土石流危険溪流 |  : 崩壊地 | |




出典：1.「宮城県地域防災計画」(平成10年4月 宮城県防災会議) 4.「仙台市防災マップ」(平成13年6月 仙台市消防局防災課)
 2.「仙台市史特別編1自然」(平成6年3月 仙台市) 5.「防災マップ(地形情報)」(平成22年11月 仙台市HP)
 3.「土砂災害危険箇所図公表システム」(宮城県HP)

図 3-6 防災関連指定地域





凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 土壌のダイオキシン類調査地点

出典:「公害関係資料集」(平成19年度～平成23年度測定結果)(仙台市環境局)

図 3-7 土壌のダイオキシン類調査地点



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

3.3. 植物

ア. 注目すべき植物の状況

仙台市は、市域が海岸から奥羽山脈まで広がりを持ち、また、仙台市の丘陵地帯が暖温帯と冷温帯の間に位置する中間地帯と呼ばれる領域が広く占めているという特徴があり、暖地系及び寒地系の両方の植物がみられ、植物相が多様である。

「平成 22 年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)において「自然環境保全上重要な植物として選定されている種」及び、「広瀬川流域の自然環境」(平成 6 年 3 月 仙台市)において、分布域が調査範囲内に該当している植物種を調査範囲内における注目すべき植物種として整理した。

「平成 22 年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)において「自然環境保全上重要な植物」として選定されている種の判断基準は、表 3-5に示すとおりであり、学術上重要種、減少種、環境指標種及びふれあい種に該当する種、ならびに環境省レッドリスト種及び宮城県レッドリスト種である。

調査範囲における注目すべき種は表 3-7～表 3-11に示すとおりであり、確認された種数は 183 種あり、うち環境省レッドリスト種は 35 種、県レッドリスト種は 61 種である。分布地は、青葉山、向山、大年寺山、三神峯及び広瀬川沿い等である。

なお、表中の減少種の地域区分は表 3-6による。

表 3-5 自然環境保全上重要な植物種

判断基準	番号()	説明	
仙台市における保全上重要な種の区分	学術上重要種	1	仙台市において、もともと稀産あるいは希少である種。あるいは分布が限定されている種。
		2	仙台市周辺地域が分布の北限、南限となっている種。あるいは隔離分布となっている種。
		3	仙台市が模式産地(タイプロカリティー)となっている種
		4	その他、学術上重要な種
	減少種	EX	絶滅。過去に仙台市に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、仙台市では既に絶滅したと考えられる種。
		EW	野生絶滅。過去に仙台市に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、野生ではすでに絶滅したと考えられる種。
		A	現在ほとんど見ることができない。
		B	減少が著しい。
		C	減少している。
		*	普通に見られる。
/		生息・生育しない可能性が非常に大きい。	
環境指標種		本市の各環境分類において良好な環境を指標する種。(ビオトープやミティゲーションにおける計画・評価のための指標)	
ふれあひ保全種		市民に親しまれている(よく知られている)種のうち、保全上重要な種。(身近にある種の保全に対して啓蒙をはかるための種。)	
レッドデータ等	国 RL(「環境省第4次レッドリスト」(平成24・25年 環境省報道発表資料)掲載種)	EX	絶滅
		EW	野生絶滅
		CR	絶滅危惧 A 類
		EN	絶滅危惧 B 類
		VU	絶滅危惧 類
		NT	準絶滅危惧
		DD	情報不足
		LP	絶滅のおそれのある地域個体群
	宮城 RDL(「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドリスト2013版 - 」(平成25年 宮城県)掲載種)	EX	絶滅
		EW	野生絶滅
		CR+EN	絶滅危惧類
		VU	絶滅危惧 類
		NT	準絶滅危惧
		DD	情報不足
	天記、種保存法	要	要注目種
		特天	『文化財保護法』(昭和25年法律第214号)における特別天然記念物
		天	『文化財保護法』(昭和25年法律第214号)における天然記念物
		国内	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)』(平成4年法律第75号)における国内希少野生動植物
		国際	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)』(平成4年法律第75号)における国際希少野生動植物

番号：表 3-7～表 3-11 に示す判断理由の各項目に該当する。

注 「平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成23年3月 仙台市)におけるレッドデータの選定等は、発行後に改正された内容に修正した。

出典：「平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成23年3月 仙台市)

表 3-6 減少種の地域区分

番号	地域区分
1	山地地域
2	丘陵地地域
3	市街地地域
4	田園地域
5	海浜地域(後背の樹林帯も含む)

出典：「平成22年度 自然環境に関する基礎調査業務報告書」(平成22年3月 仙台市)

表 3-7 注目すべき植物種(1/5)

No.	科名	種名	文献		判断理由							環境省 RL	県 RL	天記・種保存法	分布地
					学術上重要種	減少種				環境指標種	ふれあい種				
						山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園						
1	イワヒバ	ヒモカズラ			1										
2		イワヒバ			1	B	B								
3	ミズニラ	ミズニラ			1		B		A			NT	NT		
4	トクサ	イヌスギナ					B								
5	ゼンマイ	ヤシャゼンマイ			1	C	C						NT		
6	コケシノブ	ヒメハイホラゴケ			1										
7		コウヤコケシノブ			1										
8	イノモトソウ	オオバノイノモトソウ			1,2		B	C							岩切
9		イノモトソウ			1,2								NT		台原森林公園
10	チャセンシダ	コタニワタリ					B								
11	オシダ	リョウメンシダ					B								台原森林公園
12		オシダ					B								
13		オオクジャクシダ			1										
14		オオベニシダ			1,2										
15		ギフベニシダ			1								CR+EN		
16		アスカイノデ			2										
17		アイアスカイノデ			2										
18		イワシロイノデ					B								台原森林公園
19		イノデ			2										
20		サカゲイノデ					B								台原森林公園
21		ジュウモンジシダ					B								台原森林公園
22	ヒメシダ	ヒメワラビ			2		B	B	B						
23	メシダ	シケチシダ			1,2								要		
24		イヌガンソク					C								台原森林公園
25		クサソテツ					B		C						台原森林公園
26	ウラボシ	ヒメサザラン			1	B									
27	サンショウモ	サンショウモ			1	EX	EX	EX	EX	EX		VU	NT		青葉区台原・太白区長町 (最終確認 1923 年)
28	マツ	モミ			2		C								台原森林公園
29		キタゴヨウ			4	B									
30		ハイマツ			1,4	C									
31	イチイ	カヤ			2		B								
32	クルミ	オニグルミ					B	B	B						
33	ヤナギ	ネコヤナギ			4		C	C							評定河原・長町
34		キツネヤナギ					C								大年寺山
35		オオバヤナギ			1	B							NT		
36	カバノキ	ハンノキ			1,4		C		B	C					宮沢橋下流
37		ウダイカンバ			4	C	C								
38		サワシバ				C	B								
39		アカシデ				C	B		/						台原森林公園・野草園
40		イヌシデ			4	C	B			C					台原森林公園・大年寺山

1：表中の文献は以下のとおりである。

「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)

「広瀬川の自然環境」(平成 6 年 3 月 宮城県)

2：表中の分布地は、文献に記載されている分布地を示す。

表 3-8 注目すべき植物種(2/5)

No.	科名	種名	文献		判断理由							環境省 RL	県 RL	天記・種保存法	分布地	
					学術上重要種	減少種					環境指標種					ふれあい種
						山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜						
41	ブナ	イヌブナ			1,4		B								野草園・大年寺山	
42		アカガシ			2		C	C	C	C					台原森林公園・野草園・大年寺山	
43		ミズナラ					C	B							野草園・大年寺山	
44		シラカシ			2		C	C	C	/					野草園・大年寺山	
45	ニレ	ケヤキ				C	C	B	B						牛越橋上流	
46	イラクサ	トキホコリ			1		B	B				VU	VU		花京院・上杉・広瀬川中河原緑地	
47	タデ	イヌタデ													台原森林公園・広瀬川中河原緑地・大年寺山	
48		ミソソバ					C	B	C						台原森林公園・野草園・大年寺山	
49		ノダイオウ			1,4		C		C			VU	要		花壇	
50	ザクロソウ	ザクロソウ			1										台原森林公園	
51	クスノキ	シロダモ			2		*		*	*					台原森林公園・野草園・向山	
52	キンボウゲ	ニリンソウ					B		B						野草園・八木山香澄町	
53		キクザキイチゲ				C	B		B						八木山香澄町	
54	マツモ	マツモ			1				A						青葉区小松島(1931年の採集地)	
55	アブラナ	ナズナ					B	B	B						台原森林公園・日の出町公園・大年寺山	
56	ユキノシタ	トリアシショウマ				C	B		B						大年寺山	
57		オオコガネコノメソウ			1,2										野草園	
58		ユキノシタ					B	B							大年寺山	
59	バラ	ヤマブキ					C								台原森林公園・八木山香澄町	
60		カスミザクラ					C								台原森林公園・野草園・三神峯公園	
61	マメ	ツクシハギ					B								台原森林公園・大年寺山・三神峯	
62		マキエハギ			1								NT		三神峯	
63	ユズリハ	ユズリハ			1,2		C		C	C					台原森林公園	
64	ミカン	ミヤマシキミ			1					C					台原森林公園	
65	カエデ	ハウチワカエデ					C								大年寺山	
66		イタヤカエデ					C								野草園・大年寺山	
67		ヤマモミジ					B								野草園	
68		ウリハダカエデ					C								台原森林公園・大年寺山	
69	モチノキ	イヌツゲ					C			C					台原森林公園	
70	ジンチョウゲ	オニシバリ			1								NT		台原森林公園	
71	スミレ	サクラスミレ			1		B								台原森林公園	
72		ナガハシスミレ			1		B		B						台原森林公園	
73	ミソハギ	ミズマツバ			1							VU	VU		郡山	
74	ミズキ	アオキ					C	C	C	C					台原森林公園・野草園	
75	ウコギ	コシアブラ				C	C								野草園・大年寺山	
76	セリ	サワゼリ			1										岩切	

1: 表中の文献は以下のとおりである。

「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)

「広瀬川の自然環境」(平成 6 年 3 月 宮城県)

2: 表中の分布地は、文献 に記載されている分布地を示す。

表 3-9 注目すべき植物種(3/5)

No.	科名	種名	文献		判断理由							環境省 RL	県 RL	天記・種保存法	分布地	
					学術上重要種	減少種				環境指標種	ふれあい種					
						山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園							海浜
77	ツツジ	ヤマツツジ					C	C		C					台原森林公園	
78		ナツハゼ					C								大年寺山	
79	モクセイ	イボタノキ					B								大年寺山	
80	ガガイモ	タチガシワ			1										野草園	
81	ムラサキ	ルリソウ					C					NT			台原森林公園	
82	ゴマノハグサ	ムラサキサギゴケ					C		C						台原森林公園・大年寺山	
83		カワヂシャ			1			B	B			NT	NT		新田	
84	タヌキモ	タヌキモ			1							NT	CR+EN		長町	
85	オオバコ	オオバコ													台原森林公園・日の出町公園・野草園・大年寺山	
86	キク	オクモミジハグマ					C								大年寺山	
87		キッコウハグマ					B								台原森林公園・野草園・大年寺山	
88		オケラ					B								台原森林公園	
89		オオニガナ			1		C						NT		北山(現在は消滅)	
90		アキノキリンソウ					C									台原森林公園・大年寺山
91		エソタンボボ					C	B	B	C						台原森林公園・野草園・大年寺山
92	オモダカ	サジオモダカ					C		B				NT			
93		アギナシ					C		B			NT	VU			
94		ヘラオモダカ					C		B							
95		ウリカワ					C		B							
96		オモダカ					C		B							
97		オモダカの仲間					C		B							東部田園地区の水田
98	トチカガミ	ミスオオバコ			1		B	B				VU	NT			
99	ヒルムシロ	エビモ					B	B								
100		コバノヒルムシロ										VU	VU			
101		ホソバミズヒキモ											VU			
102		イトモ			1		C		B				NT	要		
103	イバラモ	サガミトリゲモ			1							VU	VU		若林区荒井	
104		イトトリゲモ			1		B		A			NT	NT			
105	ユリ	カタクリ					B	B	B						台原森林公園・野草園	
106		ショウジョウバカマ					B								台原森林公園・野草園・八木山	
107		ゼンテイカ					B	B	B							
108		コオニユリ					B		B	B						台原(造成により消滅)
109		ヤマスカシユリ			1		B						NT	CR+EN		
110		ヒメヤブラン					C			*						台原森林公園・日の出町公園
111		オオバジャノヒゲ					B			C						台原森林公園・野草園・大年寺山
112		ユキザサ					C									
113	キンバイザサ	コキンバイザサ			1,2	EX	EX	EX	EX	EX			EX		台原(宅地造成により消滅)	
114	ミズアオイ	ミズアオイ							C			NT				
115		コナギ							C							

1: 表中の文献は以下のとおりである。

「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)

「広瀬川の自然環境」(平成 6 年 3 月 宮城県)

2: 表中の分布地は、文献に記載されている分布地を示す。

表 3-10 注目すべき植物種(4/5)

No.	科名	種名	文献		判断理由							環境省RL	県RL	天記・種保存法	分布地	
					学術上重要種	減少種					環境指標種					ふれあい種
						山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜						
116	アヤメ	ノハナショウブ			1										116	
117		ヒメシャガ						B	B				NT	NT	117	
118		アヤメ												NT	118	
119	ホシクサ	ホシクサ												要	119	
120	イネ	ヒメコヌカグサ											NT			
121		ヤマアワ							B		B					台原森林公園
122		メヒシバ														台原森林公園・大年寺山・JR長町駅東側
123		カゼクサ							B	C						台原森林公園・米ヶ袋広瀬川畔・三神峯公園
124		オオウシノケグサ													4	川内追廻・野草園
125		カラフトドジョウツナギ												NT		
126		エゾノサヤヌカグサ														
127		オギ							C	C	C	C				広瀬川中河原緑地
128		ヨシ							C	C	C	C				台原森林公園
129		ツルヨシ							C	C	C					花壇広瀬川畔・広瀬川中河原緑地・千代大橋付近
130		オオクマザサ													3	野草園・大年寺山
131		ハコネナンプスズ													1	
132		スエコザサ													3	台原森林公園・野草園・大年寺山
133		スズタケ														台原森林公園・野草園
134		ケスズ													1	
135		ネズミノオ														
136		マコモ														野草園
137	シバ														台原森林公園・米ヶ袋・野草園	
138	サトイモ	ヒメカイウ											NT	CR+EN		
139		ミズバショウ														
140		ヒメザゼンソウ														
141	ミクリ	ミクリ											NT	NT		
142		タマミクリ											NT	CR+EN		
143		ナガエミクリ											NT	NT		
144	ガマ	ヒメガマ														台原森林公園
145		ガマ														野草園
146	カヤツリグサ	サナギスゲ													CR+EN	
147		ヤマクボスゲ											NT	VU		
148		タヌキラン														
149		オオカサスゲ														
150		センダイスゲ													4	
151		クグガヤツリ														CR+EN
152		フトイ														
153		カンガレイ														
154	サンカクイ															広瀬川中河原緑地

1: 表中の文献は以下のとおりである。

「平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成23年3月 仙台市)

「広瀬川の自然環境」(平成6年3月 宮城県)

2: 表中の分布地は、文献に記載されている分布地を示す。

表 3-11 注目すべき植物種(5/5)

No.	科名	種名	文献		判断理由										環境省RL	県RL	天記・種保存法	分布地
					学術上重要種	減少種					環境指標種	ふれあい種						
						山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜								
155	ラン	エビネ			1		A							NT	VU			
156		キンセイラン			1		B							VU	CR+EN			
157		ユウシュンラン			1		B							VU	NT		野草園・八木山	
158		キンラン			1	B	B							VU	VU			
159		シュンラン					C			C							野草園	
160		コアツモリソウ			1		B							NT	CR+EN			
161		クマガイソウ			1	B	A							VU	CR+EN			
162		イチヨウラン			1										CR+EN			
163		セッコク			1	EX	EX	EX	EX	EX					CR+EN			
164		アオスズラン			1		A										八木山	
165		ノビネチドリ													VU			
166		オオミズトンボ			1		B							EN	CR+EN			
167		サギソウ			1	B	A							NT	CR+EN		台原(土地造成により消滅)	
168		ヒメノヤガラ			1									VU	VU			
169		ホクリクムヨウラン			1		B										向山・野草園・大年寺山	
170		ギボウシラン			1	C								EN	CR+EN			
171		ジガバチソウ													NT			
172		クモキリソウ			1,4		B				B						台原森林公園・野草園・大年寺山	
173		ヒメフタバラン													要			
174		ウチョウラン			1	B	A							VU	CR+EN			
175		ミズチドリ													VU			
176		イイヌママカゴ			1									EN	CR+EN			
177		ツレサギソウ													NT			
178		ヤマサギソウ													VU			
179		トキソウ			1		A							NT	VU			
180	カヤラン			1		B				B				VU				
181	ネジバナ					B				B						台原森林公園・日の出町公園・広瀬川中河原緑地・大年寺山		
182	ハクウンラン			1										VU				
183	ショウキラン			1	B									CR+EN				
	62科	183種	96種	126種	87種	26種	119種	29種	57種	24種	65種	53種	35種	61種	0種			

1: 表中の文献は以下のとおりである。

「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)

「広瀬川の自然環境」(平成 6 年 3 月 宮城県)

2: 表中の分布地は、文献に記載されている分布地を示す。

A： その他事業の立地上配慮を要する植物

保存樹木，保存樹林，保存緑地

調査範囲における，「杜の都の環境をつくる条例」に基づく「保存樹木」，「保存樹林」，「保存緑地」の指定状況は表 3-12～表 3-16及び図 3-8に示すとおりである。

表 3-12 保存樹木(1/4)

項目	記号	所有者	樹種	指定樹齡 (年)	樹高 (m)	幹周 (m)
保存 樹木	1	光明寺	オオバボダイジュ	250	16.0	2.5
	2	東昌寺	マルミガヤ	500	17.5	5.3
	3	東昌寺	アカマツ	350	13.5	2.8
	4	東昌寺	コウヨウザン	150	14.0	1.8
	5	資福寺	ハクモクレン	320	3.8	1.7
	6	資福寺	ゴヨウマツ	200	12.5	1.3
	7	資福寺	コウヨウザン	200	16.0	2.0
	8	秀林寺	サツキ	340	0.8	株立
	9	覚範寺	ヒヨクヒバ	250	15.0	2.9
	10	輪王寺	ダイオウショウ	100	21.0	0.9
	11	輪王寺	コウヨウザン	100	20.0	1.8
	12	莊嚴寺	イロハカエデ	200	12.0	3.1
	13	充国寺	クロマツ	395	8.0	1.8
	14	東北大学医学部	イスノキ	220	7.7	1.6
	15	個人所有	ケヤキ	500	14.0	3.1
	16	個人所有	ウメ	145	13.0	1.1
	17	木町通小学校	イチヨウ	100	22.0	3.3
		木町通小学校	イチヨウ	100	22.0	3.0
	18	個人所有	ケヤキ	300	22.0	4.7
	19	個人所有	スギ	1000	25.0	5.5
	20	個人所有	エノキ	350	18.0	2.6
	21	仙台市	イチヨウ	250	20.0	4.1
	22	仙台市	ウメ	200	8.5	2.1
	23	仙台高等裁判所	ヒマラヤスギ	80	19.5	3.0
	24	仙台高等裁判所	イロハカエデ	200	8.5	2.0
	25	仙台高等裁判所	シラカシ	350	18.0	1.8
	26	仙台高等裁判所	エドヒガンザクラ	250	12.5	3.0
	27	仙台高等裁判所	コウヤマキ	300	16.0	1.8
		仙台高等裁判所	コウヤマキ	300	16.0	2.4
	28	仙台高等裁判所	キャラボク	200	2.5	株立
29	東北大学	メタセコイヤ	27	14.0	1.8	
30	東北大学	ハンテンボク	75	17.0	2.0	

出典：「杜の都の名木・古木」(平成21年3月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課)

表 3-13 保存樹木(2/4)

項目	記号	所有者	樹種	指定樹齡 (年)	樹高 (m)	幹周 (m)
保存 樹木	31	東北大学	スズカケノキ	75	25.0	2.8
	32	東北大学	クロマツ	200	12.0	1.5
	33	東北大学	イチョウ	200	20.0	4.6
	34	仙台市	コウヤマキ	300	30.0	3.5
		仙台市	コウヤマキ	300	28.0	2.9
	35	瑞鳳寺	ヒガンザクラ	330	15.0	3.3
	36	仙台地方検察庁	サルスベリ	300	11.0	1.2
	37	仙台地方検察庁	シダレザクラ	300	15.0	3.3
	38	東二番丁小学校	クスノキ	100	10.0	1.5
	39	東北薬科大学	クロマツ	620	14.5	3.4
	40	朝日神社	スギ	700	13.0	3.2
	41	宮城県対がん協会	ケヤキ	200	12.0	3.0
	42	仙岳院	クロマツ	310	5.0	1.0
	43	五城中学校	イロハモミジ	300	21.0	2.4
	44	一本松公園・仙台市	アカマツ	200	10.8	2.6
	45	宮城県	ヒマラヤスギ	70	17.5	1.3
	46	宮城県	サンゴジュ	80	8.5	2.0
	47	東六番丁小学校	ヒガンザクラ	300	10.0	5.6
	48	千手観音堂	イチョウ	200	21.0	3.5
	49	稲舟神社	イロハカエデ	200	18.0	2.1
	50	個人所有	イチョウ	1,200	32.0	7.8
	51	宮城野中学校	チョウセンゴヨウマツ	67	14.0	2.1
	52	仙台市	シダレザクラ	280	18.0	3.4
	53	仙台市	サイカチ	200	15.0	4.5
	54	孝勝寺	クロマツ	310	20.0	2.5
	55	榴岡天満宮	シラカシ	300	15.0	2.9
	56	宮城野八幡神社	ケヤキ	200	32.0	3.3
	57	善應寺	キンモクセイ	260	10.0	0.9
	58	善應寺	イチイ	260	13.0	2.8
	59	善應寺	シラカシ	250	15.0	3.1
60	志賀神社	イチイ	600	18.0	3.2	

出典：「杜の都の名木・古木」(平成21年3月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課)

表 3-14 保存樹木(3/4)

項目	記号	所有者	樹種	指定樹齡 (年)	樹高 (m)	幹周 (m)
保存 樹木	61	大山祇神社	イチヨウ	200	21.0	3.6
	62	正樂寺	イチヨウ	300	12.0	4.5
	63	正樂寺	クスノキ	200	15.0	3.6
	64	愚鈍院	カヤ	250	15.0	2.1
	65	大林寺	カヤ	250	15.0	3.8
	66	道仁寺	タブノキ	200	16.0	2.8
	67	道仁寺	サクラ	200	15.0	2.6
	68	道仁寺	シダレザクラ	200	13.0	2.0
	69	道仁寺	サクラ	200	14.0	2.3
	70	栽松院	シラカシ	1,000	7.0	1.7
	71	信夫神社	イチヨウ	350	23.0	4.2
	72	三宝大荒神社	イチヨウ	320	25.0	4.1
	73	満福寺	クロマツ	300	21.0	2.8
	74	薬師堂	ヒラギ	200	7.0	1.6
	75	仙台市	アラカシ	200	16.5	2.3
	76	仙台市	イチヨウ	350	25.0	4.0
	77	聖ウルスラ学院	ケヤキ	250	20.0	4.2
	78	仙台市	シダレザクラ	390	7.0	2.5
	79	宮城刑務所	クロマツ	330	3.3	1.6
	80	宮城刑務所	ウメ	360	8.0	1.3
	81	旅立稲荷神社	ケヤキ	200	25.0	3.9
	82	愛宕神社	スギ	580	11.5	4.6
		愛宕神社	スギ	580	11.5	3.6
	83	愛宕神社	エドヒガン	350	13.0	3.3
	84	大満寺	イチヨウ	250	21.5	3.8
	85	仙台市	ラクウショウ	100	17.0	3.0
86	仙台市	スギ	500	28.0	4.0	

出典：「杜の都の名木・古木」(平成21年3月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課)

表 3-15 保存樹林(4/4)

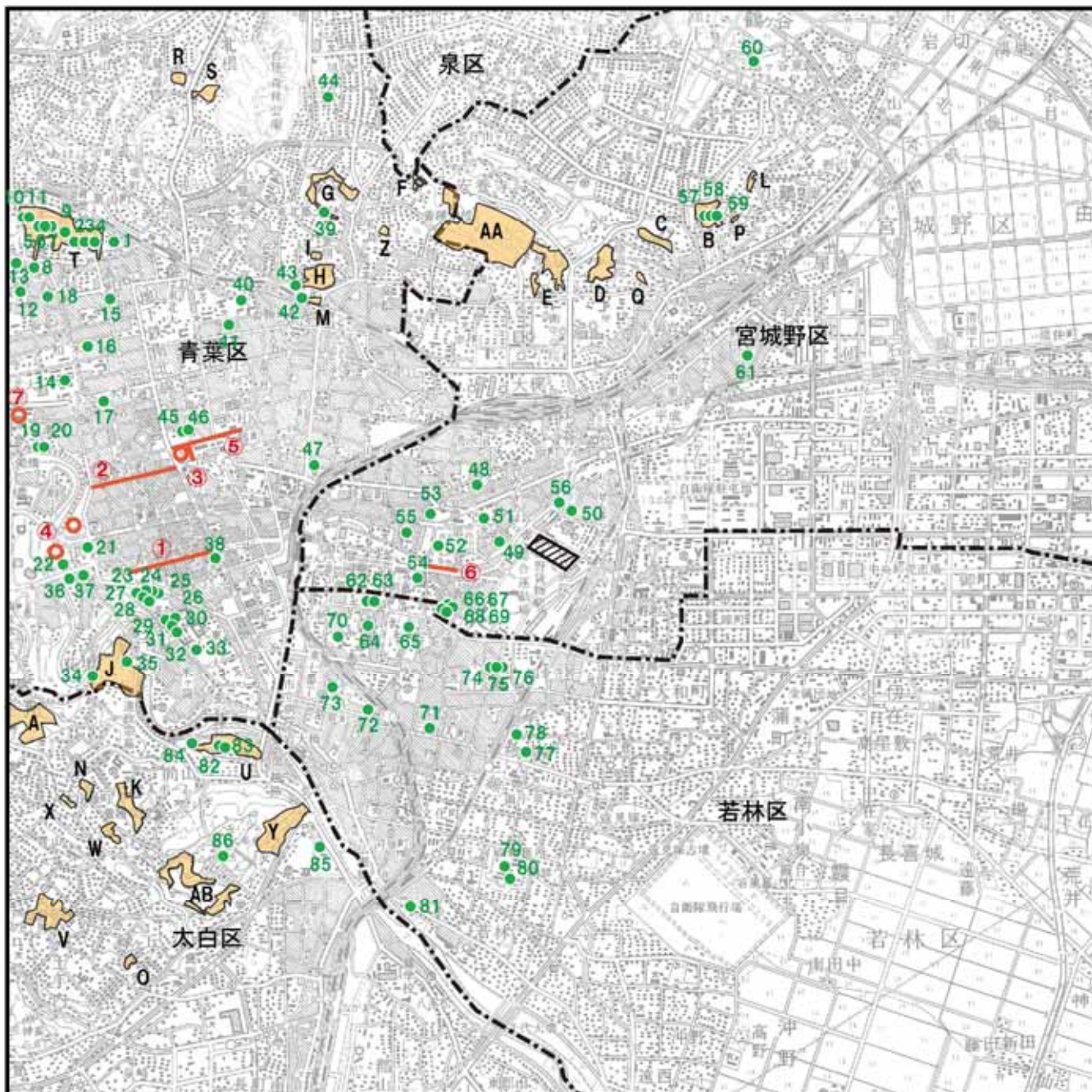
項目	記号	名称	形態
保存 樹林		青葉通 仙台駅前～大町	ケヤキ街路樹
		定禅寺通(中央分離帯のみ) 東二番丁通～西公園	ケヤキ街路樹
		勾当台公園 青葉区本町三丁目9	ヒマラヤシーダー林
		西公園 青葉区桜ヶ丘公園2,3番	ヒマラヤシーダー林
		勾当台通外記丁線・定禅寺通県庁前線 青葉区本町三丁目9(東隣,北隣)	イチヨウ街路樹
		東十番丁線(榴ヶ岡駅前通り) 宮城野区榴岡五丁目12(北隣)	イチヨウ街路樹
		広瀬町4	シラカシ生垣

出典：仙台市資料(仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課)


表 3-16 保存緑地

項目	記号	名 称	保存緑地の面積(ha)
保存 緑地	A	青葉山	362.41
	B	善応寺	2.93
	C	西山	2.40
	D	安養寺	4.48
	E	木皿山	5.76
	F	奥津森	0.51
	G	瞑想の森	4.18
	H	東照宮	3.73
	I	仙台営林署	0.47
	J	霊屋	8.35
	K	県児童館モデル遊園	3.75
	L	案内沢北	0.81
	M	仙岳院	0.69
	N	大泉山	0.99
	O	滝沢寺	0.75
	P	大拙庵	0.44
	Q	ラ・サールホーム	0.35
	R	藤松	1.04
	S	南黒松	1.48
	T	北山	14.60
U	愛宕山	4.25	
V	橋本農園	4.63	
W	あびこの杜	0.95	
X	大泉山	0.56	
Y	大年寺山	7.43	
Z	小松島二丁目	0.63	
AA	与兵衛沼	24.89	
AB	ニッ沢	7.24	

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（平成 21 年 4 月 仙台市）



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 保存樹木(1~86)
-  : 保存樹林(①~⑧)
-  : 保存緑地(A~AB)

出典：1.「杜の都の名木・古木」(平成21年3月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課)
 2.「仙台市公園・緑地等配置図」(平成23年4月 仙台市)

図 3-8 保存樹木・保存樹林・保存緑地



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

イ．植生及び注目すべき植物群落の状況

調査範囲の現存植生は、図 3-9に示すとおりであり、計画地は「残存・植栽樹群を持った公園、墓地等」で植生自然度は低い。

「平成 21 年度 自然環境に関する基礎調査業務報告書」(平成 22 年 3 月 仙台市)では、環境省の植生自然度 9, 10 (自然植生)に該当する植生を「自然性の高い植生」として位置づけている。調査範囲における自然性の高い植生の分布は図 3-10に示すとおりであり、広瀬川沿いや仙台城跡周辺などに分布している。なお、植生自然度の区分基準は表 3-17のとおりである。

注目すべき植物群落は、表 3-18及び図 3-11に示すとおりであり、霊屋のスギ林がある。

表 3-17 植生自然度の区分基準

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツ トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	クリ ミズナラ群落、クヌギ コナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：「平成 21 年度 自然環境基礎調査報告書」(平成 22 年 3 月 仙台市)

表 3-18 注目すべき植物の群落

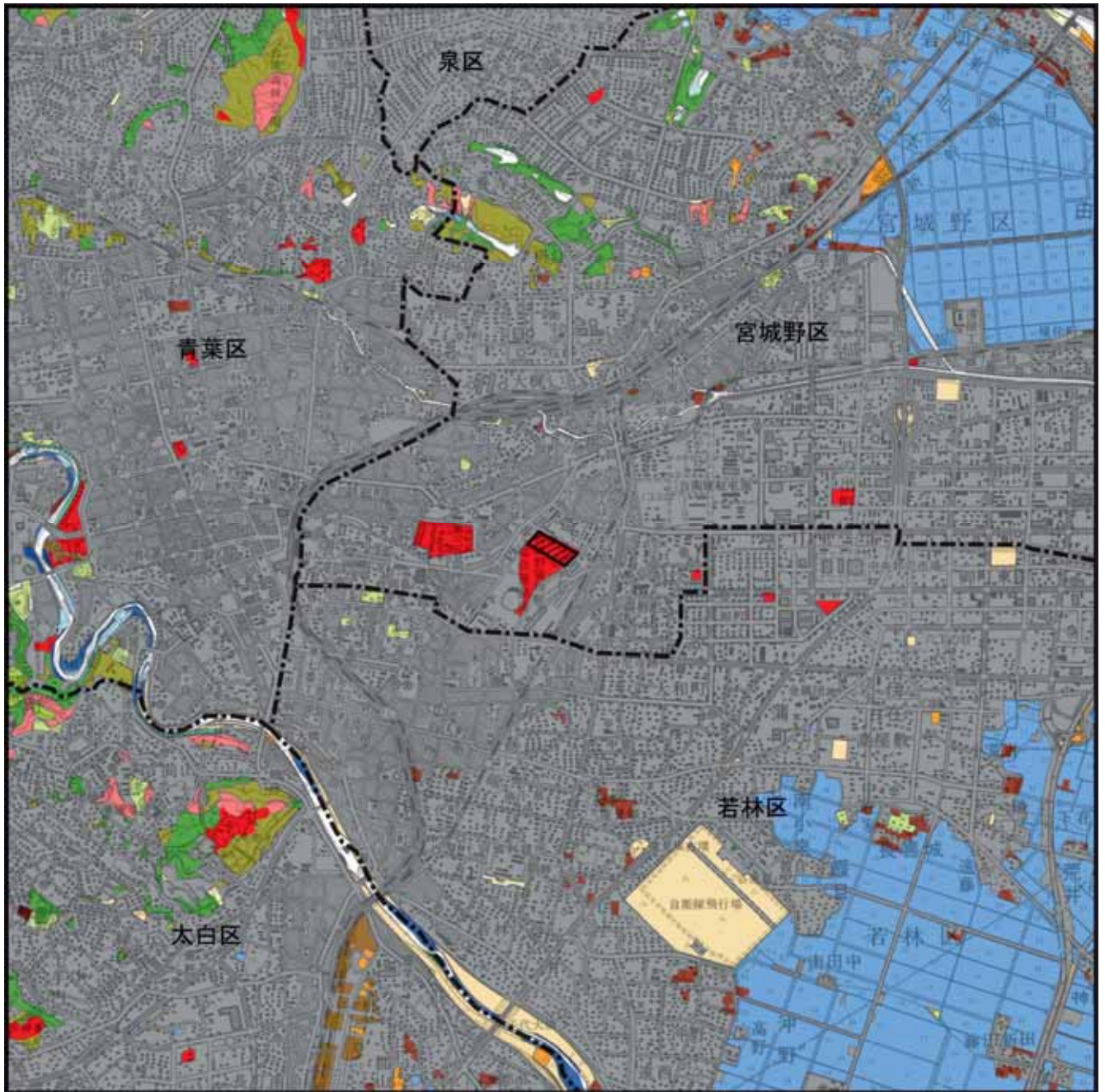
件名	選定理由	保全の状況
霊屋のスギ林	過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても長期にわたって伐採の手が入っていないもの	風致保安林 土砂崩壊防止保安林

出典：「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドリスト 2013 版 - 」(平成 25 年 宮城県)

「環境省 自然環境基礎調査」(平成 8 年 3 月 仙台市)

ウ．計画地の植生の状況

計画地の植生の状況は、「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」である。



凡例

- | | | | |
|-----------|--------------|--------------|-------------------|
| : 対象事業計画地 | チシマザサープナ群団 | ヨシクラス | 水田雑草群落 |
| : 区境界線 | ケヤキ群落 (IV) | ヒルムシロクラス | 市街地 |
| | ヤナギ高木群落 (IV) | スギ・ヒノキ・サワラ植林 | 緑の多い住宅地 |
| | ヤナギ低木群落 (IV) | 竹林 | 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |
| | アカマツ群落 (V) | ゴルフ場・芝地 | 工場地帯 |
| | 落葉広葉低木群落 | 路傍・空地雑草群落 | 造成地 |
| | ススキ群団 (V) | 果樹園 | 開放水域 |
| | クリーコナラ群集 | 畑雑草群落 | 自然裸地 |

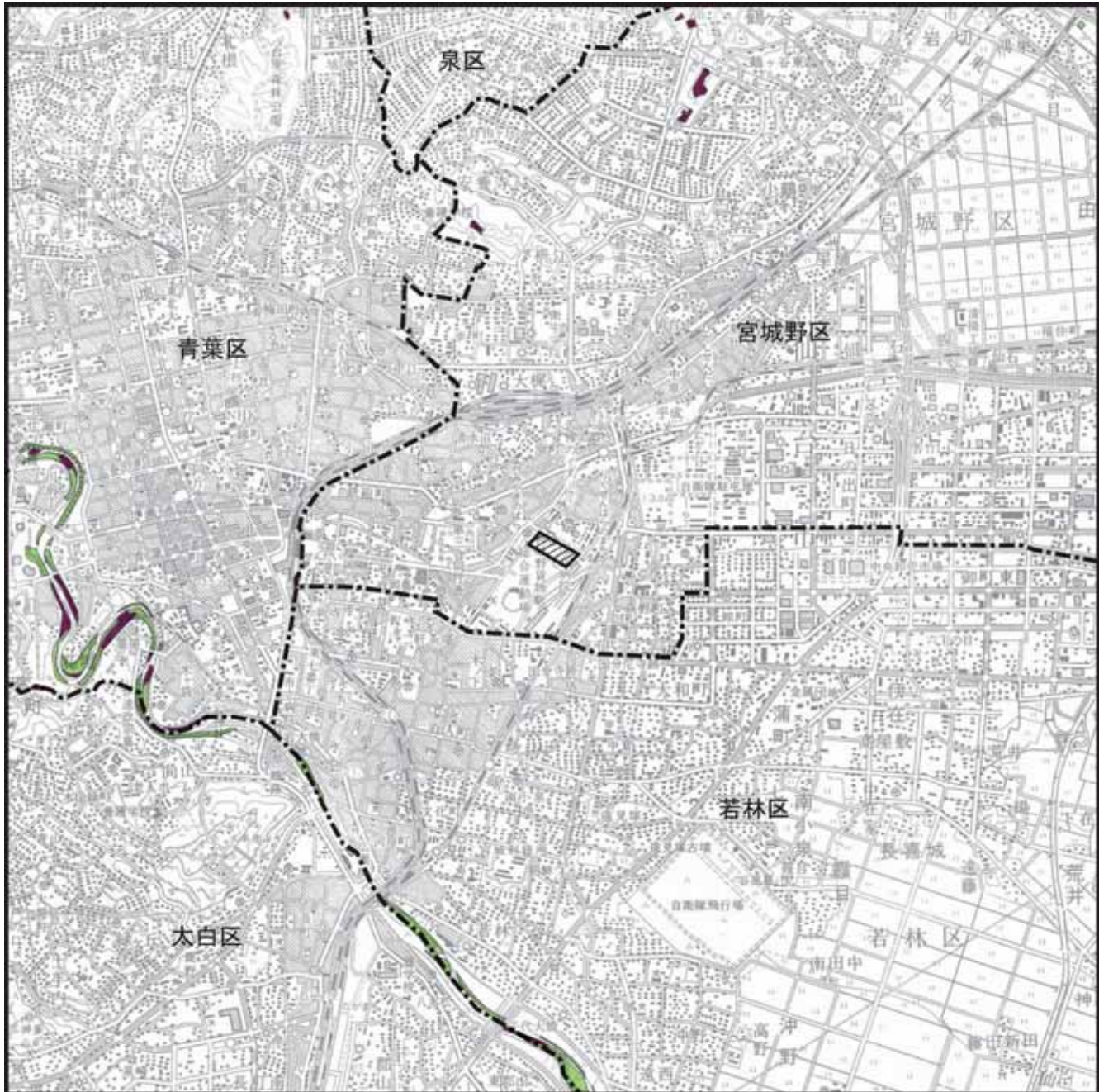
出典：「1:150,000 仙台市植生図 東日本大震災後における自然環境基礎調査業務委託報告書」（平成 25 年 仙台市）

図 3-9 現存植生図







S=1:150,000

0 500 1000 2000m



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線

植生自然度個別値	植 生
 : 10	ヒルムシロクラス ヨシクラス
 : 9	ケヤキ群落 (IV) チシマザサープナ群落 ヤナギ低木群落 (IV) ヤナギ高木群落 (IV)

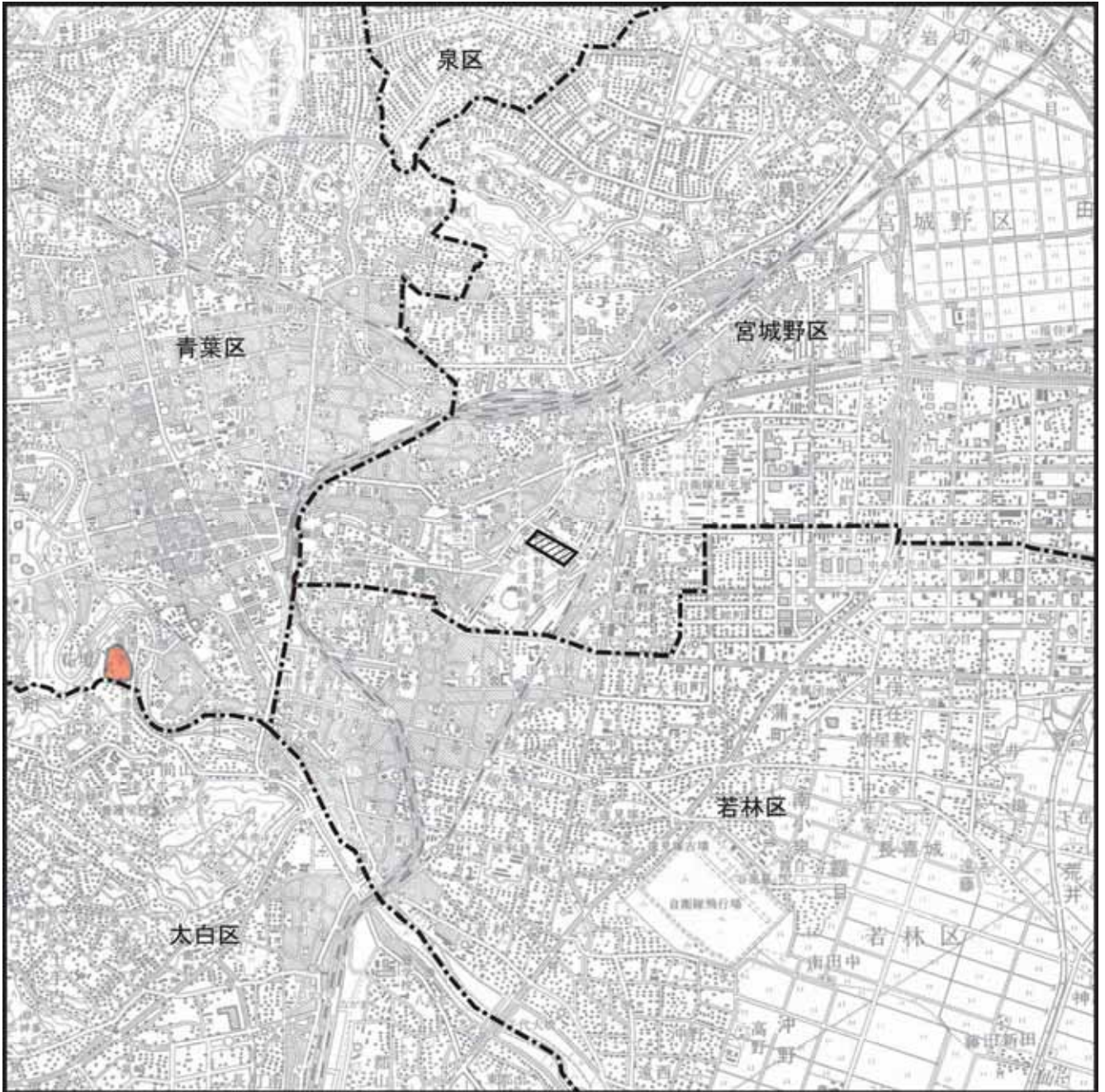
出典：「1:50,000 仙台市植生図 東日本大震災後における自然環境基礎調査業務委託報告書」(平成 25 年 仙台市)

図 3-10 植生自然度






S=1:50,000

0 500 1000 2000m



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 注目すべき植物群落

出典:「平成21年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成22年3月 仙台市)

図 3-11 注目すべき植物群落の分布



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

3.4. 動物

ア. 注目すべき動物の状況

計画地は市街地に位置している。仙台市の市街地や田園地域では、人の生活空間の拡大や圃場整備等により動物の生息環境が減少しているが、市街地に残された公園や河川沿い等でタヌキ、イタチ、カワセミ、アオダイショウ及びミヤマクワガタ等、多くの動物が生息しており、青葉山、台原森林公園、広瀬川等が主要な生息地となっている。

調査範囲が含まれる広瀬川流域では、適切な環境保全区域設定の基礎資料として平成3年度から5年度にかけて実施された「広瀬川流域自然環境調査」の結果が「広瀬川流域の自然環境」(平成6年3月 仙台市)として取りまとめられている。動物相の特徴を表 3-19に示す。

表 3-19 動物相の特徴

項目	動物相の特徴
小型哺乳類	<p>小型哺乳類は生け捕りワナ、捕殺ワナおよび手捕りによる捕獲の他、文献、その他の記録等から、ほとんど文献資料がなかった翼手目や、ヤチネズミ、ヒメヒズ等の生息を確認し、合計3目5科13種を記録した。翼手目は洞窟性種を中心に2科7種、食虫目2科5種、げっ歯目1科4種を記録し、小型哺乳類相からは、広瀬川流域の環境が比較的良好に保たれていると判断され、小型哺乳類の生息環境も保証されるような措置が必要であることを述べた。</p>
鳥類	<p>・中流域部の鳥類(生瀬橋下流、三居沢発電所取水口の北堰上流部～広瀬橋) 中州や岸边には柳等の灌木が繁り野鳥たちの格好な生活の場となっている。目別構成はスズメ目が54種で59.3%、チドリ目(<i>Charadriiformes</i>)9種9.9%、ガンカモ目7種7.7%、ワシタカ目6種6.6%の順となっていた。</p> <p>・下流域部の鳥類(広瀬橋下流～名取川河口) 河口近くには中州や寄州があり干潮時にシギ・チドリ類カモ類(<i>Gulls</i>)が採餌や休息地として利用している。また地域住民の運動公園としても幅広く利用されており、河岸には低灌木や葦原も生い茂っている田園親水域である。</p> <p>このような環境の地域に83種の鳥類を確認することができた。日別構成はスズメ目が33種で39.9%、チドリ目19種22.9%、ガンカモ目9種10.8%、コウノトリ目8種9.6%、ワシタカ目6種7.2%の順となっている。</p>
両生類 爬虫類	<p>広瀬川流域から両生類6科15種類、爬虫類4科8種類が出現した。</p> <p>出現種のいずれもが、概ね良好に生息している模様で、広瀬川流域の生息環境の多様さを物語っている。出現種は、宮城県付近の平地から山地にかけての平均的な、標準的な両生類・爬虫類相である。</p>
魚類	<p>・中流(青葉区熊ヶ根～愛宕橋) 中流はウグイが優占種である。中村(1976)で多かったオイカワは、現在は少ない。アブラハヤは郷六付近より上流側の河岸のよどみで見られる。底生魚は、カマツカ、ニゴイ、ドジョウ、シマドジョウ、ギバチ、シマヨシノボリ、オオヨシノボリ、カジカ等が生息する。ニゴイは下流の淵部に多い大形の底生魚であるが、近年中流で増加していると言う。ヨシノボリ類は、郷六付近より上流側でオオヨシノボリが多く、下流側でシマヨシノボリが多い。カジカは市街地の牛越橋付近が分布の下限である。</p> <p>・下流(愛宕橋～下流) 中流から下流に移行する付近は、愛宕堰と郡山堰の2基の堰堤がある。郡山堰は、広瀬川で最も下流に位置する堰堤であるが、魚道等の機能が十分でなく、通常の間はウグイ(降海型)、マルタウグイ、天然遡上アユ、ヌマチチブ等の通し回遊魚の遡上上限になっている。</p> <p>下流は、護岸整備と河川改修が進捗し、自然護岸の場所が減少した。平瀬の場所が広がった反面で、名取川との合流点付近は、河床を掘削したためにとろの状態になっている。</p> <p>遊泳魚はウグイが多い。オイカワ、タモロコ、モツゴ等の移植種や、止水の場所を好むメダカが見られる。底生魚は、ニゴイ、ヌマチチブが多い。</p> <p>春季は、遡上するアユ幼魚、自然繁殖のサケ稚魚、ウグイ(降海型)やマルタウグイ成魚、遡上するオオヨシノボリやシマヨシノボリ、ウキゴリの幼魚が見られる。</p>
昆虫類	本業務調査範囲では昆虫類の調査は実施されていない

出典：「広瀬川流域の自然環境」(平成6年3月 仙台市)

調査範囲内における注目すべき動物として、「平成22年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成23年3月 仙台市)において「自然環境保全上重要な動物として選定されている種」のうち、報告書で示されている分布域が調査範囲内に該当している動物種、及び「広瀬川流域の自然環境」(平成6年3月 仙台市)において「中流域・下流域(本調査の調査対象範囲に該当)に生息する動物種」を調査範囲内における注目すべき動物種として整理した。

「平成22年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成23年3月 仙台市)において「自然環境保全上重要な動物」として選定されている種の判断基準は、表3-5に示すとおりであり、学術上重要種、減少種、環境指標種及びふれあい種に該当する種、ならびに環境省レッドリスト種及び宮城県レッドリスト種である。

調査範囲内における注目すべき種は表3-20～表3-27に示すとおりであり、確認された種数は121種あり、うち環境省レッドリスト種は36種、県レッドリスト種は46種である。

なお、表中の減少種の地域区分は表3-6による。

表 3-20 注目すべき動物相の種数

項目	目数	科数	種数	文献 (1)		判断理由(文献)										(2・3) 県 RL	(2・3) 環境省 RL
						学術上 重要種	減少種					環境 指標種	ふれ あい 種				
							山地	丘陵地	市街地	田園	海浜						
哺乳類	5	9	21	3	18	14	19	17	12	10	7	8	6	9	1		
鳥類	14	28	54	25	42	16	28	46	50	43	36	38	16	16	14		
爬虫類	1	4	7	4	6	3	7	7	6	4	4	6	4	1	0		
両生類	2	4	11	4	11	3	11	11	9	3	2	9	5	6	4		
魚類	9	11	14	7	13	7	5	9	7	5	6	7	7	6	12		
昆虫類	6	13	14	14	4	12	2	10	11	7	0	6	5	8	5		
合計	37目	69科	121種	57種	90種	55種	72種	100種	95種	72種	55種	74種	43種	46種	36種		

1: 文献は以下のとおりである。

「平成22年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成23年3月 仙台市)

「広瀬川流域の自然環境」(平成6年3月 仙台市)

ただし、文献中において広瀬川中流あるいは下流で確認された種である。

2: RL種は以下のとおりである。

環境省 RL: 「環境省第4次レッドリスト」(平成24・25年 環境省報道発表資料)

宮城県 RL: 「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドリスト2013版 - 」(平成25年 宮城県)

3: 文献 ではRL種を判断基準としていたが、平成22年以降データが更新されたため、「自然環境保全上重要な種」として抽出された種がRL種に該当するかどうかを確認した。

4: 文献 では、調査範囲での昆虫類の調査は実施されていない。

表 3-21 注目すべき動物種(1/7)【哺乳類】

No.	目名	科名	種名	文献 (1)		判断理由(文献)										(2・3) 県 RL	(2・3) 環境省 RL	分布地 (文献)	
						学術上 重要種	減少種					環境 指標種	ふれ あい 種						
							山地	丘陵地	市街地	田園	海浜								
1	モグラ	トガリネズミ	ホンシュウトガリネズミ				*	C	/	/	/			DD					
2			ジネズミ				*	C	B	C									
3			カワネズミ			1,4	B	B	/	/	/			DD					
4		モグラ	ヒメヒミズ			1	*		/	/	/								
5			アズマモグラ				*	C	C	C	*								
6	コウモリ	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ			1	C	C											
7			キクガシラコウモリ			1	*	C	C										
8		ヒナコウモリ	カグヤコウモリ			1,4	C							CR+EN					
9			モモジロコウモリ			1,4		C	C	C									
10			モリアブラコウモリ			1,4								CR+EN					
11			ヤマコウモリ			1,4	C	B	B					VU	VU				
12			ヒナコウモリ			1,4	C	C	C		C				VU				
13			ウサギコウモリ			1,4	C	C							VU				
14			テングコウモリ			1,4	C	C							VU				
15			ネズミ	リス	ムササビ			1,4	*	C	B							広瀬川(米ヶ袋)	
16				ヤマネ	ヤマネ			1,4	C			/	/			NT			
17				ネズミ	ヤチネズミ			4	C	C									
18					ハタネズミ				C	C	B	C	C						
19					ヒメネズミ					*	C	C	/						
20	ネコ	イヌ	タヌキ				*	C		C						宮城野区鶴ヶ谷			
21		イタチ	テン				C	C								八木山			
-	5目	9科	21種	3種	18種	14種	19種	17種	12種	10種	7種	8種	6種	9種	1種				

- 文献は以下のとおりである。
 「平成 22 年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)
 「広瀬川流域の自然環境」(平成 6 年 3 月 仙台市)
 ただし、文献中において広瀬川中流あるいは下流で確認された種である。
- RL 種は以下のとおりである。
 環境省 RL : 「環境省第 4 次レッドリスト」(平成 24・25 年 環境省報道発表資料)
 宮城県 RL : 「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドリスト 2013 版 - 」(平成 25 年 宮城県)
- 文献 2 では RL 種を判断基準としていたが、平成 22 年以降データが更新されたため、「自然環境保全上重要な種」として抽出された種が RL 種に該当するかどうかを確認した。

表 3-22 注目すべき動物種(2/7)【鳥類】

No.	目名	科名	種名	文献 (1)		判断理由(文献)						(2・ 3) 県 RL	(2・ 3) 環境省 RL	分布地 (文献)		
				学術上重 要種	減少種					環境 指標種	ふれ あい 種					
					山地	丘陵地	市街 地	田園	海浜							
1	キジ	キジ	ウズラ		1,4	A	A	A	A	A			CR+EN	VU	八木山	
2	カモ	カモ	オシドリ			*	C	B						DD	広瀬川	
3	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ				C	B	C	C						
4	ペリカン	サギ	ヨシゴイ				C	B	C	C			NT	NT	広瀬川	
5			アマサギ		2			A	*							
6			チュウサギ		1,2,4		C	A	C	C					NT	
7			コサギ		2		C	B	*	*						広瀬川
8	ツル	クイナ	クイナ				C	A	B	B			要注 目		鶴ヶ谷・大年寺 山	
9			バン				C	B	C	C					広瀬川・台原	
10	カッコウ	カッコウ	ホトトギス			*	*	C	C	C						
11			カッコウ				C	C	B	C	C					七北田川・鶴ヶ 谷・広瀬川・台 原
12	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			*	C	B					NT	NT	榴岡公園	
13	チドリ	チドリ	イカルチドリ			C	C	B	B							
14			シロチドリ							B						
15			オオソリハシ シギ												VU	
16		カモメ	コアジサシ		1,2,4			A	B	B			VU	VU	広瀬川	
17		タカ	ミサゴ	ミサゴ		1,4				C	C					広瀬川
18	タカ	タカ	オジロワシ		1,2,4		B	B	B	B			VU	VU	鶴ヶ谷・田子	
19			チュウヒ				C	B	C	C			NT	EN	広瀬川・三神峯	
20			ハイタカ		1,4		C	C	C	C	C			NT	NT	
21			オオタカ		1,4		C	C	B	B	C			NT	NT	広瀬川・岩切・ 台原
22			ノスリ				*	C	C	C	C					広瀬川

- 1 : 文献は以下のとおりである。
 「平成 22 年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)
 「広瀬川流域の自然環境」(平成 6 年 3 月 仙台市)
 ただし、文献中において広瀬川中流あるいは下流で確認された種である。
- 2 : RL 種は以下のとおりである。
 環境省 RL : 「環境省第 4 次レッドリスト」(平成 24・25 年 環境省報道発表資料)
 宮城県 RL : 「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドリスト 2013 版 - 」(平成 25 年 宮城県)
- 3 : 文献 2 では RL 種を判断基準としていたが、平成 22 年以降データが更新されたため、「自然環境保全上重要な種」として抽出された種が RL 種に該当するかどうかを確認した。

表 3-23 注目すべき動物種(3/7)【鳥類】

No.	目名	科名	種名	文献 (1)		判断理由(文献)							(2・ 3) 県 RL	(2・ 3) 環境省 RL	分布地 (文献)	
				学術上重 要種	減少種					環境 指標種	ふれ あい 種					
					山地	丘陵地	市街地	田園	海浜							
23	フクロウ	フクロウ	コノハズク		1	C	C							要注 目		三神峯
24			フクロウ			C	C	B	B	C						鶴ヶ谷・三神峯
25			アオバズク					C	B	B	B			VU		川内
26	ブッポウソ ウ	カワセミ	カワセミ				C	C	C							広瀬川・台原・ 小松島新堤 沼・梅田川・ 鶴ヶ谷
27			ヤマセミ						B					要注 目		広瀬川
28	キツツキ	キツツキ	アカゲラ			*	C	B	C	C						
29			アオゲラ				*	C	B	C	C					
30	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボ ウ				C	B	C	B						
31			チゴハヤブサ		1,4				B	B				要注 目		
32			ハヤブサ		1,4	C	B	B	B	B	B			NT	VU	広瀬川・三神 峯・荒井・台 原・大年寺山・ 小鶴
33	スズメ	サンショ ウクイ	サンショウク イ		1,4	C	C	B	C	C			VU	VU		
34		カササギ ヒタキ	サンコウチ ウ				C	B							三神峯・台原・ 広瀬川	
35		モズ	モズ				*	C	B	C	C					
36			アカモズ		1,4			B	B	B	B			CR+EN	EN	広瀬川
37		ヒバリ	ヒバリ					C	B	C	C					
38		ツバメ	ツバメ					C	C	C						
39		ウグイス	ウグイス				*	*	C	C	C					
40		ヨシキリ	オオヨシキリ					C	B	C	C					川内・米ヶ袋・ 鶴ヶ谷・田子・ 霞目
41			コヨシキリ					C	A	C	C					広瀬川
42		セッカ	セッカ					C	B	C	C					
43	カワガラ ス	カワガラス				*	C	B								

- 文献は以下のとおりである。
「平成 22 年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)
「広瀬川流域の自然環境」(平成 6 年 3 月 仙台市)
ただし、文献中において広瀬川中流あるいは下流で確認された種である。
- RL 種は以下のとおりである。
環境省 RL : 「環境省第 4 次レッドリスト」(平成 24・25 年 環境省報道発表資料)
宮城県 RL : 「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドリスト 2013 版 - 」(平成 25 年 宮城県)
- 文献 42 では RL 種を判断基準としていたが、平成 22 年以降データが更新されたため、「自然環境保全上重要な種」として抽出された種が RL 種に該当するかどうかを確認した。

表 3-24 注目すべき動物種(4/7)【鳥類】

No.	目名	科名	種名	文献 (1)		判断理由(文献)										(2・3) 県 RL	(2・3) 環境省 RL	分布地 (文献)
						学術上 重要種	減少種					環境 指標種	ふれ あい 種					
							山地	丘陵地	市街地	田園	海浜							
44	スズメ	ヒタキ	トラツグミ				*	C	B	C	C							
45			シロハラ				*	C	B									
46			ルリビタキ				*	C	C	C	C							
47			コサメビタキ							B								
48			キビタキ					*	C	B								
49			オオルリ					*	C	C	C	C						台原森林公園
50		セキレイ	キセキレイ				*	C	C	C	C							
51			セグロセキレイ			4	C	C	C	C	C							
52		ホオジロ	ホオジロ				*	*	B	C	C							
53			ホオアカ			1	B	C	A	C	B							
54			アオジ					C	C	C	C	C						
-	14 目	28 科	54 種	25 種	42 種	16 種	28 種	46 種	50 種	43 種	36 種	38 種	16 種	16 種	14 種			

- 1: 文献は以下のとおりである。
 「平成 22 年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)
 「広瀬川流域の自然環境」(平成 6 年 3 月 仙台市)
 ただし、文献中において広瀬川中流あるいは下流で確認された種である。
- 2: RL 種は以下のとおりである。
 環境省 RL: 「環境省第 4 次レッドリスト」(平成 24・25 年 環境省報道発表資料)
 宮城県 RL: 「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドリスト 2013 版 - 」(平成 25 年 宮城県)
- 3: 文献 では RL 種を判断基準としていたが、平成 22 年以降データが更新されたため、「自然環境保全上重要な種」として抽出された種が RL 種に該当するかどうかを確認した。

表 3-25 注目すべき動物種(5/7)【爬虫類・両生類】

【爬虫類】

No.	目名	科名	種名	文献 (1)		判断理由(文献)								(2・ 3) 県 RL	(2・ 3) 環境省 RL	分布地 (文献)	
						学術上 重要種	減少種					環境 指標種	ふれ あい 種				
							山地	丘陵地	市街地	田園	海浜						
1	トカゲ	トカゲ	ニホントカゲ			1	C	C	A								
2			カナヘビ	ニホンカナヘビ				*	*	C	C	C					小松島・旭ヶ丘
3			ナミヘビ	タカチホヘビ			1	C	C	B					DD		向山
4				ジムグリ				*	*	C	C	C					
5				アオダイショウ				*	*	C	C	C					八木山・川内・ 花壇・鶴ヶ谷・ 岩切
6				ヒバカリ				C	C	C	C	B					台原・沖野
7				クサリヘビ	ニホンマムシ			4	C	C							
-	1目	4科	7種	4種	6種	3種	7種	7種	6種	4種	4種	6種	4種	1種	0種		

【両生類】

No.	目名	科名	種名	文献 (1)		判断理由(文献)								(2・ 3) 県 RL	(2・ 3) 環境省 RL	分布地 (文献)		
						学術上 重要種	減少種					環境 指標種	ふれ あい 種					
							山地	丘陵地	市街地	田園	海浜							
1	サンショウウオ	サンショウウオ	トウホクサンショウウオ			1,4	*	C	B					NT	NT			
2			クロサンショウウオ			4	*	C	A					LP	NT			
3			ハコネサンショウウオ			4	*	C							NT			
4			イモリ	アカハライモリ				*	C	A					LP	NT	川内	
5	カエル	ヒキガエル	アズマヒキガエル				*	C	C	C	C					小田原・台原		
6			アカガエル	タゴガエル				*	C	B								
7				ニホンアカガエル				*	*	B	*	C					長喜城	
8				トウキョウダルマガエル					C	C	B	C				NT	NT	
9				ツチガエル					*	C	B					NT		
10				モリアオガエル					*	B								
11				カジカガエル					*	*	B							広瀬川上流～ 大橋付近
-	2目	4科	11種	4種	11種	3種	11種	11種	9種	3種	2種	6種	9種	6種	4種			

- 1: 文献は以下のとおりである。
 「平成 22 年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)
 「広瀬川流域の自然環境」(平成 6 年 3 月 仙台市)
 ただし、文献中において広瀬川中流あるいは下流で確認された種である。
- 2: RL 種は以下のとおりである。
 環境省 RL: 「環境省第 4 次レッドリスト」(平成 24・25 年 環境省報道発表資料)
 宮城県 RL: 「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドリスト 2013 版 - 」(平成 25 年 宮城県)
- 3: 文献 では RL 種を判断基準としていたが、平成 22 年以降データが更新されたため、「自然環境保全上重要な種」として抽出された種が RL 種に該当するかどうかを確認した。

表 3-26 注目すべき動物種(6/7)【魚類】

No.	目名	科名	種名	文献 (1)		判断理由(文献)										(2・3) 県 RL	(2・3) 環境省 RL	分布地 (文献)	
				学術上 重要種	減少種					環境 指標種	ふれ あい 種								
					山地	丘陵地	市街地	田園	海浜										
1	ヤツメ ウナギ	ヤツメ ウナギ	スナヤツメ類			1	B	B		A					NT	VU	広瀬川		
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			1	A	B	B	B	B				NT	EN	広瀬川		
3	コイ	コイ	キンブナ												NT	VU	広瀬川		
4			ウグイ			*	C	B	C	C									
5			ドジョウ	ドジョウ															DD
6			ホトケドジョウ				1		B	B						NT		EN	
7	ナマズ	ギギ	ギバチ			1		*	C					NT	VU				
8	サケ	アユ	アユ					C	C	C	C						広瀬川・梅田川		
9		サケ	ニッコウイワナ					C	B							DD			
10			ヤマメ													NT			
11	ダツ	メダカ	メダカ北日本集団			1		A	A	C	C			NT	VU	広瀬川(少ない)			
12	トゲウオ	トゲウオ	イトヨ日本海型			1					A				LP	梅田川			
13	カサゴ	カジカ	カジカ					C	C	A					NT	広瀬川			
14	スズキ	ハゼ	ヒモハゼ			1					C				NT				
-	9目	11科	14種	7種	13種	7種	5種	9種	7種	5種	6種	7種	7種	6種	12種				

- 1 : 文献は以下のとおりである。
「平成 22 年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)
「広瀬川流域の自然環境」(平成 6 年 3 月 仙台市)
ただし、文献中において広瀬川中流あるいは下流で確認された種である。
- 2 : RL 種は以下のとおりである。
環境省 RL : 「環境省第 4 次レッドリスト」(平成 24・25 年 環境省報道発表資料)
宮城県 RL : 「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドリスト 2013 版 - 」(平成 25 年 宮城県)
- 3 : 文献 では RL 種を判断基準としていたが、平成 22 年以降データが更新されたため、「自然環境保全上重要な種」として抽出された種が RL 種に該当するかどうかを確認した。

表 3-27 注目すべき動物種(7/7) 【昆虫類】

No.	目名	科名	種名	文献 (1)		判断理由(文献)							(2・3) 県 RL	(2・3) 環境省 RL	分布地 (文献)	
						減少種					環境 指標種	ふれ あい 種				
						学術上 重要種	山地	丘陵地	市街地	田園						海浜
1	トンボ	カワトンボ	アオハダトンボ					C	A						NT	青葉区 広瀬川
2		ヤンマ	カトリヤンマ			1		B		B			CR+	EN		青葉区 北根黒松
3	バッタ	バッタ	カワラバッタ			1			B	B				NT		青葉区 評定河原
4	カメムシ	セミ	エゾゼミ					*	B							大年寺山・ 向山・台原
5		コオイムシ	タガメ			1		B	A	A			CR+	EN	VU	広瀬川 (消失)
6	アミメ カゲロウ	ツノトンボ	ツノトンボ			1		A					CR+	EN		金剛沢 (消失)
7	チョウ	シジミチョウ	クロシジミ			1		A	A				CR+	EN	EN	太白区三神峯・青 葉区台原(絶滅)
8		タテハチョウ	オオムラサキ			1		C	B	B					NT	青葉区 川内追廻り
9		アゲハチョウ	アオスジアゲハ			4			*	*						勾当台公園
10		ドクガ	フタホシドクガ			1			C					NT		広瀬川流域
11		ヤガ	ガマキンウワバ			1	C	C								青葉区広瀬川流 域・旧仙台市
12			コシロシタバ			1	A		A				VU	NT		青葉区 木町通
13	コウチュウ	ホタル	ゲンジボタル			1		C	B	C				NT		小松島
14		カミキリムシ	アオスジカミキリ			1,2		B	B	B						八木山
-	6目	13科	14種	14種	(4)	7種	5種	9種	7種	5種	6種	7種	7種	8種	5種	

- 1: 文献は以下のとおりである。
「平成 22 年度 自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)
「広瀬川流域の自然環境」(平成 6 年 3 月 仙台市)
ただし、文献中において広瀬川中流あるいは下流で確認された種である。
- 2: RL 種は以下のとおりである。
環境省 RL: 「環境省第 4 次レッドリスト」(平成 24・25 年 環境省報道発表資料)
宮城県 RL: 「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドリスト 2013 版 - 」(平成 25 年 宮城県)
- 3: 文献 では RL 種を判断基準としていたが、平成 22 年以降データが更新されたため、「自然環境保全上重要な種」として抽出された種が RL 種に該当するかどうかを確認した。
- 4: 文献 では、調査範囲での昆虫類の調査は実施されていない。

イ. その他事業の立地上配慮を要する動物

事業予定地の植生は図 3-9に示したとおり「残存・植栽樹群を持った公園，墓地等」であり，注目すべき植物群落の分布もみられない。また，周囲は「市街地」であり，計画地に注目すべき動物種が存在する可能性は低い。

3.5. 景観

ア. 自然的景観資源及び文化的景観資源の状況

調査範囲における主要な自然的景観資源及び文化的景観資源は、表 3-28及び図 3-12に示すとおりである。自然的景観資源としては、仙台市霊屋広瀬川面、仙台市広瀬町及び竜ノ口溪谷等 6 箇所があり、文化的景観資源は、堤通(七夕飾り)、西公園及び愛宕神社等 19 箇所がある。

表 3-28 調査範囲における景観資源

【自然的景観資源】

No.	名称	文献()		
1	仙台市霊屋広瀬川面(断崖・絶壁)			
2	仙台市広瀬町(断崖・絶壁)			
3	竜ノ口溪谷			
4	定禅寺通り(けやき並木のアーチ)			
5	イグネのある長喜城集落			
6	広瀬川			
-	-	3	2	1

【文化的景観資源】

No.	名称	文献()		
1	堤通(七夕飾り)			
2	西公園			
3	青葉神社			
4	愛宕神社			
5	孝勝寺			
6	護国神社			
7	榴岡天満宮			
8	東照宮			
9	白山神社			
10	陸奥国分寺薬師堂			
11	輪王寺			
12	輪王寺庭園			
13	仙名城跡			
14	遠見塚古墳			
15	原田甲斐屋敷門			
16	陸奥国分寺跡			
17	旧歩兵第4連隊兵舎			
18	仙台朝市			
19	初売り			
-	-	2		17

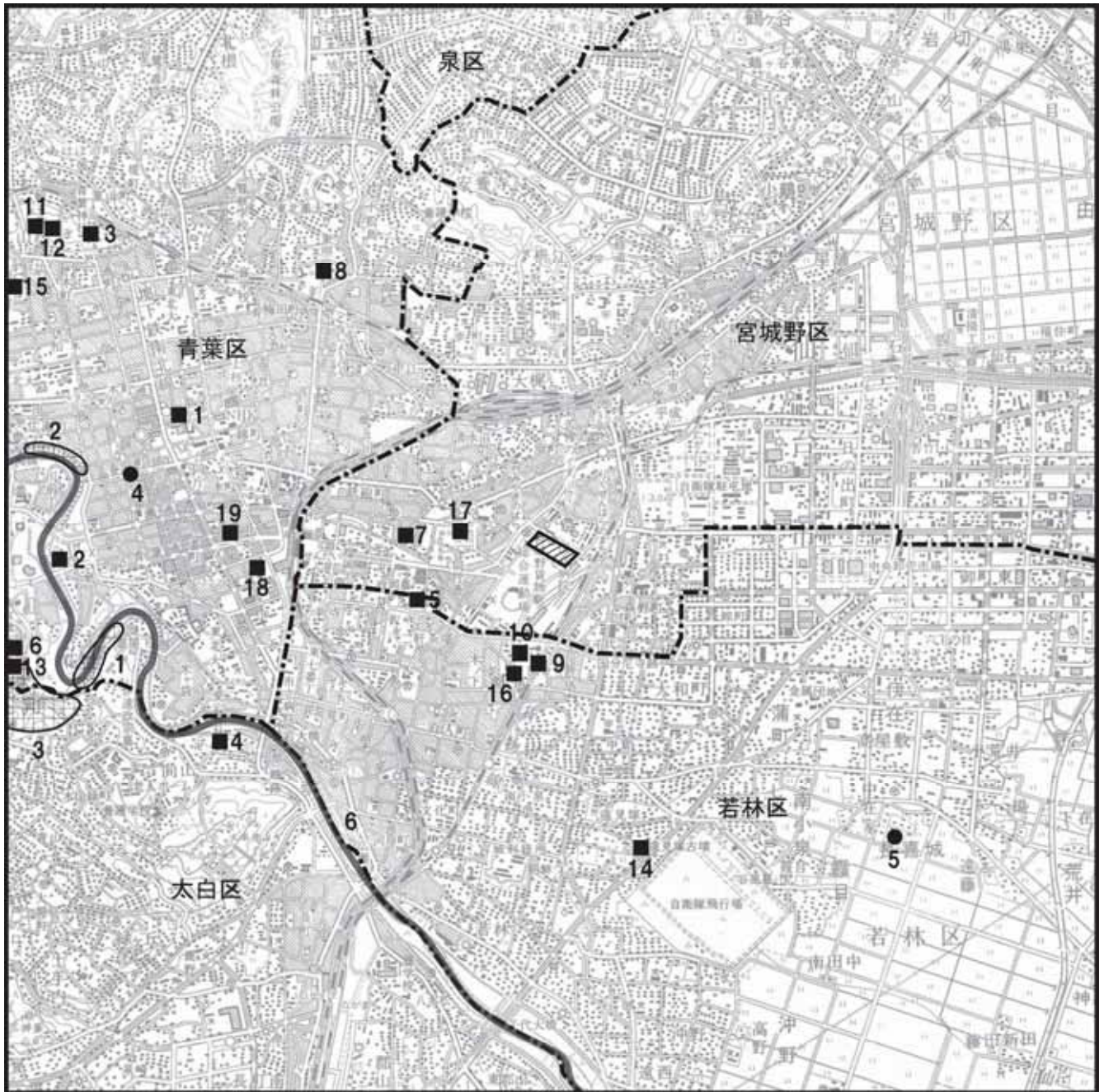
: 文献は以下のとおりである。

「平成 15 年度 自然環境に関する基礎調査業務報告書」(平成 16 年 2 月 仙台市)





「みやぎ・身近な景観白選」(平成 22 年 3 月 宮城県)

<http://www.pref.miyagi.jp/tosikei/portal/100sen/hyakusen.htm>

「みやぎ伊達観光マップ」<http://www.datenamap.com/>



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 自然的景観資源(1~6)
-  : 文化的景観資源(1~19)

出典：「平成15年度 自然環境に関する基礎調査業務報告書」(平成16年2月 仙台市)
「みやぎ・身近な景観百選」(平成22年3月 宮城県)
<http://www.pref.miyagi.jp/tosikei/portal/100sen/hyakusen.htm>
「みやぎ伊達な観光マップ」 <http://www.datenamap.com/>

図 3-12 計画地周辺の景観資源



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

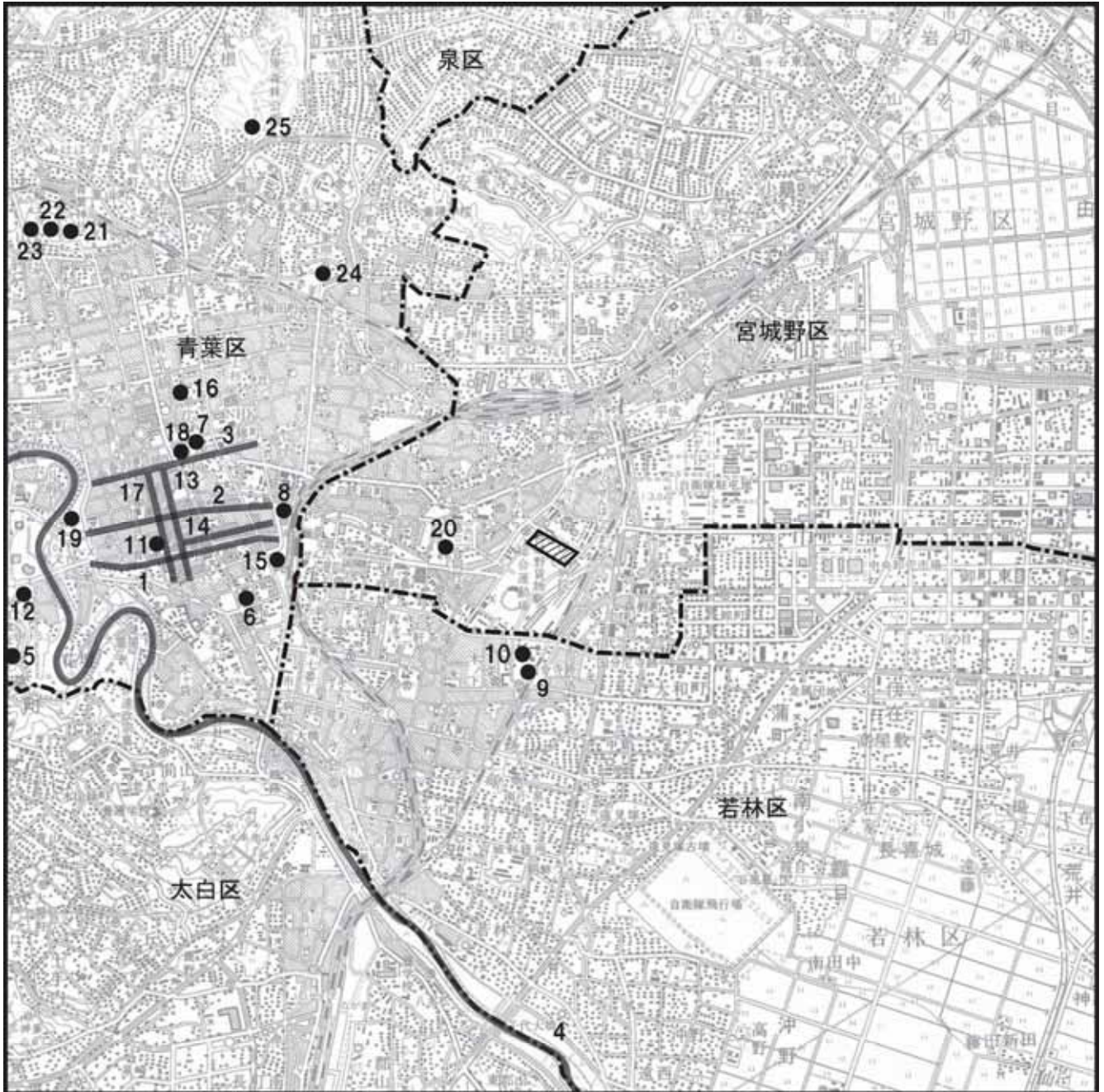
イ. 眺望地点の状況

調査範囲の主要眺望地点としては、表 3-29及び図 3-13に示すとおり、青葉通、広瀬通、定禅寺通等があげられる。




表 3-29 調査範囲における主要眺望点

No.	名称	文献()		文献における位置付け
1	青葉通			ケヤキ通りや川, 街角スケッチ
2	広瀬通			ケヤキ通りや川
3	定禅寺通(「夏の思い出」エミリオ・グレコ)			ケヤキ通りや川, 街角スケッチ
4	広瀬川			ケヤキ通りや川, 街角スケッチ
5	仙台城跡, 伊達政宗騎馬像, 昭忠碑, 支倉常長像			歴史・文化
	仙台市全景			街角スケッチ
6	住友生命仙台中央ビル(SS30)展望室			展望台
7	宮城県庁展望ホール			展望台
8	AER 展望テラス			展望台
9	白山神社			歴史・文化
10	陸奥国分寺薬師堂			歴史・文化
11	芭蕉の辻			歴史・文化
12	魯迅の碑			歴史・文化
13	一番丁通			街角スケッチ
14	中央通			街角スケッチ
15	仙台駅周辺(ガス灯のある街五番町)			街角スケッチ, 歴史・文化
16	堤町			街角スケッチ
17	国分町			街角スケッチ
18	勾当台公園			街角スケッチ
	(谷風像)			歴史・文化
19	西公園			街角スケッチ
20	榴岡公園			街角スケッチ
21	青葉神社			歴史・文化
22	資福寺			歴史・文化
23	輪王寺			歴史・文化
24	東照宮			歴史・文化
25	台原森林公園			街角スケッチ

: 文献は以下のとおりである。
 「仙台観光情報サイト せんだい旅日和」(平成 22 年 3 月 公益財団法人 仙台観光コンベンション協会)
<http://sendai.sentabi.jp/miru/index02.cgi?jnr=04>
 「仙臺写真館」(平成 22 年 3 月 仙台市観光交流課)
http://www.sendai-biyori.com/sendai-p-g/wk_top_index.html



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 主要眺望地点(1~25)

出典：「仙台観光情報サイト せんだい旅日和」
 (平成22年3月 財団法人仙台観光コンベンション協会)
<http://sendai.sentabi.jp/miru/index02.cgi?jnr=04>
 「仙臺写真館」(平成22年3月 仙台市観光交流課)
http://www.sendai-biyori.com/sendai-p-g/wk_top_index.htm

図 3-13 主要眺望地点



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

3.6. 自然との触れ合いの場

ア. 自然との触れ合いの場の状況

計画地は宮城野原公園内にある。調査範囲における自然公園，県自然環境保全地域，県緑地環境保全地域，風致地区，都市計画公園及び都市公園などの法令に基づく指定を受けている区域は表 3-30～表 3-41 及び図 3-14のとおりである。自然公園，県自然環境保全地域及び植物群落保護林は調査範囲内には存在せず，県緑地環境保全地域が 1 地域，広瀬川環境保全区域が 3 区域，風致地区が 7 地区，都市計画公園が 137 箇所及び都市公園が 399 箇所存在する。

表 3-30 自然との触れ合いの場 (1/12)

区分	番号	名称	所在地
自然公園		地域概況の調査範囲内には含まれない	
県自然環境保全地域		地域概況の調査範囲内には含まれない	
植物群落保護林		地域概況の調査範囲内には含まれない	
県緑地環境保全地域	1	丸田沢緑地環境保全地域	
広瀬川環境保全区域	1	広瀬川特別環境保全区域	
	2	広瀬川第一種環境保全区域	
	3	広瀬川第二種環境保全区域	
風致地区	1	霊屋	青葉区霊屋下の一部
	2	北山	青葉区北山一丁目, 青葉町の各一部
	3	台ノ原	青葉区台原一丁目, 台原六丁目, 荒巻杉添の各一部
	4	安養寺	宮城野区蟹沢, 小松島新堤, 柞江, 原町小田原字前田中, 同字土手前, 同字案内, 同字安養寺下, 同字柳沢の各一部
	5	大年寺	太白区向山三丁目, 萩ヶ丘, 八木山緑町の各一部, 長町字茂ヶ崎
	6	八木山	太白区八木山香澄町, 向山一丁目, 長町字越路の各一部
	7	愛宕山	太白区向山四丁目の一部
都市計画公園	1	勝山公園	青葉区上杉二丁目 338-1 外
	2	通町公園	青葉区青葉町 183-2 外
	3	肴町公園	青葉区国分町一丁目 2-2
	4	中江公園	青葉区中江一丁目 101-113
	5	台原公園	青葉区台原一丁目 6
	6	北三番丁公園	青葉区木町通一丁目 343
	7	良覚院丁公園	青葉区片平一丁目 118
	8	北勾当台公園	青葉区二日町 12-14
	9	荒巻公園	青葉区荒巻神明町 249-97 外
	10	柳町公園	青葉区一番町一丁目 14-11
	11	跡付丁公園	青葉区春日町 7-11
	12	中江北公園	青葉区中江一丁目 3
	13	中江西公園	青葉区中江一丁目 1-176 外
	14	外記丁通公園	青葉区上杉一丁目 14-9
	15	五橋公園	青葉区五橋一丁目 1-7
	16	小松島公園	青葉区小松島四丁目 53-1
	17	勝山南公園	青葉区東勝山二丁目 5-168
	18	川平公園	青葉区水の森三丁目 62-958 外
	19	上杉公園	青葉区上杉四丁目 239-3 外
	20	東照宮二丁目公園	青葉区東照宮二丁目 301-45 外
	21	片平公園	青葉区米ヶ袋一丁目 140-6
	22	とちのき公園	青葉区東照宮一丁目 291-7
	23	勝山東公園	青葉区東勝山三丁目 1-298

出典：自然公園法（自然公園）

自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）

都市計画法（風致地区・都市公園）

広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）

仙台市公園・緑地等配置図（平成 23 年 4 月 1 日 仙台市）

表 3-31 自然との触れ合いの場 (2/12)

区分	番号	名称	所在地
都市計画公園	24	勾当台公園	青葉区本町三丁目 9-2 外
	25	錦町公園	青葉区本町二丁目 21-1
	26	西公園	青葉区桜ヶ岡公園 1-3 外
	27	青葉山公園	青葉区川内 1-2 外
	28	新伝馬町公園	青葉区中央二丁目 7-3
	29	元鍛冶町公園	青葉区国分町二丁目 9-13
	30	北六番丁公園	青葉区木町通二丁目 194-1
	31	台原森林公園	青葉区台原森林公園 302 外
	32	燕沢公園	宮城野区燕沢一丁目 64-28 外
	33	案内公園	宮城野区東仙台五丁目 7-30 外
	34	東仙台公園	宮城野区新田三丁目 261-1 外
	35	南宮城野公園	宮城野区宮千代一丁目 36-1
	36	宮千代公園	宮城野区宮千代一丁目 9-1
	37	清水沼公園	宮城野区清水沼一丁目 17-1
	38	志波北公園	宮城野区萩野二丁目 7-1
	39	清水田公園	宮城野区萩野三丁目 6-1
	40	谷地館公園	宮城野区宮千代三丁目 3
	41	鶴ヶ谷七丁目南公園	宮城野区鶴ヶ谷七丁目 8
	42	鶴ヶ谷八丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷八丁目 6
	43	萩野町公園	宮城野区萩野三丁目 10
	44	若葉公園	宮城野区安養寺一丁目 42-33
	45	鶴ヶ谷一丁目東公園	宮城野区鶴ヶ谷一丁目 10
	46	鶴ヶ谷一丁目西公園	宮城野区鶴ヶ谷一丁目 34
	47	鶴ヶ谷二丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷二丁目 3
	48	鶴ヶ谷三丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷三丁目 10
	49	鶴ヶ谷四丁目西公園	宮城野区鶴ヶ谷四丁目 12
	50	鶴ヶ谷五丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷五丁目 16
	51	鶴ヶ谷六丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷六丁目 10
	52	鶴ヶ谷七丁目北公園	宮城野区鶴ヶ谷七丁目 29
	53	新田公園	宮城野区新田四丁目 12
	54	福住町公園	宮城野区福住町 9-2
	55	小鶴公園	宮城野区新田四丁目 25
	56	川北公園	宮城野区新田 5 丁目 9
	57	沢北公園	宮城野区燕沢三丁目 56-32
	58	山崎西公園	宮城野区鶴ヶ谷東二丁目 183-13 外
	59	東河原公園	宮城野区岩切字東河原 330
	60	安養寺公園	宮城野区安養寺一丁目 5-286
	61	宮千代西公園	宮城野区宮千代一丁目 22-5
	62	鶴ヶ谷東公園	宮城野区岩切三丁目 280
	63	鶴ヶ谷南公園	宮城野区鶴ヶ谷東二丁目 25
	64	鶴ヶ谷菖蒲沢公園	宮城野区鶴ヶ谷東三丁目 32-4
	65	駅東 5 号公園	宮城野区榴岡五丁目 4-1
	66	駅東 3 号公園	宮城野区榴岡四丁目 9-1
	67	駅東 4 号公園	宮城野区榴岡四丁目 14
	68	駅東 1 号公園	宮城野区榴岡三丁目 3
	69	駅東 6 号公園	宮城野区宮城野一丁目 13
	70	原町二丁目公園	宮城野区原町二丁目 37-2 外

出典：自然公園法（自然公園）

自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）

都市計画法（風致地区・都市公園）

広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）

仙台市公園・緑地等配置図（平成 23 年 4 月 1 日 仙台市）

表 3-32 自然との触れ合いの場 (3/12)

区分	番号	名称	所在地
都市計画公園	71	新田東1号公園	宮城野区小鶴字羽山 161-1 の一部外
	72	新田東2号公園	宮城野区小鶴字羽山 195 の一部外
	73	新田東3号公園	宮城野区原町苦竹字館前 60-2 の一部外
	74	扇町一丁目公園	宮城野区扇町一丁目 4
	75	日の出町公園	宮城野区日の出町三丁目 6
	76	鶴ヶ谷四丁目東公園	宮城野区鶴ヶ谷四丁目 22
	77	扇町四丁目公園	宮城野区扇町四丁目 9-1
	78	燕沢中央公園	宮城野区燕沢東三丁目 301-1 外
	79	新田東中央公園	宮城野区小鶴字羽黒・原町苦竹字館前
	80	鶴ヶ谷中央公園	宮城野区鶴ヶ谷六丁目 1-2 外
	81	榴岡公園	宮城野区五輪一丁目 301-3 外
	82	大堤公園	宮城野区安養寺二丁目地内
	83	与兵衛沼公園	宮城野区蟹沢 20-1 外
	84	宮城野原公園	宮城野区宮城野二丁目
	85	木ノ下公園	若林区木ノ下二丁目 69
	86	旭町公園	若林区白萩町 62
	87	荒町公園	若林区荒町 36-6 外
	88	広瀬公園	若林区河原町一丁目 7
	89	尼坪公園	若林区大和町三丁目 18-1
	90	牛踏公園	若林区大和町四丁目 506-1
	91	柳公園	若林区大和町三丁目 6
	92	松木公園	若林区大和町五丁目 804-2
	93	若林公園	若林区若林四丁目 43-74
	94	蓮坊小路公園	若林区蓮坊二丁目 328-1
	95	新寺小路4号公園	若林区新寺三丁目 6-1
	96	新寺小路6号公園	若林区蓮坊二丁目 6-8
	97	新寺小路3号公園	若林区新寺五丁目 9-3
	98	六丁の目北町公園	若林区六丁の目北町 9-3
	99	六丁の目南町公園	若林区六丁の目南町 6-2
	100	六丁の目中町東公園	若林区六丁の目中町 29-1
	101	新寺小路5号公園	若林区新寺四丁目 2-2
	102	新寺小路1号公園	若林区遠見塚一丁目 18-4
	103	六丁の目中町西公園	若林区六丁の目中町 9-1
104	蒲町公園	若林区蒲町 21-2 外	
105	荒井5号公園	若林区六丁目字小荒井裏 8 番 1 の一部外	
106	荒井7号公園	若林区荒井字揚戸 1 番 1 外	
107	荒井2号公園	若林区南通 7 番の一部	
108	荒井4号公園	若林区堀添 65 番の一部	
109	卸町公園	若林区卸町二丁目 13	
110	卸町東二丁目公園	若林区卸町東二丁目 4-1	
111	南小泉公園	若林区古城三丁目 209-7 外	
112	荒井中央公園	若林区蒲町字東 3 9 - 2 の一部外	
113	広瀬川宮沢緑地	若林区堰場地先	
114	ノ木公園	太白区郡山三丁目 51-1	
115	長町公園	太白区鹿野一丁目 121-1	
116	向山公園	太白区向山四丁目 86-1	
117	二ツ沢公園	太白区緑ヶ丘三丁目 10-158	

出典：自然公園法（自然公園）

自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）

都市計画法（風致地区・都市公園）

広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）

仙台市公園・緑地等配置図（平成 23 年 4 月 1 日 仙台市）

表 3-33 自然との触れ合いの場 (4/12)

区分	番号	名称	所在地
都市計画公園	118	おおとや公園	太白区大崎町 61-3 外
	119	向山三丁目公園	太白区向山三丁目 13-143
	120	泉崎二丁目公園	太白区泉崎二丁目 9
	121	長町南三丁目南公園	太白区長町南三丁目 29-1
	122	泉崎一丁目公園	太白区泉崎一丁目 26
	123	鹿野三丁目公園	太白区鹿野三丁目 207-3
	124	長町南三丁目北公園	太白区長町南三丁目 5-1
	125	長町南四丁目北公園	太白区長町南四丁目 4
	126	あすと長町 1 号公園	太白区郡山二丁目 19 の一部
	127	長町二丁目公園	太白区長町二丁目 322-2 外
	128	八本松公園	太白区八本松二丁目 1-64 外
	129	大年寺山公園	太白区茂ヶ崎一丁目 12-1 外
	130	三神峯公園	太白区三神峯一丁目 1 外
	131	南光台一丁目公園	泉区南光台一丁目 158-444
	132	南光台南一丁目公園	泉区南光台南一丁目 1-349
	133	南光台東一丁目南公園	泉区南光台東一丁目 35-453
	134	南光台南三丁目南公園	泉区南光台南三丁目 10-870
	135	南光台東二丁目南公園	泉区南光台東二丁目 5-209
	136	南光台三丁目公園	泉区南光台三丁目 1 地内
137	水の森公園	泉区上谷刈字赤坂 4 外	

出典：自然公園法（自然公園）

自然環境保全体法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）

都市計画法（風致地区・都市公園）

広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）

仙台市公園・緑地等配置図（平成 23 年 4 月 1 日 仙台市）

表 3-34 自然との触れ合いの場 (5/12)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	1	勝山公園	青葉区上杉二丁目 338-1 外
	2	通町公園	青葉区青葉町 183-2 外
	3	肴町公園	青葉区国分町一丁目 2-2
	4	中江公園	青葉区中江一丁目 101-113
	5	台原公園	青葉区台原一丁目 6
	6	北三番丁公園	青葉区木町通一丁目 343
	7	良覚院丁公園	青葉区片平一丁目 118
	8	北勾当台公園	青葉区二日町 12-14
	9	荒巻公園	青葉区荒巻神明町 249-97 外
	10	柳町公園	青葉区一番町一丁目 14-11
	11	跡付丁公園	青葉区春日町 7-11
	12	中江北公園	青葉区中江一丁目 3
	13	釜場公園	青葉区台原四丁目 122-1
	14	中江西公園	青葉区中江一丁目 1-176 外
	15	外記丁通公園	青葉区上杉一丁目 14-9
	16	高松通公園	青葉区福沢町 306-3
	17	五橋公園	青葉区五橋一丁目 1-7
	18	荒巻神明公園	青葉区荒巻神明町 243-13
	19	小松島公園	青葉区小松島四丁目 53-1
	20	中江南公園	青葉区中江二丁目 9-18
	21	勝山南公園	青葉区東勝山二丁目 5-168
	22	水の森三丁目公園	青葉区水の森三丁目 62-958 外
	23	古海道東上公園	青葉区荒巻中央 57-19
	24	古海道東下公園	青葉区荒巻中央 7-5
	25	台原二丁目公園	青葉区台原二丁目 133-41
	26	古海道東中公園	青葉区あけぼの町 407-14
	27	小松島四丁目公園	青葉区小松島四丁目 28-18
	28	小松島新堤公園	青葉区小松島新堤 8-37
	29	小松島四丁目 2 号公園	青葉区小松島四丁目 214-19
	30	台原五丁目公園	青葉区台原五丁目 413-5
	31	旅籠町公園	青葉区小田原六丁目 26-2
	32	荒巻中央 1 号公園	青葉区荒巻中央 71-27
	33	台原三丁目公園	青葉区台原三丁目 106-19
	34	鷺ヶ森二丁目公園	青葉区鷺ヶ森二丁目 15-8
	35	台原二丁目 2 号公園	青葉区台原二丁目 17-27
	36	上杉公園	青葉区上杉四丁目 239-3 外
	37	東照宮二丁目公園	青葉区東照宮二丁目 301-45 外
	38	鷺ヶ森二丁目 2 号公園	青葉区鷺ヶ森二丁目 8-183
	39	東照宮一丁目公園	青葉区東照宮一丁目 291-168
	40	鷺ヶ森一丁目公園	青葉区鷺ヶ森一丁目 3-32
	41	荒巻本沢三丁目公園	青葉区荒巻本沢三丁目 59-2 外
	42	旭ヶ丘一丁目公園	青葉区旭ヶ丘一丁目 702-20
	43	旭ヶ丘二丁目公園	青葉区旭ヶ丘二丁目 28-542
	44	北根一丁目公園	青葉区北根一丁目 4-5
	45	葉山町公園	青葉区葉山町 20-5
	46	片平公園	青葉区米ヶ袋一丁目 140-6
	47	荒巻中央公園	青葉区荒巻中央 21-30
	48	大手町公園	青葉区大手町 307
	49	錦町一丁目公園	青葉区錦町一丁目 213
	50	国分町三丁目北公園	青葉区国分町三丁目 11-12
	51	上杉一丁目公園	青葉区上杉一丁目 9-3
	52	上杉五丁目公園	青葉区上杉五丁目 28-6
	53	一本松公園	青葉区旭ヶ丘二丁目 20-404
	54	小田原七丁目公園	青葉区小田原七丁目 202-1

都市公園の一部と都市計画公園の一部が重複している。

出典：自然公園法（自然公園）

自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）

都市計画法（風致地区・都市公園）

広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）

仙台市公園・緑地等配置図（平成 23 年 4 月 1 日 仙台市）

表 3-35 自然との触れ合いの場 (6/12)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	55	とちのき公園	青葉区東照宮一丁目 291-7
	56	水の森一丁目公園	青葉区水の森一丁目 1-642
	57	東勝山二丁目公園	青葉区東勝山二丁目 5-467 外
	58	台原三丁目北公園	青葉区台原三丁目 401-7
	59	鷺ヶ森一丁目東公園	青葉区鷺ヶ森一丁目 5-405
	60	勝山東公園	青葉区東勝山三丁目 1-298
	61	台原六丁目公園	青葉区台原六丁目 37-2 外
	62	柏木三丁目公園	青葉区柏木三丁目 148-5
	63	旭ヶ丘駅前公園	青葉区旭ヶ丘三丁目 482 外
	64	高松一丁目公園	青葉区高松一丁目 103-10 外
	65	北根一丁目公園	青葉区北根一丁目 2-5 外
	66	柏木三丁目南公園	青葉区柏木三丁目 149-6
	67	北五番丁東公園	青葉区上杉五丁目 361-3
	68	台原五丁目南公園	青葉区台原五丁目 243-61
	69	台原四丁目北公園	青葉区台原森林公園 703-11
	70	台原六丁目南公園	青葉区台原六丁目 225
	71	小田原八丁目公園	青葉区小田原八丁目 144
	72	宮町五丁目公園	青葉区宮町五丁目 11-4
	73	評定河原公園	青葉区花壇 70-6 の一部
	74	広瀬川川内緑地	青葉区川内地先
	75	仙台川水の森一丁目緑地	青葉区水の森一丁目 1-5 の一部外
	76	土樋緑地	青葉区土樋一丁目 198-5 外
	77	北根四丁目緑地	青葉区北根四丁目 22-117 外
	78	花京院緑地	青葉区花京院一丁目 195-10 外
	79	燕沢公園	宮城野区燕沢一丁目 64-28 外
	80	案内公園	宮城野区東仙台五丁目 7-30 外
	81	西田公園	宮城野区新田三丁目 261-1 外
	82	南宮城野公園	宮城野区宮千代一丁目 36-1
	83	宮千代公園	宮城野区宮千代一丁目 9-1
	84	清水沼公園	宮城野区清水沼一丁目 17-1
	85	志波北公園	宮城野区萩野町二丁目 7-1
	86	清水田公園	宮城野区萩野町三丁目 6-1
	87	谷地館公園	宮城野区宮千代三丁目 3
	88	山崎東公園	宮城野区岩切一丁目 61-2 外
	89	屋舗公園	宮城野区新田三丁目 49-2 外
	90	鶴ヶ谷七丁目南公園	宮城野区鶴ヶ谷七丁目 8
91	鶴ヶ谷八丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷八丁目 6	
92	萩野町公園	宮城野区萩野町三丁目 10	
93	若葉公園	宮城野区安養寺一丁目 42-33	
94	鶴ヶ谷一丁目東公園	宮城野区鶴ヶ谷一丁目 10	
95	鶴ヶ谷一丁目西公園	宮城野区鶴ヶ谷一丁目 34	
96	鶴ヶ谷二丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷二丁目 3	
97	鶴ヶ谷三丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷三丁目 10	
98	鶴ヶ谷四丁目西公園	宮城野区鶴ヶ谷四丁目 12	
99	鶴ヶ谷五丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷五丁目 16	
100	鶴ヶ谷六丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷六丁目 10	
101	鶴ヶ谷七丁目北公園	宮城野区鶴ヶ谷七丁目 29	
102	安養寺下東公園	宮城野区東仙台七丁目 7-133	
103	新田公園	宮城野区新田四丁目 12	
104	福住町公園	宮城野区福住町 9-2	
105	安養寺下西公園	宮城野区東仙台七丁目 7-183	
106	小鶴公園	宮城野区新田四丁目 25	
107	川北公園	宮城野区新田 5 丁目 9	
108	沢北公園	宮城野区燕沢三丁目 56-32	

都市公園の一部と都市計画公園の一部が重複している。

出典：自然公園法（自然公園）

自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）

都市計画法（風致地区・都市公園）

広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）

仙台市公園・緑地等配置図（平成 23 年 4 月 1 日 仙台市）

表 3-36 自然との触れ合いの場 (7/12)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	109	菖蒲沢東公園	宮城野区岩切二丁目 3-41
	110	鴻巣 1 号公園	宮城野区岩切字鴻巣 33-4
	111	佐野原公園	宮城野区鶴ヶ谷東四丁目 6-46
	112	鴻巣 2 号公園	宮城野区岩切字鴻巣 176-9
	113	幸町公園	宮城野区幸町二丁目 215-7
	114	山崎西公園	宮城野区鶴ヶ谷東二丁目 183-13 外
	115	吉ヶ沢東公園	宮城野区燕沢東二丁目 62-31
	116	東河原公園	宮城野区岩切字東河原 330
	117	安養寺一丁目公園	宮城野区安養寺一丁目 5-286
	118	幸町 2 号公園	宮城野区幸町二丁目 424-8
	119	安養寺一丁目 2 号公園	宮城野区安養寺一丁目 58-16
	120	清水沼二丁目公園	宮城野区清水沼二丁目 210-11
	121	海道下公園	宮城野区東仙台三丁目 120-6 外
	122	原町六丁目公園	宮城野区原町六丁目 70-20
	123	宮千代西公園	宮城野区宮千代一丁目 22-5
	124	鶴ヶ谷東公園	宮城野区岩切三丁目 280
	125	鶴ヶ谷山沢公園	宮城野区鶴ヶ谷北一丁目 132-4
	126	安養寺二丁目公園	宮城野区安養寺二丁目 11-316
	127	燕沢東三丁目公園	宮城野区燕沢東三丁目 345-5 外
	128	鶴ヶ谷南公園	宮城野区鶴ヶ谷東二丁目 25
	129	鶴ヶ谷六丁目東公園	宮城野区鶴ヶ谷六丁目 25-11
	130	鶴ヶ谷菖蒲沢公園	宮城野区鶴ヶ谷東三丁目 32-4
	131	大久保山公園	宮城野区鶴ヶ谷北二丁目 31-2
	132	幸町 3 号公園	宮城野区幸町二丁目 2-30
	133	燕沢三丁目公園	宮城野区燕沢三丁目 66-75
	134	鶴ヶ谷菖蒲沢 2 号公園	宮城野区鶴ヶ谷東四丁目 315-17
	135	燕沢三丁目 2 号公園	宮城野区燕沢三丁目 56-88
	136	山崎西 2 号公園	宮城野区岩切二丁目 36-9 外
	137	鴻巣 3 号公園	宮城野区岩切字堰下 40-17
	138	安養寺一丁目 3 号公園	宮城野区安養寺一丁目 34-22
	139	幸町 4 号公園	宮城野区幸町二丁目 326-4
	140	仙石南公園	宮城野区仙石 89-16
	141	原町四丁目公園	宮城野区原町四丁目 146-9
	142	幸町 5 号公園	宮城野区幸町一丁目 101-11
	143	東仙台六丁目公園	宮城野区東仙台六丁目 158-27
	144	仙石西公園	宮城野区小鶴字仙石 58-22
	145	榴岡五丁目公園	宮城野区榴岡五丁目 4-1
	146	幸町一丁目公園	宮城野区幸町一丁目 204-4
	147	小田原三丁目西公園	宮城野区小田原三丁目 214-1
	148	東仙台三丁目公園	宮城野区東仙台三丁目 232-5
	149	平成一丁目南公園	宮城野区平成一丁目 34-8
	150	燕沢二丁目公園	宮城野区燕沢二丁目 6-27
	151	榴岡四丁目西公園	宮城野区榴岡四丁目 9-1
	152	小鶴一丁目北公園	宮城野区小鶴一丁目 203-15 外
	153	榴岡四丁目公園	宮城野区榴岡四丁目 14
	154	燕沢東二丁目公園	宮城野区燕沢東二丁目 66-3
	155	榴岡三丁目公園	宮城野区榴岡三丁目 3
	156	宮城野一丁目公園	宮城野区宮城野一丁目 13
	157	平成一丁目公園	宮城野区平成一丁目 581-89
	158	鴻巣 4 号公園	宮城野区岩切字鴻巣南 82-48
	159	鶴ヶ谷館下公園	宮城野区鶴ヶ谷字館下 34-11
	160	安養寺一丁目南公園	宮城野区安養寺一丁目 78-19
	161	安養寺三丁目公園	宮城野区安養寺三丁目 20-32
	162	安養寺上町公園	宮城野区安養寺一丁目 18-44

都市公園の一部と都市計画公園の一部が重複している。

出典：自然公園法（自然公園）

自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）

都市計画法（風致地区・都市公園）

広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）

仙台市公園・緑地等配置図（平成 23 年 4 月 1 日 仙台市）

表 3-37 自然との触れ合いの場 (8/12)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	163	鶴ヶ谷東四丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷東四丁目 307
	164	幸町三丁目公園	宮城野区幸町三丁目 505-24
	165	鶴ヶ谷東三丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷東三丁目 405-24
	166	鶴ヶ谷東二丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷東二丁目 59
	167	燕沢東一丁目きただ公園	宮城野区燕沢東一丁目 475
	168	幸町二丁目公園	宮城野区幸町二丁目 404-7
	169	原町カッコウ公園	宮城野区原町二丁目 37-2 外
	170	鶴ヶ谷東二丁目東公園	宮城野区鶴ヶ谷東二丁目 4-110
	171	清水沼三丁目公園	宮城野区清水沼三丁目 223-9
	172	仙石北公園	宮城野区仙石 117-18
	173	燕沢一丁目東公園	宮城野区燕沢一丁目 391
	174	鶴ヶ谷東一丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷東一丁目 13-30
	175	平成二丁目東公園	宮城野区平成二丁目 17-3
	176	安養寺二丁目東公園	宮城野区安養寺二丁目 75-29
	177	二の森公園	宮城野区二の森 28-1
	178	苗代沢公園	宮城野区燕沢一丁目 107-9
	179	燕沢二丁目北公園	宮城野区燕沢二丁目 9 番 358
	180	新田東五丁目北公園	宮城野区小鶴字羽山 161-1 の一部外
	181	新田東五丁目南公園	宮城野区小鶴字羽山 195 の一部外
	182	新田東二丁目公園	宮城野区原町苦竹字館前 60-2 の一部外
	183	五輪一丁目公園	宮城野区宮城野二丁目 20-8
	184	小鶴二丁目公園	宮城野区小鶴二丁目 59-3 外
	185	新田東中央公園	宮城野区小鶴字羽黒・原町苦竹字館前
	186	鶴ヶ谷中央公園	宮城野区鶴ヶ谷六丁目 1-2 外
	187	大久保山緑地	宮城野区鶴ヶ谷北一丁目 7-76 外
	188	燕沢二丁目緑地	宮城野区燕沢二丁目 16
	189	鶴ヶ谷東二丁目緑地	宮城野区鶴ヶ谷東二丁目 57 外
	190	木ノ下公園	若林区木ノ下二丁目 69
	191	白萩公園	若林区白萩町 62
	192	荒町公園	若林区荒町 36-6 外
	193	広瀬公園	若林区河原町一丁目 7
	194	柴田町公園	若林区表柴田町 12-1
	195	尼坪公園	若林区大和町三丁目 18-1
	196	南鍛冶町公園	若林区南鍛冶町 97-4
	197	牛踏公園	若林区大和町四丁目 506-1
	198	柳公園	若林区大和町三丁目 6
199	松木公園	若林区大和町五丁目 804-2	
200	伊藤屋敷下公園	若林区かすみ町 425-20	
201	門田東公園	若林区かすみ町 21-13	
202	御休場南公園	若林区若林六丁目 36-9	
203	三寿美田公園	若林区中倉三丁目 109-8	
204	大和町一丁目北公園	若林区大和町一丁目 240-6	
205	大和町一丁目南公園	若林区大和町一丁目 205-32	
206	館南 1 号公園	若林区沖野六丁目 326-11	
207	館西 1 号公園	若林区沖野二丁目 53-2	
208	河原下 1 号公園	若林区沖野六丁目 50-3	
209	河原下 2 号公園	若林区沖野六丁目 125-2	
210	中柵東 1 号公園	若林区沖野七丁目 147-2	
211	土手下中公園	若林区蒲町 512-22 外	
212	一本杉町公園	若林区一本杉町 317-21	
213	若林五丁目公園	若林区若林五丁目 32-16	
214	館南 2 号公園	若林区沖野六丁目 306-5	
215	河原下 3 号公園	若林区沖野七丁目 131-17	
216	中柵東 2 号公園	若林区沖野七丁目 101-16	

都市公園の一部と都市計画公園の一部が重複している。

出典：自然公園法（自然公園）

自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）

都市計画法（風致地区・都市公園）

広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）

仙台市公園・緑地等配置図（平成 23 年 4 月 1 日 仙台市）

表 3-38 自然との触れ合いの場 (9/12)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	217	館西2号公園	若林区沖野二丁目 82-10
	218	七曲公園	若林区かすみ町 91-8
	219	中柵東3号公園	若林区沖野三丁目 152-10
	220	館西3号公園	若林区沖野二丁目 48-14
	221	若林公園	若林区若林四丁目 43-74
	222	河原下4号公園	若林区沖野六丁目 96-6
	223	河原下5号公園	若林区沖野六丁目 18-6
	224	大和町五丁目公園	若林区大和町五丁目 52-9
	225	館南3号公園	若林区沖野六丁目 283-40
	226	中柵東4号公園	若林区沖野七丁目 54-6
	227	河原下6号公園	若林区沖野六丁目 44-15
	228	中柵東5号公園	若林区沖野七丁目 134-2
	229	横堀前公園	若林区上飯田一丁目 23-4
	230	中柵東6号公園	若林区沖野三丁目 69-7
	231	館西4号公園	若林区沖野二丁目 25-4
	232	中柵東7号公園	若林区沖野三丁目 91-5
	233	上飯田遠西公園	若林区上飯田一丁目 108-6
	234	稲荷堂公園	若林区霞目二丁目 234-30
	235	二ノ坪公園	若林区沖野一丁目 10-26
	236	三ノ坪公園	若林区沖野一丁目 15-31
	237	館南4号公園	若林区沖野七丁目 241-48
	238	新神柵公園	若林区沖野二丁目 265-5
	239	遠見塚二丁目公園	若林区遠見塚二丁目 241-4
	240	若林一丁目公園	若林区若林一丁目 83-30
	241	館南5号公園	若林区沖野六丁目 376-25
	242	館西5号公園	若林区沖野二丁目 36-7
	243	上飯田遠西2号公園	若林区上飯田一丁目 76-2
	244	連坊あづま公園	若林区連坊二丁目 328-1
	245	荒井土才敷公園	若林区荒井土才敷 13-3
	246	南小泉三丁目公園	若林区南小泉三丁目 129-19 外
	247	横堀前2号公園	若林区上飯田一丁目 55-30
	248	大和町二丁目公園	若林区大和町二丁目 53-2
	249	河原下7号公園	若林区沖野六丁目 2-5
	250	河原下8号公園	若林区沖野六丁目 30-11
	251	白萩西公園	若林区白萩町 263
	252	霞ノ目背戸公園	若林区霞目二丁目 15-1
	253	河原下9号公園	若林区沖野六丁目 10-30
	254	館南6号公園	若林区沖野六丁目 302-14
	255	飯田遠西公園	若林区上飯田一丁目 28-12
	256	新寺三丁目公園	若林区新寺三丁目 6-1
	257	蒲北公園	若林区蒲町 14-7 外
	258	館南7号公園	若林区沖野七丁目 275-11
	259	新寺二丁目蓮池公園	若林区新寺二丁目 4-1
	260	連坊二丁目公園	若林区連坊二丁目 6-8
	261	新寺五丁目公園	若林区新寺五丁目 9-3
	262	六丁の目北町公園	若林区六丁の目北町 9-3
	263	蒲町穴田公園	若林区蒲町 19-17
264	蒲北2号公園	若林区蒲町 20-4 外	
265	大和町一丁目東公園	若林区大和町一丁目 114-30 外	
266	上飯田遠西3号公園	若林区上飯田一丁目 39-21	
267	六丁の目南町公園	若林区六丁の目南町 6-2	
268	鉦町東一丁目公園	若林区鉦町東一丁目 1005-3	
269	七曲2号公園	若林区かすみ町 70-24 外	
270	館西6号公園	若林区沖野七丁目 578-6	

都市公園の一部と都市計画公園の一部が重複している。

出典：自然公園法（自然公園）

自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）

都市計画法（風致地区・都市公園）

広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）

仙台市公園・緑地等配置図（平成23年4月1日 仙台市）

表 3-39 自然との触れ合いの場 (10/12)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	271	中柵東8号公園	若林区沖野三丁目 73-13
	272	文化町公園	若林区文化町 76-54
	273	六丁の目中町公園	若林区六丁の目中町 29-1
	274	二ノ坪2号公園	若林区沖野一丁目 11-31
	275	遠見塚一丁目公園	若林区遠見塚一丁目 234-9
	276	遠見塚一丁目2号公園	若林区遠見塚一丁目 20-7
	277	新寺四丁目公園	若林区新寺四丁目 2-2
	278	沖野一丁目公園	若林区沖野一丁目 415-24
	279	館南8号公園	若林区沖野六丁目 295-17
	280	遠見塚一丁目3号公園	若林区遠見塚一丁目 18-4
	281	遠見塚二丁目2号公園	若林区遠見塚二丁目 226-11
	282	沖野二丁目公園	若林区沖野二丁目 123-8
	283	遠見塚一丁目4号公園	若林区遠見塚一丁目 230-8
	284	遠見塚一丁目5号公園	若林区遠見塚一丁目 249-24
	285	文化町2号公園	若林区文化町 76-86
	286	若林五丁目2号公園	若林区若林五丁目 113-57
	287	中倉二丁目公園	若林区中倉二丁目 201-9
	288	遠見塚二丁目3号公園	若林区遠見塚二丁目 404-11
	289	六丁の目中町西公園	若林区六丁の目中町 9-1
	290	館南9号公園	若林区沖野六丁目 281-13
	291	若林一丁目北公園	若林区若林一丁目 79-24
	292	河原下10号公園	若林区沖野六丁目 93-13
	293	横堀前4号公園	若林区上飯田一丁目 5-2 外
	294	蒲町公園	若林区蒲町 21-2 外
	295	文化町3号公園	若林区文化町 60-10
	296	若林五丁目3号公園	若林区若林五丁目 22-2
	297	大和町一丁目4号公園	若林区大和町一丁目 63-4
	298	大和町五丁目北公園	若林区大和町五丁目 40-4
	299	沖野一丁目東公園	若林区沖野一丁目 104-20
	300	沖野一丁目南公園	若林区沖野一丁目 106-23
	301	遠見塚一丁目東公園	若林区遠見塚一丁目 242-12
	302	遠見塚二丁目南公園	若林区遠見塚二丁目 267-12
	303	沖野二丁目東公園	若林区沖野二丁目 85-16
	304	古城一丁目公園	若林区古城一丁目 72-84
	305	六丁の目東公園	若林区六丁目字南 119
	306	長喜城公園	若林区長喜城字鉄砲前 16-3
	307	沖野一丁目北公園	若林区沖野一丁目 211-63
	308	上飯田一丁目公園	若林区上飯田一丁目 315-9 外
	309	遠見塚東公園	若林区遠見塚東 169-5
	310	荒井5号公園	若林区六丁目字小荒井裏8番1の一部外
	311	沖野三丁目西公園	若林区沖野三丁目 308-13
	312	若林三丁目公園	若林区若林三丁目 222-6
313	釘町五丁目公園	若林区釘町五丁目 4	
314	七郷中央公園	若林区蒲町字東39-2の一部外	
315	広瀬川若林緑地	若林区若林地先	
316	大和町五丁目緑地	若林区大和町五丁目 701-6	
317	新寺小路緑道	若林区新寺二丁目 3-9 外	
318	木公園	太白区郡山三丁目 51-1	
319	鹿野公園	太白区鹿野一丁目 121-1	
320	飯田公園	太白区東郡山二丁目 59-52 外	
321	向山公園	太白区向山四丁目 86-1	
322	二ツ沢公園	太白区緑ヶ丘三丁目 10-158	
323	芦ノ口羽黒台公園	太白区芦の口 28-74	
324	芦ノ口公園	太白区芦の口 15-18	

都市公園の一部と都市計画公園の一部が重複している。

出典：自然公園法（自然公園）

自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）

都市計画法（風致地区・都市公園）

広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）

仙台市公園・緑地等配置図（平成23年4月1日 仙台市）

表 3-40 自然との触れ合いの場 (11/12)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	325	鹿野本町公園	太白区鹿野本町 245-13
	326	緑ヶ丘三丁目公園	太白区緑ヶ丘三丁目 10-236
	327	青山二丁目公園	太白区青山二丁目 40-39
	328	土手内三丁目公園	太白区土手内三丁目 95-14
	329	萩ヶ丘公園	太白区萩ヶ丘 23-7
	330	砂埴町公園	太白区砂埴町 142-13
	331	青山一丁目西公園	太白区青山一丁目 74-17
	332	おおとや公園	太白区大埴町 61-3 外
	333	おおとや2号公園	太白区大埴町 15-67
	334	土手内三丁目2号公園	太白区土手内三丁目 24-6
	335	八木山弥生町1号公園	太白区八木山弥生町 9-30
	336	土手内二丁目公園	太白区土手内二丁目 78-44
	337	青山公園	太白区青山二丁目 36-23
	338	向山三丁目公園	太白区向山三丁目 13-143
	339	八木山弥生町2号公園	太白区八木山弥生町 9-10
	340	おおとや3号公園	太白区大埴町 9-53
	341	泉崎二丁目公園	太白区泉崎二丁目 9
	342	おおとや4号公園	太白区大埴町 23-6
	343	青山二丁目2号公園	太白区青山二丁目 44-31
	344	長町南三丁目南公園	太白区長町南三丁目 29-1
	345	緑ヶ丘一丁目公園	太白区緑ヶ丘一丁目 9-138 外
	346	泉崎一丁目公園	太白区泉崎一丁目 26
	347	鹿野三丁目公園	太白区鹿野三丁目 207-3
	348	長町南三丁目北公園	太白区長町南三丁目 5-1
	349	西の平一丁目公園	太白区西の平一丁目 55-19
	350	大埴5号公園	太白区大埴町 28-24
	351	鹿野二丁目公園	太白区鹿野二丁目 68-4
	352	西の平一丁目2号公園	太白区西の平一丁目 46-70
	353	大埴6号公園	太白区大埴町 22-19
	354	青山一丁目東公園	太白区青山一丁目 61-124
	355	芦ノ口2号公園	太白区芦ノ口 13-26
	356	長町南四丁目北公園	太白区長町南四丁目 4
	357	八木山香澄町公園	太白区八木山香澄町 19-97
	358	土手内一丁目東公園	太白区土手内一丁目 17-52
	359	茂ヶ崎三丁目公園	太白区茂ヶ崎三丁目 48-11
	360	向山一丁目公園	太白区向山一丁目 1-1 外
	361	青山二丁目3号公園	太白区青山二丁目 40-94
	362	はたとや公園	太白区大埴町 2-1
	363	西多賀三丁目南公園	太白区西多賀三丁目 441-6
364	長町南一丁目公園	太白区長町南一丁目 188-5 外	
365	長町八丁目南公園	太白区長町八丁目 20-5	
366	長町八丁目北公園	太白区長町八丁目 34-6 外	
367	長町八丁目中公園	太白区長町八丁目 24-11	
368	長町八丁目西公園	太白区長町八丁目 1-14	
369	郡山三丁目公園	太白区郡山三丁目 22-17	
370	門前町公園	太白区門前町 153-4	
371	向山三丁目西公園	太白区向山三丁目 11-56	
372	土手内一丁目南公園	太白区土手内一丁目 17-138	
373	長町副都心1号公園	太白区郡山二丁目 19の一部	
374	長町二丁目公園	太白区長町二丁目 322-2 外	
375	福寿さくら公園	太白区鹿野一丁目 120 番1 外	
376	広瀬川愛宕緑地	太白区越路地先	
377	広瀬川飯田緑地	太白区飯田字河原 95-1 外	
378	緑ヶ丘1号緑地	太白区緑ヶ丘一丁目 6-28	
379	緑ヶ丘2号緑地	太白区緑ヶ丘一丁目 6-76 外	

都市公園の一部と都市計画公園の一部が重複している。

出典：自然公園法（自然公園）

自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）

都市計画法（風致地区・都市公園）

広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）

仙台市公園・緑地等配置図（平成23年4月1日 仙台市）

表 3-41 自然との触れ合いの場 (12/12)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	380	緑ヶ丘3号緑地	太白区緑ヶ丘三丁目 40-13 外
	381	緑ヶ丘4号緑地	太白区緑ヶ丘三丁目 37-26 外
	382	大堀緑地	太白区大堀町 1-23 外
	383	八木山弥生町緑地	太白区八木山弥生町 1-216 外
	384	南光台一丁目公園	泉区南光台一丁目 158-444
	385	南光台南一丁目公園	泉区南光台南一丁目 1-349
	386	南光台南二丁目公園	泉区南光台南二丁目 1-350
	387	南光台南二丁目北公園	泉区南光台南二丁目 10-966
	388	南光台東一丁目南公園	泉区南光台東一丁目 35-453
	389	南光台南三丁目南公園	泉区南光台南三丁目 10-870
	390	南光台東一丁目公園	泉区南光台東一丁目 1-229
	391	南光台東二丁目南公園	泉区南光台東二丁目 5-209
	392	南光台七丁目南公園	泉区南光台七丁目 1-228
	393	南光台南三丁目公園	泉区南光台南三丁目 35-454
	394	南光台東二丁目公園	泉区南光台東二丁目 43
	395	南光台東二丁目東公園	泉区南光台東二丁目 27-127
	396	南光台一丁目南公園	泉区南光台一丁目 156-11
	397	南光台二丁目北公園	泉区南光台二丁目 141-218 外
	398	南光台三丁目公園	泉区南光台三丁目 1 地内
399	水の森公園	泉区上谷刈字赤坂 4 外	

都市公園の一部と都市計画公園の一部が重複している。

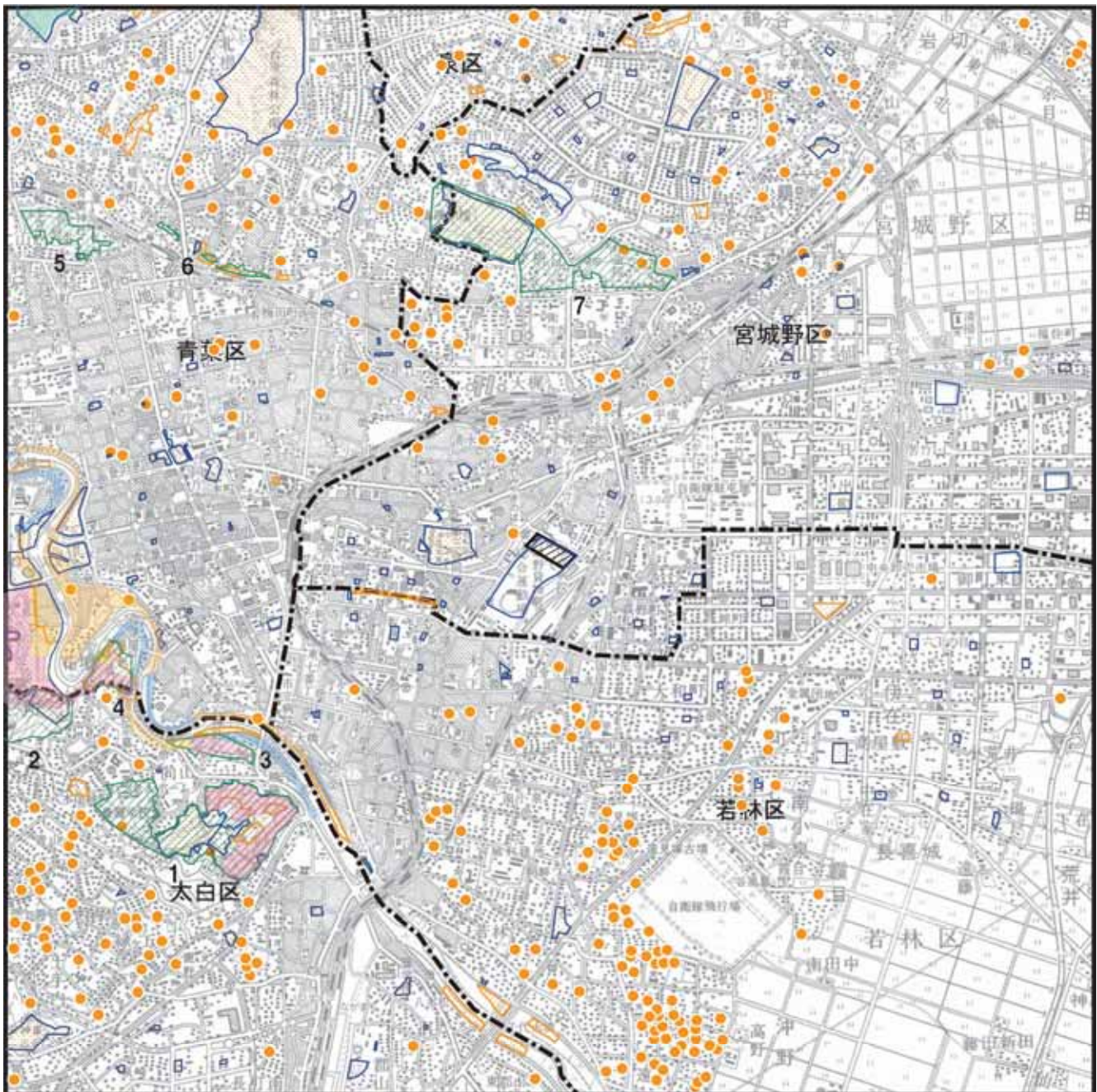
出典：自然公園法（自然公園）

自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・県緑地環境保全地域）

都市計画法（風致地区・都市公園）

広瀬川の清流を守る条例（環境保全区域）

仙台市公園・緑地等配置図（平成 23 年 4 月 1 日 仙台市）

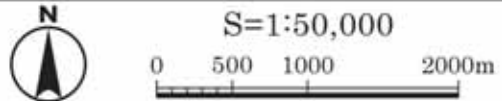


凡例

- : 対象事業計画地
 - : 区境界線
 - : 風致地区(1~7)
 - : 都市計画公園
 - : 都市公園
 - : 緑地環境保全地域
(宮城県自然環境保全条例)
 - : 特別環境保全区域
 - : 第一種環境保全区域
 - : 第二種環境保全区域
- 広瀬川の清流を守る条例

出典: 自然公園法/自然環境保全法/宮城県自然環境保全条例/都市計画法/広瀬川の清流を守る条例
/仙台市公園・緑地等配置図

図 3-14 自然との触れ合いの場の分布

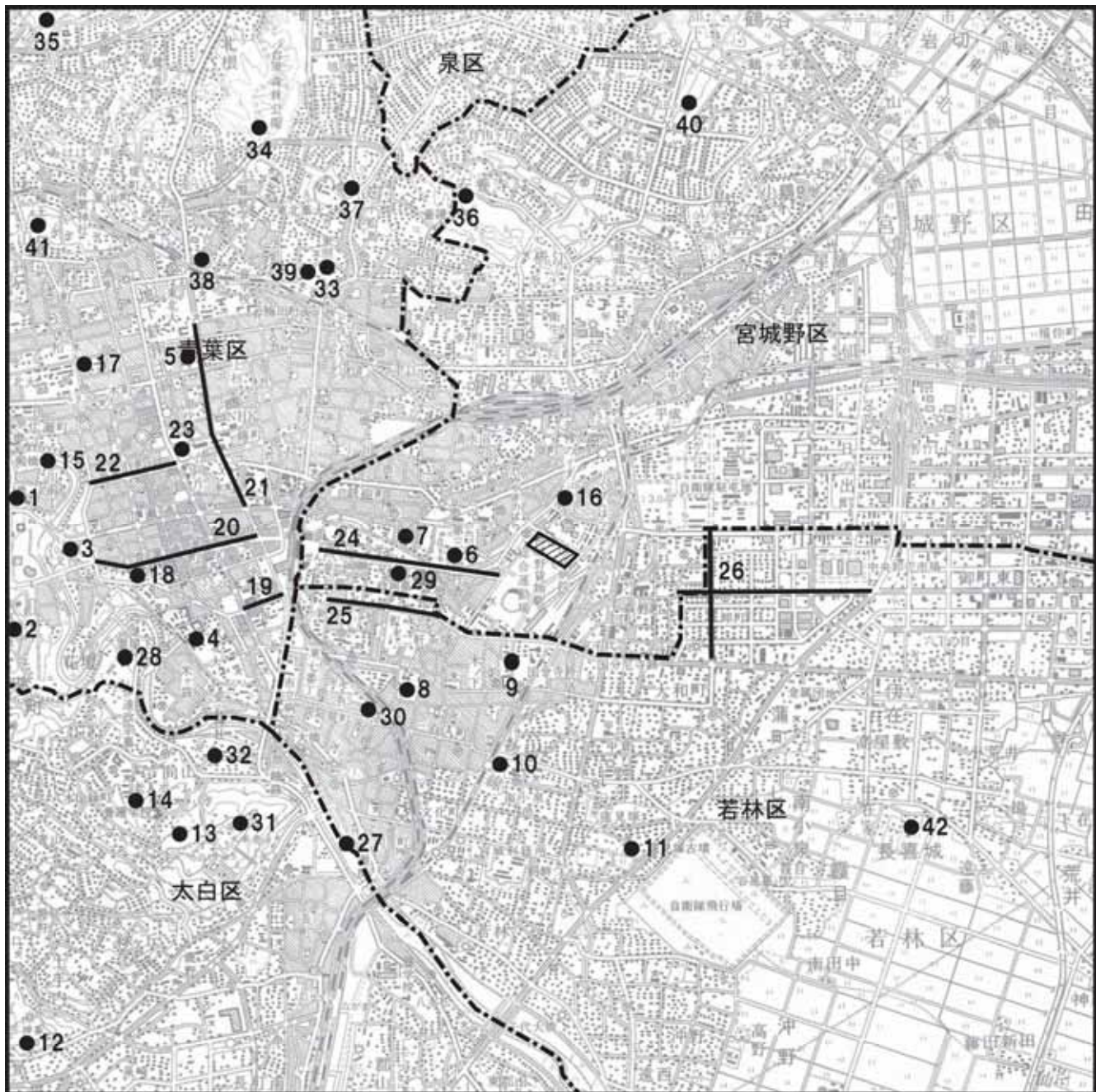


また、「杜の都・仙台 わがまち緑の名所 100 選ガイドブック」(平成 14 年 3 月 仙台市)によると、主要な自然との触れ合いの場としては、表 3-42 及び図 3-15 に示すとおりであり、榴岡天満宮等の寺社、榴岡公園や西公園等の公園、宮城野通周辺や青葉通等の街路等、42 箇所があげられる。




表 3-42 自然との触れ合いの場 (文献資料)

No.	名称	所在地
1	宮城県美術館・仙台二高周辺	青葉区川内元支倉付近
2	青葉山公園	青葉区川内
3	西公園	青葉区桜ヶ岡公園
4	東北大学片平キャンパス	青葉区片平二丁目 1-1
5	勝山公園	青葉区上杉二丁目
6	榴岡公園	宮城野区五輪一丁目
7	榴岡天満宮	宮城野区榴岡 23
8	仙台一高のサクラ	若林区元茶畑 4
9	薬師堂周辺(薬師堂, 木ノ下公園)	若林区木ノ下
10	若林区役所周辺	若林区保春院前丁, 南小泉一丁目付近
11	遠見塚小学校周辺 (遠見塚小学校校門から遠見塚古墳)	若林区遠見塚一丁目付近
12	三神峯公園	太白区三神峯一丁目
13	野草園	太白区茂ヶ崎二丁目 1-1
14	宮城県中央児童館周辺	太白区向山三丁目
15	広瀬川中流域(牛越橋付近～大橋付近)	青葉区川内付近
16	苦竹のイチョウ(国立仙台病院東側)	宮城野区銀杏町
17	北六番丁公園(六幽庵庭園)	青葉区木町通二丁目 4-51
18	良覚院丁公園(緑水庵庭園)	青葉区片平一丁目 2-5
19	北目町通(ユリノキ並木)	青葉区北目町から中央四丁目
20	青葉通(ケヤキ並木)	青葉区中央一丁目から大町二丁目
21	愛宕上杉通(イチョウ並木)	青葉区本町一丁目から二丁目
22	定禅寺通(ケヤキ並木)	青葉区国分町二丁目付近
23	勾当台公園周辺(勾当台公園, 勾当台通, 外記丁線)	青葉区本町三丁目
24	宮城野通周辺(宮城野通「ケヤキ並木」, 公開空地)	宮城野区榴岡四丁目
25	新寺界限(新寺小路緑道, 松音寺, 正楽寺, 光寿院, 道仁寺, 栽松院等)	若林区新寺・連坊・宮城野区榴岡
26	卸町通(ケヤキ並木)	若林区卸町
27	広瀬川下流域(宮沢橋～千代大橋下流付近)	若林区堰場付近から若林区若林七丁目付近
28	経ヶ峯(瑞鳳殿周辺)	青葉区霊屋下
29	三沢初子の墓等	宮城野区榴岡五丁目
30	三宝大荒神のイチョウ	若林区南鍛冶町 41-1
31	大年寺山	太白区茂ヶ崎
32	愛宕山界限	太白区向山四丁目
33	東照宮周辺	青葉区東照宮一丁目
34	台原森林公園	青葉区台原森林公園
35	水の森公園	青葉区水の森四丁目他
36	与兵衛沼・大堤公園周辺	宮城野区蟹沢, 安養寺付近
37	小松島公園周辺	青葉区小松島四丁目
38	台原緑地	青葉区台原一丁目, 六丁目
39	とちのき公園	青葉区東照宮一丁目
40	鶴ヶ谷中央公園周辺	宮城野区鶴ヶ谷六丁目
41	北山界限 (輪王寺, 資福寺, 覚範寺, 東昌寺, 光明寺)	青葉区北山界限
42	長喜城のイグネ	若林区長喜城

出典:「杜の都・仙台 わがまち緑の名所 100 選ガイドブック」(平成 14 年 3 月 仙台市)



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 自然との触れ合いの場

出典：「杜の都・仙台 わがまち緑の名所100選ガイドブック」(平成14年3月 仙台市)

図 3-15 自然との触れ合いの場の分布
(法令に基づく指定を受けていない地区)



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

イ. その他事業の立地上配慮を要する自然との触れ合いの場

東北地方整備局が実施している「名取川直轄総合水系環境整備事業」では、名取川の河川環境を活用し、都市部において自然豊かな水辺空間を地域住民へ提供するため、親水性・景観性に優れた水辺環境の整備を行っている。

調査範囲内で実施されている事業概要は表 3-43に示すとおりである。

表 3-43 名取川直轄総合水系環境整備事業の概要

実施地区 / 事業内容	事業期間	事業概要
広瀬川地区 水辺の楽校	平成 10 年度 ~ 11 年度	緩傾斜堤防, アクセス施設整備(階段・スロープ), 高水敷整正を行うことにより, 自然環境学習のフィールドとして親水性, 利活用性に配慮した環境整備を実施。
広瀬川地区 水環境整備	平成 12 年度 ~ 15 年度	導水施設(取水ポンプ場)・流量観測施設の設置を行うことにより, 名取川より水を導水し, 広瀬川および日笠川の水量を確保する施設整備を実施。
笹川地区 利用推進	平成 16 年度 ~ 20 年度	都市景観に配慮した緑化護岸・アクセス施設整備(階段・スロープ)・散策路整備を行うことにより, 水辺を活かしたまちづくりの支援を実施。
広瀬川地区 利用促進	平成 17 年度 ~ 21 年度	親水護岸の整備・アクセス施設整備(階段・スロープ)を行うことにより, ユニバーサルデザインを目指した安全でスムーズに水辺に近づける施設整備を推進し, 弱者に対する積極的な支援を実施。

3.7. 文化財

ア. 指定文化財等の状況

調査範囲における指定文化財等のうち、建造物、史跡及び天然記念物の分布状況は、表 3-44～表 3-48 及び図 3-16に示すとおりである。

調査範囲には、有形文化財（建造物）として、国指定の陸奥国分寺薬師堂，県指定の白山神社本殿等がある。天然記念物としては、国指定の「苦竹のイチョウ」，「朝鮮ウメ」及び「東昌寺のマルミガヤ」，さらに、市指定の「霊屋下セコイヤ類化石林」がある。

計画地周辺では、図 3-16に示したとおり、主に計画地の西側～南側に文化財が多く存在している。

なお、計画地内には指定文化財・登録文化財は存在しない。

表 3-44 指定文化財の状況(国指定文化財)(1/5)

国指定文化財					
No.	名称	員数	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
有形文化財(建造物)					
1	陸奥国分寺薬師堂 附 厨子 1 基・棟札 1 枚	1 棟	若林区木ノ下三丁目 8-1	陸奥国分寺	M.36.4.15
2	東照宮本殿・唐門・透塀・鳥居・隨身門 附 厨子 1 基・棟札 1 枚・石 灯籠 34 基	5 棟	青葉区東照宮一丁目 6-1	東照宮	S.28.3.31
史跡					
3	陸奥国分寺跡		若林区木ノ下二丁目・三丁目	仙台市	T.11.10.12
4	陸奥国分尼寺跡		若林区白萩町	仙台市	S.23.12.18
5	遠見塚古墳		若林区遠見塚一丁目ほか	仙台市	S.43.11.8
6	仙台城跡		青葉区荒巻字青葉無番地ほか	国・仙台市・ 東北大学(仙台市)	H.15.8.27
天然記念物					
7	苦竹のイチョウ		宮城野区銀杏町	個人(仙台市)	T.15.10.20
8	朝鮮ウメ		若林区古城二丁目	国(宮城刑務所)	S.17.9.19
9	東昌寺のマルミガヤ		青葉区青葉町8-1	東昌寺	H.7.3.20

出典：「仙台市の文化財(指定文化財及び登録文化財)の種類と数」(平成 23 年 11 月 仙台市教育委員会)
<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/bunkazai/ichiran/index.html>

表 3-45 指定文化財の状況(県指定文化財)(2/5)

県指定文化財					
No.	名称	員数	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
有形文化財(建造物)					
10	白山神社本殿	1棟	若林区木ノ下三丁目9-1	白山神社	S.30.3.25
11	宮城県知事公館正門 (旧仙台城門)	1棟	青葉区広瀬町5-43	宮城県	S.46.11.9
12	陸奥国分寺薬師堂仁王門	1棟	若林区木ノ下三丁目8-1	陸奥国分寺	S.50.4.30
13	東照宮手水舎 附 花崗岩造水盤	1棟	青葉区東照宮一丁目6-1	東照宮	S.39.9.4

表 3-46 指定文化財の状況(市指定文化財)(3/5)

市指定文化財					
No.	名称	員数	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
有形文化財(建造物)					
14	旧第四連隊兵舎	1棟	宮城野区五輪一丁目3-7	仙台市	S.53.6.16
15	大年寺惣門	1棟	太白区茂ヶ崎四丁目	(仙台市)	S.60.9.4
16	成覚寺山門 (旧浄眼院殿霊屋門)	1棟	若林区新寺三丁目10-12	成覚寺	S.61.12.20
17	大満寺虚空蔵堂 附 厨子1基	1棟	太白区向山四丁目17-1	大満寺	S.62.3.30
18	泰心院山門 (旧仙台藩藩校養賢堂正門)	1棟	若林区南鍛冶町100	泰心院	S.62.3.30
19	愛宕神社本殿・拜殿 附 棟札3枚	2棟	太白区向山四丁目17-1	愛宕神社	H.8.1.30
20	毘沙門堂唐門	1棟	若林区荒町206番地	満福寺	H.8.1.30
21	旧姉齒家茶室(残月亭) 附 扁額「残月亭」1面	1棟	青葉区川内三の丸跡	仙台市	H.9.7.1
22	善応寺開山堂	1棟	宮城野区燕沢二丁目3-1	善応寺	S.43.2.15
23	荘厳寺山門	1棟	青葉区新坂町12-1	荘厳寺	S.61.12.20
24	輪王寺山門	1棟	青葉区北山一丁目6番街区	輪王寺	S.61.12.20
史跡					
25	三沢初子の墓等		宮城野区榴岡五丁目4	仙台市	S.47.2.1
26	刀工本郷国包各代の墓所		若林区新寺二丁目7-33	善導寺	S.55.10.20
27	経ヶ峯伊達家墓所		青葉区霊屋下	仙台市ほか	S.59.7.21
28	善応寺横穴古墳群		宮城野区燕沢二丁目	善応寺	S.43.2.15
29	松森焔硝蔵跡		泉区南光台東二丁目35-8	仙台市	S.62.5.1
天然記念物					
30	霊屋下セコイヤ類化石林		青葉区米ヶ袋一丁目, 三丁目, 霊屋下	宮城県	S.48.8.6

出典：「仙台市の文化財(指定文化財及び登録文化財)の種類と数」(平成23年11月 仙台市教育委員会)
<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/bunkazai/ichiran/index.html>

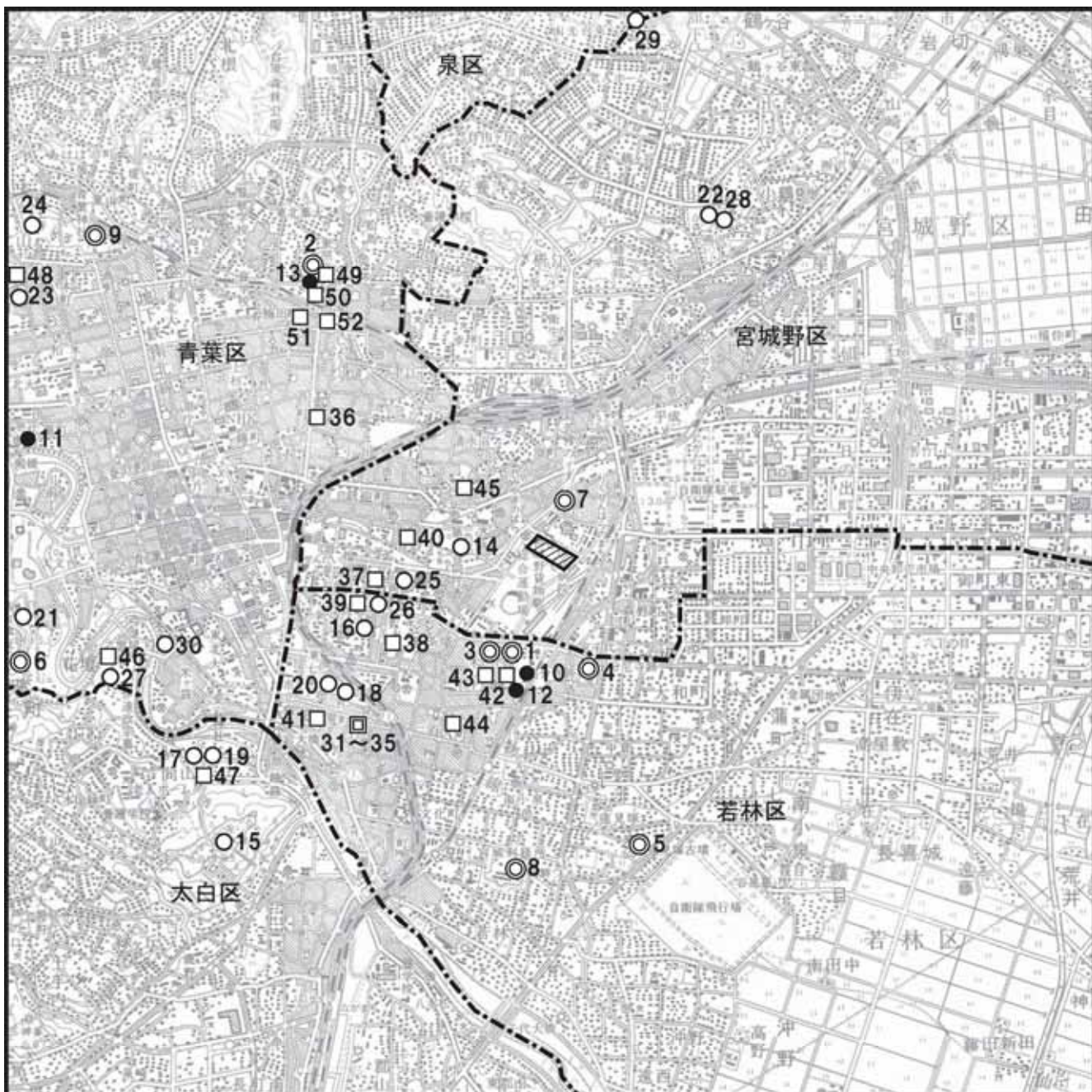
表 3-47 登録文化財の状況(国登録文化財)(4/5)

国登録文化財					
No.	名称	員数	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
有形文化財(建造物)					
31	門間筆笥店主屋	1棟	若林区南鍛冶町 143	(株)門間筆笥店	H.14.3.12
32	門間筆笥店板倉	1棟	若林区南鍛冶町 143	(株)門間筆笥店	H.14.3.12
33	門間筆笥店稲荷社	1棟	若林区南鍛冶町 143	(株)門間筆笥店	H.14.3.12
34	門間筆笥店指物工房	1棟	若林区南鍛冶町 143	(株)門間筆笥店	H.14.3.12
35	門間筆笥店塗り工房	1棟	若林区南鍛冶町 143	(株)門間筆笥店	H.14.3.12



表 3-48 登録文化財の状況(市登録文化財)(5/5)

市登録文化財					
No.	名称	員数	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
有形文化財(建造物)					
36	安藤家住宅	1棟	青葉区宮町	個人	H.7.9.5
37	釈迦堂	1棟	宮城野区榴岡四丁目 11-11	孝勝寺	H.7.9.5
38	松音寺山門	1棟	若林区新寺四丁目 6-28	松音寺	H.7.9.5
39	正楽寺本堂・山門	2棟	若林区新寺二丁目 6-35	正楽寺	H.7.9.5
40	榴岡天満宮唐門	1棟	宮城野区榴岡 23	榴岡天満宮	H.7.9.5
41	仏眼寺本堂	1棟	若林区荒町 35	仏眼寺	H.7.9.5
42	陸奥国分寺鐘楼	1棟	若林区木ノ下三丁目 8	陸奥国分寺	H.7.9.5
43	陸奥国分寺准胝観音堂	1棟	若林区木ノ下二丁目 4	陸奥国分寺	H.7.9.5
44	冷源寺山門	1棟	若林区成田町 125	冷源寺	H.7.9.5
45	善入院観音堂	1棟	宮城野区原町一丁目 1-67	善入院	H.8.3.5
46	瑞鳳寺高尾門	1棟	青葉区霊屋下 23-5	瑞鳳寺	H.8.3.5
47	愛宕神社神門	1棟	太白区向山四丁目 17-1	愛宕神社	H.8.3.5
48	昌繁寺山門, 観音堂	2棟	青葉区新坂町 13-1	昌繁寺	H.7.9.5
49	東照宮石段	2基	青葉区東照宮一丁目 6-1	東照宮	H.7.9.5
50	仙岳院本堂	1棟	青葉区東照宮一丁目 1-16	仙岳院	H.8.3.5
51	清浄光院本堂	1棟	青葉区宮町五丁目 1-11	清浄光院	H.8.3.5
52	延寿院本堂・地藏堂	2棟	青葉区宮町五丁目 6-18	延寿院	H.8.3.5

出典：「仙台市の文化財(指定文化財及び登録文化財)の種類と数」(平成 23 年 11 月 仙台市教育委員会)
<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/bunkazai/ichiran/index.html>



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 国指定文化財(1~9)
-  : 県指定文化財(10~13)
-  : 市指定文化財(14~30)
-  : 国登録文化財(31~35)
-  : 市登録文化財(36~52)

出典:「仙台市の文化財(指定文化財及び登録文化財)の種類と数」(平成23年11月 仙台市教育委員会)
<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/bunkazai/ichiran/index.html> ※ただし、所有者が個人の場合は図示しないこととした。

図 3-16 文化財の分布状況



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

イ. その他事業の立地上配慮を要する文化財

調査範囲における埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況は、表 3-49、表 3-50及び図 3-17に示すとおりである。
 なお、計画地内に埋蔵文化財は存在しない。

表 3-49 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況(1/2)

No.	名称	所在地
太白区		
1	愛宕山横穴墓群	向山四丁目
2	泉崎浦遺跡	泉崎一丁目地内
3	裏町古墳	西多賀一丁目
4	兜塚古墳	根岸町
5	北目城跡	郡山字館ノ内 ほか
6	郡山遺跡	郡山二～六丁目
7	砂押古墳	砂押町
8	宗禅寺横穴墓群	根岸町
9	土手内遺跡	土手内1丁目
10	西台畑遺跡	郡山二丁目
11	三神峯遺跡	三神峯一丁目
12	茂ヶ崎横穴墓群	二ツ沢
13	八木山緑町遺跡	八木山緑町

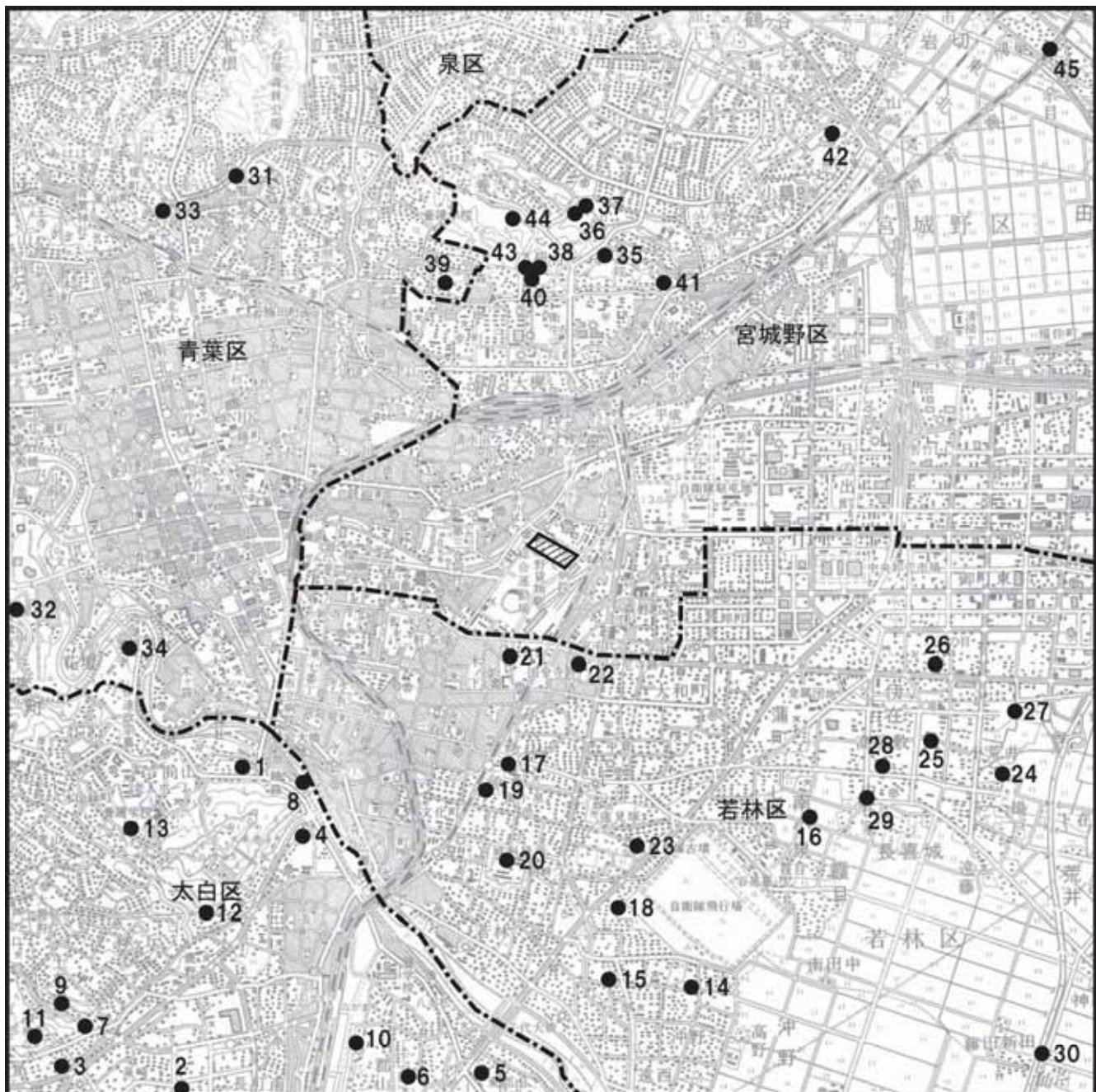
出典：「仙台市の遺跡」(平成20年9月 仙台市文化財課)

<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/bunkazai/iseki/00000010.html>




表 3-50 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況(2/2)

No.	名称	所在地
若林区		
14	沖野城跡	沖野七丁目
15	神柵遺跡	沖野二丁目
16	仙台東郊条里跡	蒲町
17	法領塚古墳	一本杉町
18	南小泉遺跡	南小泉, 遠見塚, 古城 ほか
19	養種園遺跡	南小泉一丁目
20	若林城跡	古城二丁目
21	陸奥国分寺跡	木ノ下2丁目, 3丁目
22	陸奥国分尼寺跡	白萩町
23	遠見塚古墳	遠見塚1丁目 ほか
24	荒井館跡	荒井字矢取
25	押口遺跡	荒井字押口
26	北屋敷遺跡	六丁目屋敷
27	地蔵浦遺跡	六丁目東町
28	高屋敷遺跡	荒井字高屋敷
29	中在家南遺跡	荒井字中在家
30	藤田新田遺跡	荒井字藤田新田
青葉区		
31	五本松窯跡	台原森林公園ほか
32	仙台城跡	川内・荒巻字青葉
33	堤町窯跡 B 地点	堤町2丁目ほか
34	経ヶ峯	霊屋下
宮城野区		
35	安養寺下窯跡	東仙台六丁目
36	安養寺中団窯跡	安養寺三丁目
37	安養寺配水場前窯跡	安養寺三丁目
38	神明社窯跡 A 地区	柞江
39	庚申前窯跡	二の森
40	神明社窯跡	柞江
41	大蓮寺窯跡	東仙台六丁目
42	燕沢遺跡	燕沢東3丁目ほか
43	柞江遺跡	柞江
44	与兵衛沼窯跡	小松島新堤ほか
45	鴻ノ巣遺跡	岩切字鴻ノ巣

出典：「仙台市の遺跡」(平成20年9月 仙台市文化財課)
<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/bunkazai/iseki/00000010.html>



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)(1~45)

出典:「仙台市の遺跡」(平成20年9月 仙台市文化財課)
<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/bunkazai/iseki/00000010.html>

図 3-17 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

3.8. その他の指定状況

ア. 用途地域の指定状況

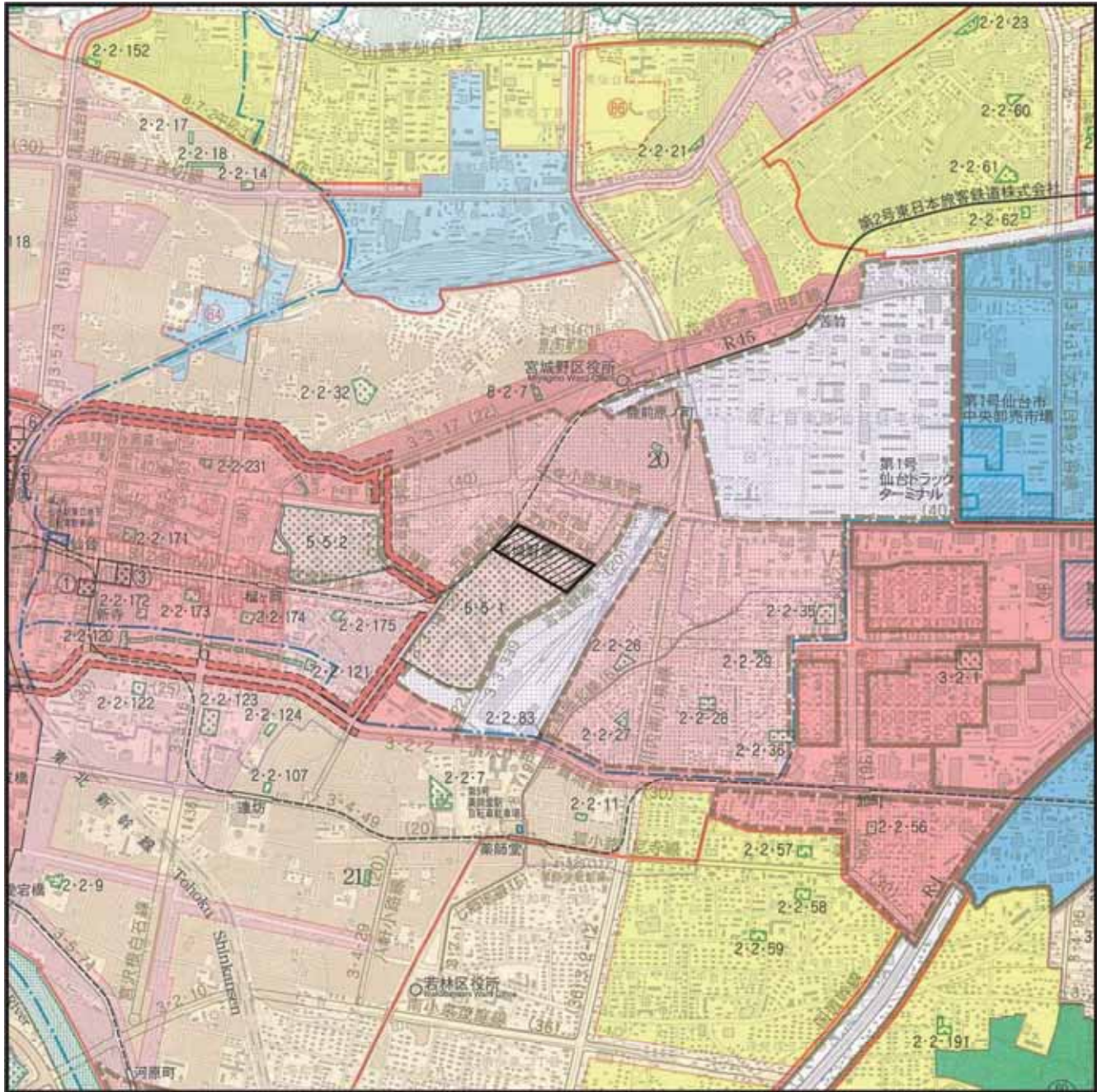
調査範囲における用途地域の設定状況は図 3-18に示すとおりである。
計画地は、近隣商業地域に指定されている。

イ. 法令等に基づく指定・規制

調査範囲における関連する主な関係法令は、表 3-51に示すとおりである。

表 3-51 本計画地に関する関係法令の指定，規制等

関係法令	指定状況及び規制基準の内容	参照図表
仙台市環境基本条例	環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めている。	
仙台市環境影響評価条例	環境影響評価及び事後調査に関する手続き等を定めることにより、環境の保全及び創造の見地から適正な配慮がなされることを期し、現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的としている。	
森林法	森林計画、保安林その他森林に関する基本的条項を定めて、森林の持続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的としている。	
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めている。	図 3-18
文化財保護法	文化財を保護し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資することを目的とし、重要文化財の指定、史跡、名勝、天然記念物の指定等が定められている。	図 3-16
自然環境保全条例	自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、県土の無秩序な開発を防止し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。	図 3-14
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護事業を実施し、狩猟を適正化することにより鳥獣の保護、繁殖、有害鳥獣の駆除及び危険の防止を図り、生活環境の改善及び農林水産業の振興に資することを目的としている。	図 3-19
砂防法	豪雨時における山崩れ、河床の浸食等の減少に伴う不安定な土砂の発生及びその流出による土砂災害を防止することによって、望ましい環境の確保と河川の治水、利水等の機能の保全を図ることを目的としている。	図 3-6
地すべり等防止法	地すべり及びびばた山の崩壊による被害を除去し、又は軽減するため、地すべり及びびばた山の崩壊を防止し、国土の保全と民生の安定に資することを目的としている。	図 3-6
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止し、その崩壊に対して警戒避難体制を整備する等の措置を講じ、民生の安定と国土の保全とに資することを目的としている。	図 3-6
景観法	良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的としている。	図 3-24 図 3-25
広瀬川の清流を守る条例	広瀬川の清流を守るため市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自然的環境の保全等に関し必要な事項を定めている。	図 3-14
杜の都の環境をつくる条例	杜の都の環境を作るため市長、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、緑化の推進、緑地の保全等に関し必要な事項を定めている。	図 3-8
杜の都の風土を育む景観条例	杜の都の風土を育む調和のとれた魅力的な景観の形成に関し、施策の基本となる事項その他必要な事項を定めている。景観形成に影響を及ぼす大規模建築物等の建築に関する指針を定めている。この条例に基づき、平成 17 年 10 月 1 日に宮城野通地区が「宮城野通景観形成地区」に指定されている。	図 3-20
屋外広告物条例	屋外広告物に関し、良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物が適正に掲出されるよう、屋外広告物のルールを定めている。	図 3-26
仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	地区計画の区域内の建築物に関する制限を定めることにより、適切かつ合理的な土地利用を図り、良好な都市環境を確保することに関する必要な事項を定めている	—



凡例

: 対象事業計画地

- 用途地域
- : 第一種低層住居専用地域
 - : 第二種中高層住居専用地域
 - : 第一種住居地域
 - : 第二種住居地域
 - : 近隣商業地域
 - : 商業地域
 - : 工業地域

特別用途地域

- : 第一種特別業務地区（商業地域）
- : 第二種特別業務地区（準工業地域）
- : 第七種特別業務地区（商業地域）
- : 特別工業地区（工業専用地域）
- : 大規模集客施設制限地区（近隣商業地域 / 商業地域 / 準工業地域）

その他の地域地区

- : 防火地域
- : 準防火地域
- : 最低限高度地区
- : 都市再生特別地区
- : 景観地区
- : 風致地区

- : 駐車場整備地区
- 都市施設
 - : 駅前広場
 - : 高速鉄道
 - : 都市計画公園
 - : 都市計画緑地
 - : 上記以外の都市施設（下水道に関する施設を除く）
- その他
 - : 土地区画整理事業
 - : 市街地再開発事業
 - : 地区計画
- 参考
 - : 区界

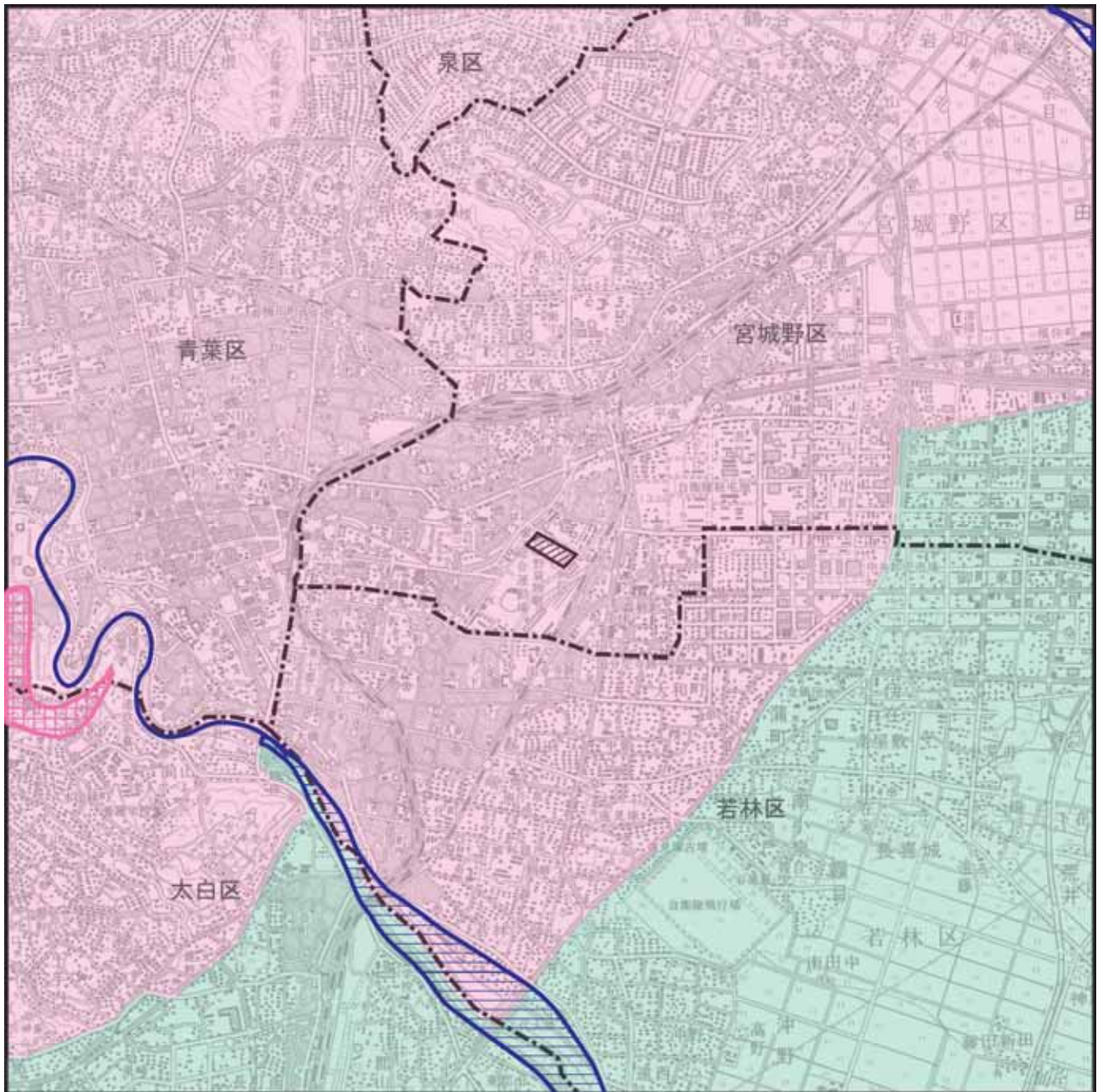
出典:「仙台市都市計画総括図」(平成24年11月 仙台市)

図 3-18 用途地域図



S=1:25,000

0 250 500 1000m



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 鳥獣保護区
-  : 特別保護地区
-  : 特定猟具使用禁止区域(銃)
-  : 指定猟法(鉛製散弾)禁止区域

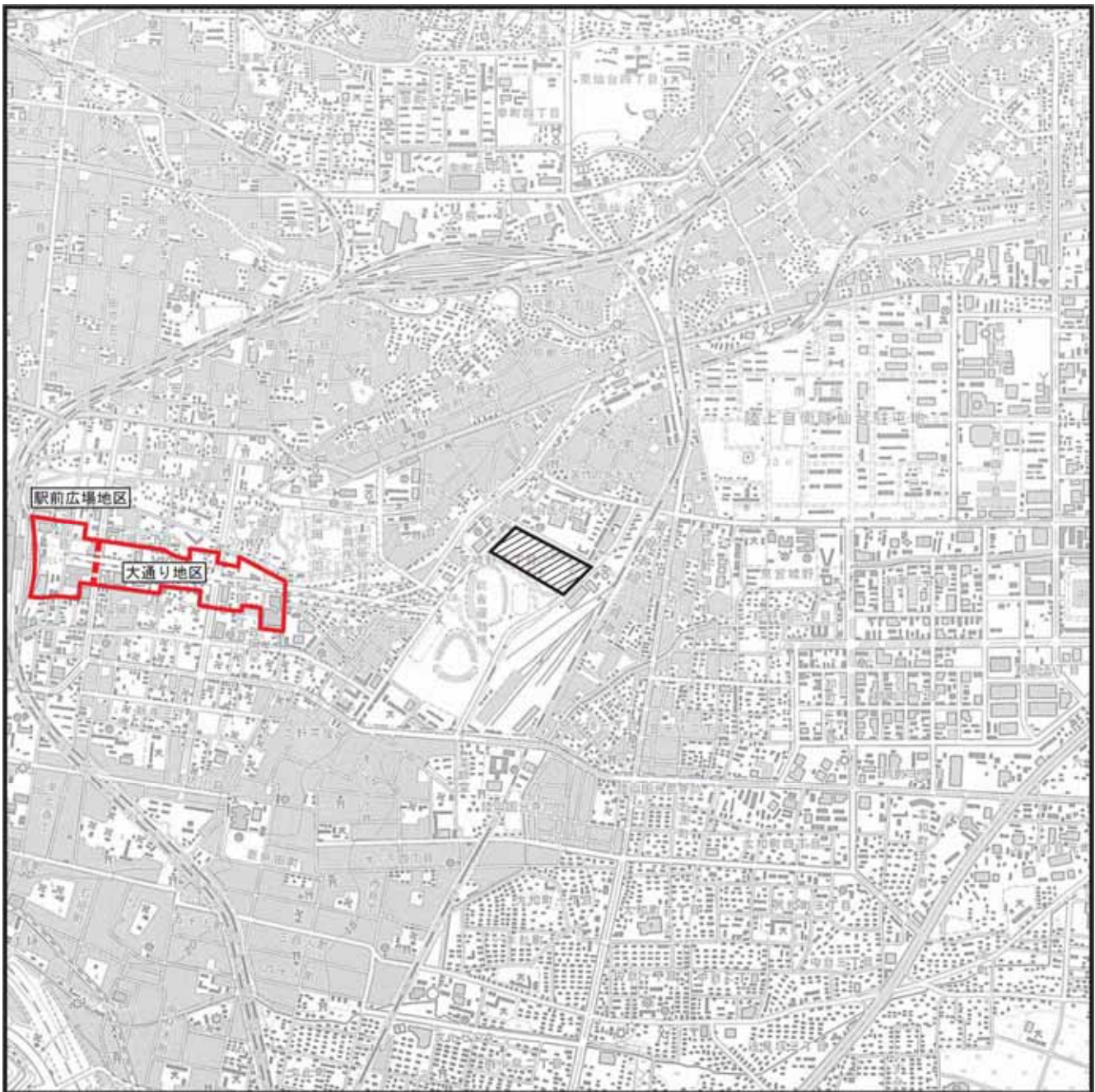
出典：「宮城県鳥獣保護区等位置図」(平成24年10月 宮城県)

図 3-19 鳥獣保護区等位置図






S=1:50,000

0 500 1000 2000m



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 景観形成地区及び広告物モデル地区
-  : 広告物モデル地区内美観維持基準地区境界

出典:「宮城野通景観形成地区(平成17年10月)」
 「宮城野通広告物モデル地区(平成17年10月)」
<http://www.city.sendai.jp/toshi/keikan/miyagino/index.html>

図 3-20

景観形成地区
 広告物モデル地区



S=1:25,000
 0 250 500 1000m

ウ．行政計画・方法等

A：地域の環境基本計画等環境保全に係る方針

仙台市総合計画

仙台市総合計画の“基本構想”においては、21世紀半ばに向けて仙台がめざす都市の姿を示してある。“基本構想”では、仙台が培ってきた都市の個性を、市民と行政の協働によって発展させた姿として、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、『ひとが輝く杜の都・仙台』」であるために、「未来を育み創造する学びの都」「支え合う健やかな共生の都」「自然と調和し持続可能な潤いの都」「東北を支え広く交流する活力の都」の4つの都市像が掲げられている。

“基本構想”を実現するための“基本計画”では、計画期間である平成23年度(2011年度)から32年度(2020年度)までの10年間を「新たな都市のシステム確立に向けた変革の期間」と位置づけ表3-52に示すように目指すべき都市像を実現するために重点政策を設定している。

表 3-52 重点政策

重点政策	施策の方向性
学びを多彩な活力につなげる都市づくり	「未来を育み創造する学びの都」を実現するため、多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくとともに、未来を担う子どもたちや若者の学びを支え、社会に羽ばたく力を育むことにより、都市の活力につなげる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・学びを楽しむミュージアム都市の推進 ・学都・仙台の資源を多面的に生かすまちづくり ・地域と共に育む子どもたちの学ぶ力
地域で支え合う心豊かな社会づくり	「支え合う健やかな共生の都」を実現するため、共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、さまざまな課題に対して、互いに連携し、多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが地域とのつながりを持ち、心豊かに暮らすことができる社会をつくる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・共生・健康社会づくり ・子育て応援社会づくり ・安全で安心な市民の暮らしを支える取り組み
自然と調和した持続可能な都市づくり	「自然と調和し持続可能な潤いの都」を実現するため、暮らしの質や都市の経済活力を高め国内外との交流を広げる、低炭素型でエネルギー効率の高い機能集約型の都市構造や総合交通ネットワークを整えると同時に、恵み豊かな自然環境を守り、緑と水のネットワークを形成する持続可能な都市づくりを進める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素・資源循環都市づくりの推進 ・自然と調和した杜の都の都市個性を高める土地利用の推進 ・機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成 ・誰もが利用しやすく都市活力を高める交通基盤づくり
人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり	「東北を支え広く交流する活力の都」を実現するため、地域産業の飛躍や交流人口の拡大を図るとともに、地下鉄東西線により新たに生まれる都市軸を最大限活用し、産業・学術・歴史・文化芸術・スポーツなどの都市の資源や仙台の持つ人材力を複合的に結びつけ、さまざまな戦略的プロジェクトを生み出しながら、東北の持続的な成長を支える仙台の都市全体の魅力・活力づくりを進める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の飛躍と競争力の強化 ・東北の交流人口の拡大への戦略的取り組み ・未来への活力を創る産業の育成・誘致 ・新たな都市軸の形成と活用

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」(平成23年3月 仙台市)

分野別計画では、表 3-53に示すように「学びの都・共生の都の実現をめざす」(3分野 30 基本的施策)、「潤いの都・活力の都の実現をめざす」(3分野 23 基本的施策)ごとに基本的施策が体系づけられている。

表 3-53 分野別計画

学びの都・共生の都の実現をめざす		潤いの都・活力の都の実現をめざす	
1. 学びや楽しみを多様な創造につなげる都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> 学びの資源を生かしたまちづくり 歴史文化を生かしたミュージアム資源の創出と情報の発信 多様な学びの拠点の充実 学びを楽しむことのできる環境整備 大学等と連携したまちづくり 若者の力を生かしたまちづくり 子どもたちが自ら学び成長する教育環境づくり 生きる力を育む学校教育の充実 子どもたちの多様な学びの場となる体験機会の充実 子どもたちの成長を応援する地域づくり 文化芸術やスポーツを生かした都市づくり 市民の創造性を生かす文化芸術の振興 市民の健やかさを生み出すスポーツの振興 	1. 自然と調和し持続可能な環境都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> 低炭素・資源循環都市づくり 低炭素都市づくり 資源循環都市づくり 良好で快適な環境を守り創る都市づくり 自然と共生する都市づくり 豊かな自然環境の保全 緑と水のネットワークの形成 身近で魅力的な公園の整備 風格ある景観の形成
2. 健康で安全に安心して暮らすことができるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 心身ともに健康な暮らしづくり 健康づくりの推進 医療・救急体制の充実 災害に強い都市づくり 災害に強い都市構造の形成 災害への対応力の強化 地域の連携による防災力の向上 安全・安心な暮らしづくり 基礎的な生活基盤の整備・管理 地域の安全対策の充実 暮らしの安全の確保 	2. 魅力的で暮らしやすい都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> 機能集約型市街地づくりと地域再生 都市の活力を生み出す都心の機能の強化・充実 拠点の機能の強化・充実 都市構造の基軸となる都市軸の形成 良好な市街地の形成と郊外区域等の再生 公共交通中心の利便性の高い交通体系づくり 鉄道にバスが結節する公共交通ネットワークの構築 便利で安全な交通環境の構築 都市活動を支える道路ネットワークの構築
3. 共に生き自立できる社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが共に生き自己実現できる環境づくり ひとにやさしい都市環境の構築 男女共同参画社会の形成 外国人が暮らしやすい社会の形成 安心して子どもを生み育てることができるまちづくり 明るく元気に育つ環境づくり 安心して子育てができる社会づくり 子どもと子育て家庭を応援する地域づくり 高齢者が元気で安心して暮らすことができるまちづくり 生きがいを持ち社会参加することができるまちづくり 健康で活気に満ちた生活を送ることができるまちづくり 介護サービス基盤の整備と支え合う地域づくり 障害者が安心して自立した生活を送ることができるまちづくり 自立した地域生活を送ることができるまちづくり 安心して暮らすことができるまちづくり 生きがいや働きがいの持てるまちづくり 	3. 成熟社会にふさわしい魅力・活力づくり	<ul style="list-style-type: none"> 都市の個性を伸ばす仙台の魅力づくり 人をひきつける仙台ブランドの創造 広域交流機能の充実 世界につながる都市づくり 東北各地域との連携の強化 暮らしや雇用を支える地域経済の活力づくり 中小企業の活性化と雇用・就業機会の拡大 付加価値の高い産業の振興 情報通信技術を生かした活力づくり 中心部・地域商店街の活力づくり 多面的機能を有する農林業の活性化

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」(平成 23 年 3 月 仙台市)

仙台市都市計画マスタープラン - 都市計画に関する基本的な方針 -

本方針は、都市計画法第 18 条の 2 による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村の建設に関する基本構想（地方自治法第 2 条第 4 項）並びに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第 6 条の 2）に即して定めたもので、仙台市がこれから進める都市計画は、本方針に基づいて行うものとしている。

本方針の計画期間は、仙台市基本構想に掲げた、21 世紀半ばを展望した都市像の実現をめざし、仙台市基本計画の計画期間とあわせ、平成 24 年度から平成 32 年度までとされている。

21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像は、表 3-54 に示すとおりであり、東北の発展を支え先導する役割を担い、国内外と広く交流・連携することにより都市の活力の向上を図るとともに、「杜の都」仙台の自然と調和する都市の個性と豊かさの向上によって、市民一人ひとりの暮らしを充実させることをめざすものである。

表 3-55 及び図 3-21 に示す土地利用の基本方針では、計画地が該当する「市街地ゾーン・鉄道沿線区域」の基本方針として、「豊かな都市環境や歴史的・文化的資産、風格のある都市景観などを活かし、環境負荷にも配慮しながら、魅力的で活力のある市街地空間を形成する」、また、「鉄道を中心とする交通便利性を活かして生活機能の充実を図るとともに、居住機能の一層の集積を図る」とこととされている。

また、表 3-56 に示す都市づくりの基本的な方向においては、良好な市街地の形成が掲げられており、1) 鉄道沿線地区に暮らしを支える都市機能の充実、2) 工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積、3) 大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用及び 4) 住み替えしやすい環境の構築 を図ることとされている。

表 3-54 都市づくりの目標像

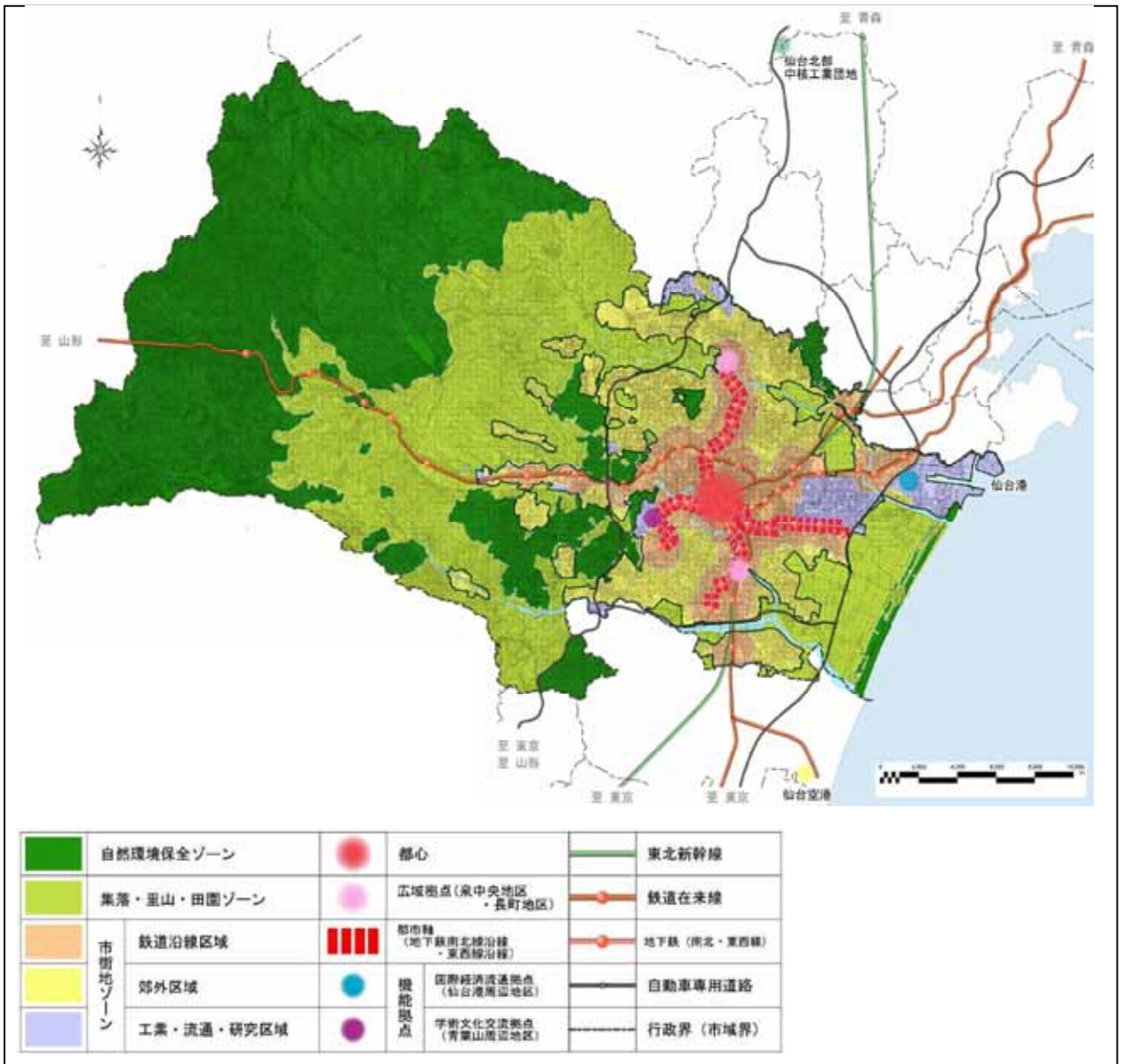
21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像	
目 標 像	<p>杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市 ～ 活力を高め豊かさを楽しめる魅力的で暮らしやすい安全・安心な都市づくり～</p>
	<p>機能集約型都市の形成を一層推進し、東北の中核都市にふさわしい都市機能の集積を誘導するとともに、地域の特性を最大限活かし、地域特性を最大限生かした人口規模や地域の状況変化に応じた良好で暮らしやすい市街地を形成します。</p> <p>そして、豊かな自然と多様な生態系と豊かな自然環境に調和した、機能集約型都市を未来につないでいきます。</p> <p>世界と東北を繋ぐゲートウェイとして、人流・物流両面での総合的な交通ネットワークの一層の充実をめざします。</p> <p>また、移動が便利で快適な鉄道を中心とした総合交通体系の構築をめざすとともに、過度な自動車利用から公共交通や自転車などの交通手段への転換を促し、低炭素型の都市構造の構築をめざします。</p> <p>「新次元の防災・環境都市」を形成するため、減災を基本とする多重防御の構築やエネルギー対策など、環境施策の新しい展開に向けた取り組みなどを総合的に推進するとともに、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインを導入した都市づくりをめざします。</p> <p>「杜の都」仙台の美しさと魅力をさらに高めるため、豊富な緑と水に包まれた潤いある市街地や、地球環境にやさしい低炭素型の都市空間、歴史や文化・伝統が薫る風格ある街並み空間の創出をめざします。</p> <p>多様な地域活動や市民活動をさらに発展させ、さまざまな活動主体間や市民との連携体制を強化し、市民と行政の協働・連携による都市づくりを進めていきます。</p> <p>また、公共サービスの提供や都市政策の課題解決において、新しい市民協働、市民参加の枠組みを創出し、新たな市民と行政のパートナーシップによる都市づくりに取り組んでいきます。</p>

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成 24 年 3 月 仙台市）

表 3-55 土地利用の基本方針

都市空間構成の基本方針	
<p>奥羽山脈から太平洋までの豊かな自然や里山，河川の豊かな水に支えられた田園が都市を囲んでいる都市を囲んでいる都市構造を「杜の都」の資産として将来に継承するため，法令などにもとづいて自然環境の一層の保全を図るとともに，魅力ある「杜の都」を創造していきます。</p> <p>社会経済情勢の変化や東日本大震災からの復旧・復興に的確に対応し，持続的な発展を支える活力と魅力あふれる都市の実現を目指すため，市街地の拡大は抑制することを基本とし，土地利用と交通施策の一体的推進と，暮らしに関連する施策の連携により，都心，拠点，都市軸などへそれぞれの地域特性に応じた多様な都市機能を集約し，さらに郊外区域の暮らしを支える都市機能を維持・改善する取り組みによって，「機能集約型市街地再生と地域再生」の都市づくりを進めます。</p>	
土地利用の基本方針	
自然環境保全ゾーン	豊かな生態系を支える地域であり，本市の自然特性が将来にわたって保持されるよう，自然環境を保全するとともに，被災した東部地域の自然環境を再生する
集落・里山・田園ゾーン	<p>自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ他面的な価値を十分に認識しながら，農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図る。</p> <p>土地利用の転換は，公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などの周辺環境と調和したものを除き抑制する。</p> <p>里山地域は山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり，保全に努めるとともに，森林などの持続的な活用，環境と調和した農林業の振興などを推進する。</p> <p>田園地域は，水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全するとともに，被災した東部地域においては，生産基盤の強化などによる農地の再生と，被災した方の移転先として農地に配慮しながら安全な住まいを確保する。</p>
市街地ゾーン	市街地ゾーンについては，「鉄道沿線区域」，「工業・流通・研究区域」，「郊外区域」の3つに区分し，それぞれの地域特性に応じた土地利用を進める。
鉄道沿線区域	<p>豊富な都市環境や歴史的・文化的資産，風格のある都市景観などを活かし，環境負荷にも配慮しながら，魅力的で活力のある市街地空間を形成する。</p> <p>鉄道を中心とする交通利便性を活かして生活機能の充実を図るとともに，居住機能の一層の集積を図ります。</p>
工業・流通・研究区域	<p>交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに，居住機能を一層集積する。</p> <p>また，被災した方の安全な住まいの確保に向けて，鉄道沿線区域への移転を推進する。</p>
郊外区域	<p>市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や，生活に必要な地域交通の確保など，良好な生活環境の形成を図る。</p> <p>特に，地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については，土地利用，住宅，交通，福祉など様々な分野の連携を図りながら，市民と共に地域特性を活かした活力ある地域づくりによる地域再生を進める。</p> <p>また，丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進める。</p>
都心，拠点，都市軸形成の方針	
都心	<p>東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引し，商業・業務機能，国際交流機能，文化・芸術機能，居住機能など多様な機能と，利便性の高い交通環境が調和して相乗的に都市活力を生み出すよう，都心機能を強化・拡充する。</p> <p>また，都心に集積された都市機能や資源を復興を支える源泉としながら，東北仙台・仙台都市圏を力強く牽引する。</p>
拠点	都心との機能分担や連携を図りながら，広域拠点及び機能拠点を次のように配置する。
広域拠点	泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し，都市圏の活動を支え，生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を進める。
機能拠点	仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」，青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し，都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化を進める。
都市軸	<p>東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を，十文字型の「都市軸」と位置づけ，駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を図る。</p> <p>また，被災した方の安全な住まいの確保に向けて，「都市軸」への移転を推進する。</p>
東西都市軸	地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」においては，西部の学術研究機能と，中心部の商業・業務機能，東部の産業機能など，多様な都市機能の集積と連携を図り，本市の持続的な発展を担う新たな創造と交流の基軸を形成する。
南北都市軸	都心と広域拠点などを結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」においては，都心や広域拠点との連携を強化しながら，地域特性を生かした都市機能の更新・強化を進める。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市）



出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市）
 図 3-21 土地利用方針図

表 3-56 都市づくりの基本的な方向

土地利用に関する基本的な方向		自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再生を図ります	
方針	1. 都心の機能強化・拡充		
	1) 多様な都市機能の集積・高度化	4) 緑あふれる風格のある都心空間の創出	
	2) 都市基盤の整備と市街地環境の改善	5) 魅力や利便性を活かした都心居住の推進	
	3) 都心交通環境の改善・強化		
	2. 拠点の機能強化・充実		
	1) 広域拠点に魅力的で個性ある都市機能の集積・強化		
2) 機能拠頭に国際的な経済物流交流機能と学術文化交流機能の集積			
3. 都市構造の基軸となる都市軸の形成			
1) 地下鉄東西線沿線に地域特性や多様な資源を活かした都市機能の集積・連携			
2) 南北線沿線に都心との連携を強化する都市機能の集積・更新			
3) 都市軸沿線居住の推進			
4. 良好な市街地の形成			
1) 鉄道沿線地区に暮らしを支える都市機能の充実			
2) 工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積			
3) 大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用			
4) 住み替えしやすい環境の構築			
5. 郊外区域の地域再生			
1) 暮らしを支える都市機能の維持・改善	3) さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化		
2) 生活に必要な地域交通の確保			
6. 自然環境の保全・継承			
1) 豊かな自然環境や水環境の保全・継承			
2) 集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化			
3) 多様な生態系の保全と水源の涵養			
4) 東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生			
交通に関する基本的な方向		公共交通を中心とした、利便性の高い総合交通体系の構築を図ります	
方針	7. 鉄道を中心とした総合交通体系の構築		
	1) 地下鉄東西線の整備	4) 交通結節機能の強化	
	2) 既存鉄道の強化	5) 都市活動を支える幹線道路網の構築	
3) 鉄道と連携したバス路線網への再編	6) 広域交通基盤の防災機能の強化		
8. 便利で快適な交通環境の構築			
1) 乗り継ぎ利便性の向上	3) 交通施設のバリアフリー化の推進		
2) 利用しやすい運賃やサービスの導入			
9. 環境にやさしい交通手段への転換			
1) 過度な自動車利用から公共交通利用への転換	3) 公共交通などの適正な利用の推進		
2) 自転車利用の推進			
防災・環境に関する基本的な方向		災害に強く、環境にやさしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図ります	
方針	10. 災害に強く安全で安心な都市空間の形成		
	1) 都市施設の防災性向上などによる災害に強い都市の構築		
2) 公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメントの推進			
3) 高齢者などにやさしく子育てしやすい都市環境の構築			
4) 防犯に配慮した都市環境の構築			
5) 多重防衛による総合的な津波対策と安全性の高いまちづくりの推進			
6) 丘陵地などの安全で安心な宅地の確保			
11. エネルギー負荷の少ない都市空間の形成			
1) 建築物などの省エネルギー性能の向上	3) 自然の働きを活かした都市空間の形成		
2) 地域で活用できる高効率エネルギーシステムの推進	4) エコモデルタウンの構築		
緑・景観に関する基本的な方向		都市の美しさと豊かさを備えた、都市空間の形成を図ります	
方針	12. 緑豊で潤いのある都市空間の形成		
	1) 緑と水による潤いのある都市空間の形成	3) 自然や歴史とふれあう交流ゾーンの再生	
2) 市民ニーズを反映した魅力ある公園づくりの推進			
13. 風格ある都市景観の形成			
1) 「杜の都」にふさわしい都市景観の形成	3) 歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成		
2) 魅力的な街並みの形成			
市民協働に関する基本的な方向		きめ細やかな街づくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図ります	
方針	14. きめ細やかなまちづくりへの総合的な支援		
	1) 地域特性に応じたきめ細やかな対応	3) 地域住民との情報共有	
2) 地域住民のまちづくり活動の支援強化			
15. 市民力の拡大と新しい市民協働の推進			
1) 市民参画の機会の拡充	3) 市民力が発揮できる新しい市民協働の推進		
2) まちづくり主体の交流と連携の推進	4) 復興まちづくりを進めるための協働の仕組みづくり		

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市）

杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

「杜の都環境プラン」は、「仙台市環境基本条例」（平成 8 年 3 月 仙台市条例第 3 号）に基づき、平成 23 年 3 月に改訂され、仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めるものである。

平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とする「杜の都環境プラン」では、おおむね 21 世紀中葉を展望した環境面から目指すべき都市像（環境都市像）と、環境都市像を具現化するため 4 つの分野別の環境都市像が設定され、それら都市像の実現を目指していくとされている。表 3-57 に環境都市像を示す。

表 3-57 環境都市像

環境都市像	
<p>「杜」と生き、「人」が生きる都・仙台</p> <p>- 杜の恵みを未来につなぎ、「環」「輪」「和」の暮らしを楽しむまちへ -</p>	
分野別の環境都市像	
	<p>「低炭素都市」仙台 まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市</p>
例えは	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭やビルなどに太陽光発電システムなどの再生可能なエネルギー利用が普及し、省エネルギー性能の高い設備を備えた長寿命で高品質な建物が普及し、エネルギー効率の高い都市となっている。 ・地下鉄の整備やバス路線網の再編などにより、自動車に過度に依存しない交通体系が構築され、また電気自動車などの次世代自動車の普及が進み、まちの空気が澄んでいる。 ・森林や緑が二酸化炭素の吸収・固定に力を発揮している。森林資源は建物の素材や製品、エネルギー源として地域の中で持続的に有効利用されている。 など
	<p>「資源循環都市」仙台 資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市</p>
例えは	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の生活で、ごみの発生抑制の取り組みが徹底され、環境配慮商品やリサイクル品の利用などが生活の中に定着している。 ・事業活動では、ごみになるものは作らない、売らないという考え方が浸透し、製造、流通、販売などの各段階で資源が有効に活用されている。 ・生ごみは堆肥として花壇や野菜づくりに活用されるなど、地域での資源循環の取り組みが進んでいる。 など
	<p>「自然共生都市」仙台 自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市</p>
例えは	<ul style="list-style-type: none"> ・山から海までの自然や生態系が保全され、自然とのふれあいの機会が豊富にある。自然との交流の中から、杜の都の自然への感性や生態系への認識がはぐまれている。 ・市街地に緑があふれ、水辺で楽しめる空間がある。ビオトープ（生物の生息・生育空間）づくりや自然再生により、森林や田園と市街地とが結ばれ、生物が身近なところでも見られるようになっている。 ・森林や農地などの緑が守られ、資源の利活用や市民の参加・交流が盛んになっている。緑はバイオマス資源としても都市の中で持続的に有効利用されている。 など
	<p>「快適環境都市」仙台 市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市</p>
例えは	<ul style="list-style-type: none"> ・大気、水質などは現在の良好な状態をさらに上回る水準を保ち、安全・安心で快適な高い生活の質を支えている。 ・すがすがしい空気、心安らく鳥のさえずり、清涼でおいしい水など、高い質の環境を市民が五感で感じることができる。 ・歴史的・文化的な環境を大切にする価値観が浸透するとともに、それらの環境が保全・再生され、身近にふれあうことができる。 ・青葉山から眺める市街地とその奥に広がる太平洋、地域の人に愛されるまち並み、憩いと交流の場となる空間など、多様な環境の質を感じることができる。 など

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成 23 年 3 月 仙台市）

「杜の都環境プラン」では、表 3-58及び図 3-22に示すように、都市構造や都市空間、経済・産業、社会のあり方の視点から持続可能な環境都市の将来イメージが描かれている。計画地は市街地に該当する。

表 3-58 都市の将来イメージ

都市全体の将来イメージ	<p>山地地域から海浜地域までの変化に富んだ地勢、市域のおよそ 6 割を占める豊かな森林と、広瀬川、名取川、七北田川などの豊富な水に支えられた田園地帯とが都市を囲んでいる本市の基本構造が維持され、自然環境の保全と市街地の拡大の抑制が図られた、自然と共生した都市が構築された状態になっています。また、集約された市街地は本市の持続的な発展を支えるとともに、市街地の緑は厚みを増し、遠景となる森林等の緑と一体となって美しい景観を構成するなど、「杜の都」の心地よい環境を至るところで感じ取ることができる姿となっています。</p>
地区別の将来イメージ	市街地の姿
	<p>鉄道を機軸とした公共交通体系が確立され、移動が便利で、都心や拠点などを中心とした土地の高度利用や都市機能の集積が進み、エネルギー消費の点からも効率のよい都市構造が形成されており、面的な集積を生かした街区単位の省エネルギーの取り組みなどもなされた姿になっています。</p> <p>また、都心や拠点から離れた地域では、身近な生活機能や生活交通が一定のまとまりをもって存在し、市民の日常生活を支えている状態になっています。</p> <p>いずれの地域でも、省エネルギー性能が高く環境負荷を低減した建築物が普及しているなど環境への対応が進んでいるほか、街路樹や公園などの緑が豊かで、緑がつくる心地よい木陰や美しく特徴のある街並み、歴史と文化を感じることができる雰囲気があるなど、身近な場所で憩いや潤い、安らぎを感じることができる姿になっています。</p>
	郊外部の姿
	<p>豊かな自然環境が保全され、市街地の周縁部分の里地里山も適切に維持管理がなされている状態になっています。森林資源や農産物などの自然の恵みが、都市活動や生活のために効率的に利用される循環の仕組みが構築されるとともに、森林や里山の継続的な手入れによって、それらが有する二酸化炭素の吸収・固定機能が最大限に発揮されている状態となっています。</p> <p>また、自然とのふれあいの場や交流機会の充実が進み、多くの市民が満喫することができる姿になっています。</p>
	市街地と郊外部のつながり
	<p>自然環境の豊かな地域と市街地を結ぶ緑の回廊や、海浜地域から市街地方面への風の道により、市街地のヒートアイランド現象が緩和され、また、河川の上流から下流までの流域の特性を生かした地域づくりが進んでいる状態になっています。</p> <p>また、生物の生息・生育空間の安定や再生に必要な生態系のネットワークが形づくられ、生物の多様性や生物の移動経路なども確保されるとともに、市街地の緑地にも、より多くの鳥や昆虫が見られるようになっています。</p>

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成 23 年 3 月 仙台市）



出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成 23 年 3 月 仙台市）

図 3-22 都市全体の将来イメージ

環境都市像を実現するために、表 3-59に示すように、「低炭素都市」、「資源循環都市」、「自然共生都市」及び「快適環境都市」の分野別に対応する施策が設定されている。また、これらの分野に共通する「仕組みづくり」、「人づくり」などについて、「良好な環境づくりを支える仕組みづくり・人づくり」として別に施策分野を設定し、施策の実現を図ることとされている。

表 3-59 環境施策の展開の方向

1. 低炭素都市づくり	目標	平成 32 年度(2020 年度)における市域の温室効果ガスの総排出量を平成 17 年度(2005 年度)比で 25%以上削減します。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる ・エネルギー効率の高い交通システムをつくる ・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる ・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
2. 資源循環都市づくり	目標	<p>平成 32 年度(2020 年度)におけるごみの総量を平成 21 年度(2009 年度)比で 10%以上削減し 330,000t 以下とします。</p> <p>平成 32 年度(2020 年度)におけるリサイクル率を 40%以上とします。</p> <p>平成 32 年度(2020 年度)における燃やすごみの総量を平成 21 年度(2009 年度)比で 16%以上削減し 267,000t 以下とします。</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を大事に使う ・資源のリサイクルを進める ・廃棄物の適正な処理を進める
3. 自然共生都市づくり	目標	<p>平成 32 年度(2020 年度)におけるみどりの総量(指標:緑被率)について、現在の水準を維持・向上させます。</p> <p>生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。</p> <p>身近な生き物の市民の認識度を現在よりも向上させます。</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を守り、継承する ・自然の恵みを楽しみ、調和のとれた働きかけをする ・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める ・豊かな水環境を保つ
4. 快適環境都市づくり	目標	<p>大気や水、土壌などに関する環境基準(二酸化窒素についてはゾーン下限値)について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態に保持します。</p> <p>平成 32 年度(2020 年度)における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ ・景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める
5. 良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	目標	平成 32 年度(2020 年度)における、日常生活における環境配慮行動について、「常にしている」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる ・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える ・環境づくりを支える市民力を高める ・環境についての情報発信や交流・連携を進める

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成 23 年 3 月 仙台市)

「杜の都環境プラン」では、地形や自然特性、土地利用の状況等を踏まえ、「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」、「東部田園地域」及び「海浜地域」の5つの地域ごとの基本的な土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項など基本的な指針が示されている。

計画地が位置する市街地地域の指針は、表 3-60に示すとおりである。

表 3-60 土地利用における環境配慮の指針

市街地地域	<p>基本的考え方</p> <p>都市機能の集積や土地利用の高度化など市街地の計画的な形成に努め、資源・エネルギーの効率的な利用と郊外部の自然環境の保全を図ります。開発が前提となった地域ではありますが、環境負荷の過度な集中と市民の健康で安全・安心な暮らしへの影響が生じないよう留意しなければなりません。また、市街地は資源・エネルギーの消費、廃棄物の発生、汚染物質の排出など、環境負荷が特に大きい地域でもあることから、資源・エネルギー利用の効率を高めるなど、快適な暮らしを確保し、利便性が高くにぎわいと活力のある都市活動を支える環境づくりを進めることが重要です。</p>
	<p>環境配慮の指針</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 省エネルギー設備・機器の導入や太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な利用に努めるとともに、コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 (2) 自然の風や太陽光の活用、建築物の断熱性の向上、外壁・舗装の蓄熱やエアコンからの排熱による夏季の気温上昇の緩和、通風の確保など、環境に配慮した建築物の建設に努める。 (3) 移動の際は、公共交通機関や自転車の利用、徒歩を前提とし、ICT化や物流の合理化などにより自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。 (4) 限りある資源の有効利用のため、積極的に3Rの取り組みを進める。 (5) 生態系の連続性を考慮し、緑化の推進や多様な生物の生息・生育の場となるビオトープ(生物の生息・生育空間)づくりに努める。 (6) 野生生物の本来の生息・生育域に配慮し、地域に由来する在来種を植樹するなど、外来種の移入をできるだけ避けるように努める。 (7) 健全な水循環を確保するため、透水性舗装や駐車場舗装面の緑化、芝生による地表面被覆の改善により、雨水の有効利用に努める。 (8) 健康上支障がないよう環境への影響を低減することはもとより、人が五感で感じる美しさ、安らぎ、快適さなどへの著しい影響の回避、さらにはより質の高い環境の確保に努める。

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成23年3月 仙台市)

また、「杜の都環境プラン」においては、開発事業等を実施する際の環境負荷の低減のため、表 3-61 に示すように企画段階、計画段階及び実施段階の各段階における配慮すべき指針が示されている。

表 3-61 開発事業等における段階別の配慮の指針

企画段階	基本的考え方	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 植生自然度の高い地域や希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。 (2) 市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。 (3) 環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。 (4) 道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。 (5) コージェネレーション(熱電併給システム)や地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 (6) 地域内で継続的に利用できる資源の調査や適性かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。 (7) 早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
計画段階	基本的考え方	施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下の掲げるような手段等を検討することが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。 (2) 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。 (3) 廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。 (4) 地域特性に合わせ、自然環境や水環境の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。 (5) 周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、工事の段階的実施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。 (6) 事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。 (7) 発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。 (8) 歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。 (9) 地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創出に努める。 (10) 適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。 (11) 住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。 (12) 開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
実施段階以降	基本的考え方	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生抑制に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。 (2) 既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。 (3) 環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減運動や3Rに取り組む。 (4) 緑地等の適切な維持管理を行う。 (5) 事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成 23 年 3 月 仙台市）

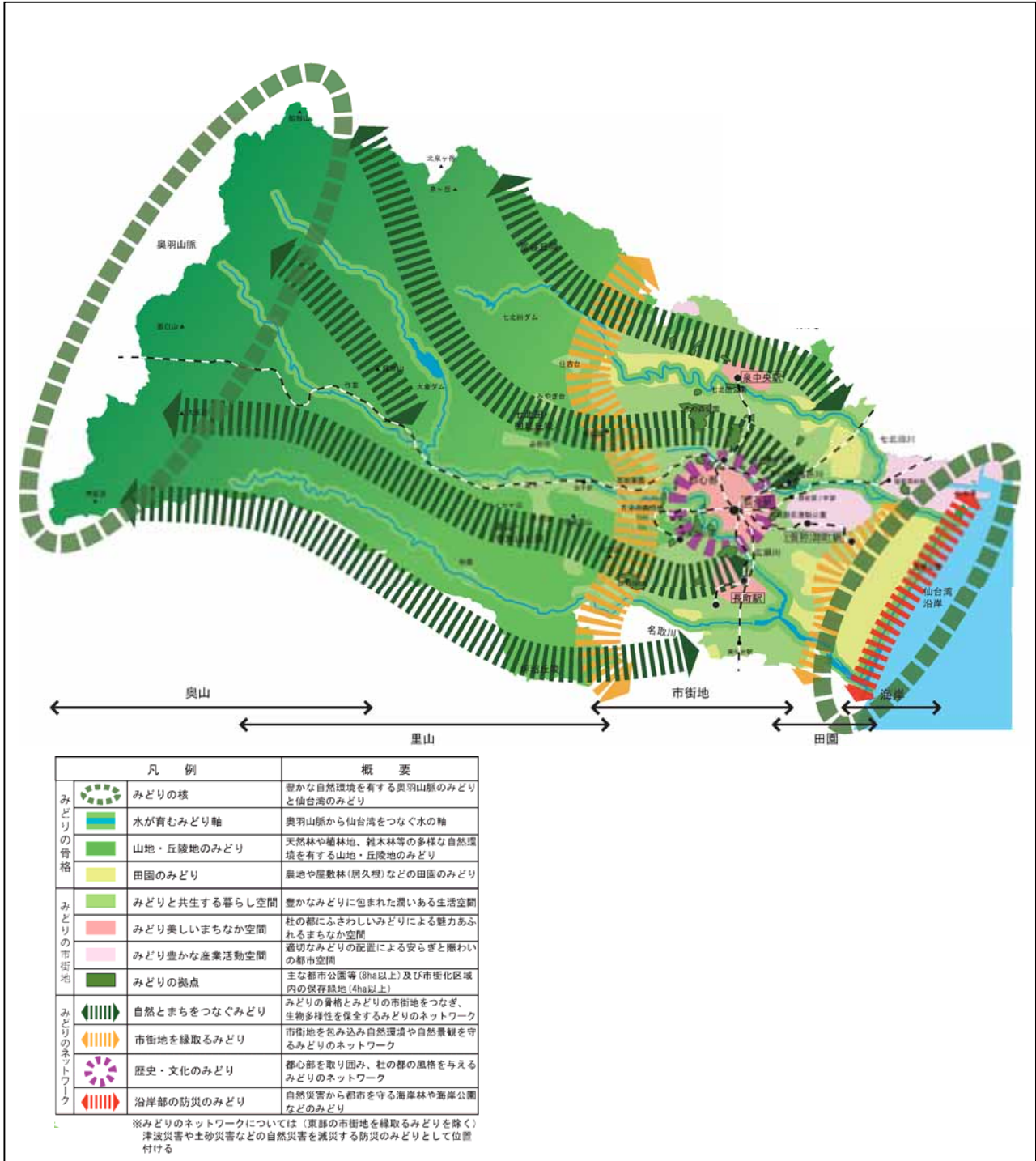
仙台市みどりの基本計画

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画であり、市民・事業者・行政が緑の取組を実施するにあたって、方針を示すものである。

前計画である「仙台グリーンプラン 21（仙台市緑の基本計画）」の策定から10年以上経過し、東日本大震災からの復興やみどりを取巻く社会状況の大きな変化に対応するため、これまでの施策を見直し、平成24年7月に新しい「仙台市みどりの基本計画」が策定された。

計画では、基本理念を『みんなで育む「百年の杜」』とし、市民、市民活動団体、事業者及び行政が一体となり、東日本大震災からの復興のシンボルとして、東部地域のみどりを再生するとともに、奥山から海へと連続する多様なみどり、市民生活にうるおいを与えるみどり、歴史や文化と調和するみどりについて、継続的に守り育てることでより豊かで質の高い新しい「杜の都・仙台」に発展させ、未来に継承していくことを目指している。

基本理念に示す「百年の杜」の将来像は、図 3-23に示すとおりである。みどり豊かな奥羽山脈と田園・海岸を、丘陵地や河川のみどりでつなぎ、「みどりの骨格」を充実させ、自然環境保全や景観形成、防災などのみどりの機能を向上させるため、「市街地を縁取るみどり」、「防災のみどり」、「歴史・文化のみどり」などの「みどりのネットワーク」を形成させるものである。住宅地や商業地では「みどりの市街地」をつくり、特に都心部では歴史的・文化的資源を生かしながら、「杜の都・仙台」にふさわしい風格のある都市を目指すこととしている。



出典：「仙台市みどりの基本計画」(平成 24 年 7 月 仙台市)

図 3-23 「百年の杜」の将来像

計画の基本理念である「百年の杜」を実現するため、表 3-62に示すとおり、みどりの質（機能）に着目した5つの基本方針と、それらに対応する7つの重点プロジェクト『「百年の杜づくり」プロジェクト』が設定されている。基本方針の一つ「生活環境の向上」では、公共施設の緑化推進があげられている。

表 3-62 基本方針と重点プロジェクト

基本方針	施策体系	百年の杜づくりプロジェクト
1 安全・安心のまちづくり 地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮する空間を確保します	自然災害から市民の安全を守るみどりを育む <ul style="list-style-type: none"> ）自然災害を軽減するみどりの保全・再生 ）災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実 ）震災を教訓としたみどりの防災体制の確立 	1 みどりによる津波防災プロジェクト 東日本大震災で被害を受けた東部地域のみどりについて津波防災機能を向上させ、復興のシンボルとして再生を目指します。
2 自然環境の保全・再生 奥羽山脈からの仙台湾、それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育みます	都市を支えるみどりの骨格を守り、育む <ul style="list-style-type: none"> ）奥羽山脈や丘陵地の森林、海岸の保全・再生 ）名取川、広瀬川、七北田川の保全 ）農用地やため池の保全・再生 ）市街地を縁取るみどりの保全 都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む <ul style="list-style-type: none"> ）市街地の樹林地の保全 ）生物の生息・生育地となる公園緑地などのみどりの充実 ）生物多様性に配慮した緑化の推進 ）生命を育むみどりのネットワークの形成 都市のみどりを循環させる <ul style="list-style-type: none"> ）みどりの有効活用 ）環境負荷の小さい資材の活用 	2 みどりの骨格充実プロジェクト 適正な樹林地管理等によるみどりの骨格の充実や市街化区域内にある樹林地の保全等により、生態系ネットワークの形成を進めます。
3 生活環境の向上 より親しみやすく、より快適に、みどりの質を高めます	市民ニーズに対応した多様な公園をつくる <ul style="list-style-type: none"> ）都市公園の整備推進 ）市民ニーズに応える公園緑地の整備・再整備と利用の促進 ）公園緑地の管理運営の充実 快適な暮らしを支える身近なみどりを増やす <ul style="list-style-type: none"> ）公共施設の緑化推進 ）民間施設の緑化推進 ）住宅地の緑化推進 	3 街のみどり充実プロジェクト 公共施設や民有地の様々な場所で、質の高いみどりを創出します。 4 魅力ある公園づくりプロジェクト 市民ニーズに応じた公園整備と管理運営を進めます。
4 仙台南らしさを育む 杜の都にふさわしい魅力あるみどり豊かな都市空間をつくります	杜の都にふさわしいみどりあふれるまちをつくる <ul style="list-style-type: none"> ）みどりがあふれ、にぎわいのある杜の都の顔づくり ）広瀬川を軸としたみどりの拠点づくり ）風格ある杜の都の景観づくり 歴史と文化の香る杜の都のみどりを守り、育てる <ul style="list-style-type: none"> ）歴史・文化資源と調和するみどりの充実 ）杜の都の原風景を残す屋敷林（居久根）、社寺林の保全と活用 ）歴史を刻む名木、古木などの保存と活用 	5 みどりの地域資源活用プロジェクト 歴史的・文化的資源と調和するみどりや屋敷林（居久根）・社寺林等を保全・活用するとともに、これらみどりの地域資源の魅力を広く発信します。 6 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト 中心市街地の緑化及び広瀬川沿いの拠点となる公園の整備により、「百年の杜」のシンボルエリアを形成します。
5 市民協働の推進 市民、市民活動団体、事業者の主体的なみどりのまちづくりを応援します。	みどりを守り、育む活動を支える <ul style="list-style-type: none"> ）緑地保全や緑化推進への市民・事業者の参加促進 ）公園づくりや管理運営への市民・事業者の参加促進 ）みどりの団体やみどりの人材の育成 ）みどりのまちづくりの推進体制の強化 みどりとふれあう機会をつくり、みどりを育む意識を高める <ul style="list-style-type: none"> ）みどりのイベントの充実と開催支援 ）みどりの広報活動の充実 ）みどりの顕彰制度の充実 ）みどりと人とのふれあいの場の充実 	7 市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト みどりの活動への市民参加の促進と市民・市民活動団体・事業者が主体となる活動の支援を行います。

出典：「仙台のみどりの基本計画」（平成24年7月 仙台市）

仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案(平成 23 年 1 月)

杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)で掲げる低炭素都市の構築に向け、総合的な施策展開、実効的な計画の推進を図るべく、次期「仙台市地球温暖化対策推進計画」が検討されており、平成 23 年 1 月に新たな仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案が提示された。

平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とする次期仙台市地球温暖化対策推進計画では、杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)の個別計画として、温室効果ガスの削減目標を掲げ、低炭素都市を実現するための施策、重点プロジェクト等が掲げられている。表 3-63に中間案の概要を示す。

なお、「仙台市地球温暖化対策推進計画」は平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、計画の前提となる状況が大きく変化しており、特に国のエネルギー政策が根本から見直される可能性が高く、改定を見合わせざるを得ない状況となっている。仙台市では、既に計画決定された「杜の都環境プラン」などで示された低炭素化に関する方向性と、これまで計画改定で議論されてきた方向性と大きく異なるところはなく、国の温暖化対策が明らかになり次第、震災からの復旧・復興の視点も加え、改定作業を再開するものとしている。

表 3-63 仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案の概要

温室効果ガスの削減目標	2020(平成32)年度における市域の温室効果ガスの総排出量を2005(平成17)年度比で25%以上削減 長期的には2050(平成62)年度に80%削減を視野	
施策体系	1. 杜の都の資産を十分に生かしながら、低炭素の面からまちの構造・配置を最適化する ・ 都心、地域拠点、駅周辺等のそれぞれの役割に応じた機能の配置 ・ 自然を生かし、エネルギー利用が最適化された地域の形成 ・ 杜の都の緑の資源の確保 ・ 気候変動によりリスクを軽減するまちづくり ・ 適正な配置や構造の誘導	
	2. 集約型市街地形成を支える、低炭素型の交通システムをつくる ・ 鉄道軸を骨格とする公共交通体系の構築 ・ 環境負荷の少ない交通手段の確保と利用促進	
	3. 未来につなぎ、未来をつくる低炭素技術の賢い選択を促し、普及を図る ・ 省エネ機器の普及・利用促進 ・ 再生可能エネルギーの利用拡大 ・ 建築物の省エネ化 ・ フロン類等の排出削減の徹底	
	4. 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める ・ 3Rの推進、焼却処理量の削減 ・ 廃棄物処理における温室効果ガスの削減	
	5. 先人に学び、行動する人を育て、無理なく取り組まれる社会の仕組みをつくる ・ 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり ・ 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 ・ 低炭素な技術・産業の育成	
5つの重点プロジェクト	1. 低炭素面からの公共交通利用加速化プロジェクト 2. ビジネス省エネ・グリーン化プロジェクト 3. 杜の恵み循環プロジェクト 4. 地産地消費エネルギー(再生可能エネルギー)のあふれるまちづくりプロジェクト 5. 市民・地域でつなぐ光と水と緑のプロジェクト	
行動の指針	市民・事業者	自然の持つ循環の「環(わ)」, 人との「輪(わ)」, 人と自然との「和(わ)」を尊重することで、心豊かに、生活の質の高さも実感しながら実践できるものを取り上げ、これらの中から意識やライフスタイルに応じて、できるかぎり取り組む
	民間団体等	地球温暖化対策に関する協働事業の企画立案や実施、様々な主体が集う場でのネットワークづくりやその中心となって活動を推進
	仙台市	・ 地域の模範となる率先した取り組み 新・仙台環境行動計画により推進 ・ 低炭素化の視点からのまちづくり ・ 必要な知識や行動などの多様な学びの創出 ・ 低炭素都市づくりに取り組む様々な主体間の総合調整
計画の推進	・ 市民等が自ら行う活動の推進、市民等との協働による計画の進行管理 ・ 庁内の横断的連携 ・ 国・県等との連携による推進 ・ 計画の内容に応じた適切な評価 ・ 中間見直し ・ 市民、事業者等が一体となって支える枠組みづくり(例えば基金など)の検討 ・ 実効性ある取り組み推進のための条例の制定の検討	

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案」(平成23年1月 仙台市)

ビオトープ復元・創造ガイドライン

「ビオトープ復元・創造ガイドライン」は仙台市におけるまちづくりに「ビオトープ（Bio-Topo 生物生息・生育可能な自然生態系が機能する空間）の復元・創造」の視点を加え、市域全体のビオトープネットワークをイメージしつつ、市民の身近な生活空間にいわゆる普通種を主体とした生物の生息・生育空間を確保するための基本的考え方や、技術的指針をガイドラインとしてまとめられたものである。その中で、ビオトープ保全・復元・創造の基本方針、可能性や展開方針が示されている。基本方針は、表 3-64に示すとおりである。

表 3-64 ビオトープ保全・復元・創造の基本方針

番号	ビオトープ保全・復元・創造の基本方針	
(1)	市街地において積極的にビオトープを復元・創造する	市域全体の生物生息・生育空間確保のため、郊外の自然的地域の保全と同時に、自然が失われつつある市街地及びその周辺においては、より積極的なビオトープの復元・創造を図る。 市街地においては、特に生物生息・生育空間の確保が難しいので、まとまった専用空間に限らず、小さくとも様々な工夫による空間を確保し、それらをつなげて配置していくよう努める。
(2)	地域の環境特性を重視し、人為的改変を最小化する	ビオトープの復元・創造に当たっては、事業地を含む可能な限り広い範囲で生態系を調査し、その環境特性にふさわしいビオトープの保全・復元・創造に努める。 特に、安易な種の移入や過剰な管理は避け、地域の在来種を最低限の環境整備により呼び込み、時間をかけて自然に完成されることを基本とする。 また原生的な自然については、保全を基本とし、人為的改変は必要最小限とし、保全措置は回避、低減、代償の優先順位に沿い、慎重かつ透明性をもって選択する。
(3)	人間と他の生物の望ましい関係づくりを考える	市街地におけるビオトープの保全・復元・創造は、人との関わりが深いことから、人にとって比較的好ましい種を対象とした保護・復活等が行われることが多い。この際、その対象種が自然の循環の中で繁殖し、自生できるような食物連鎖や環境要素が必要となるが、そのためには、時として人にとって必ずしも好まれない生物や環境要素の存在をも許容し、他の生物等との共存・共生を図ることが重要である。 また、生物と人間とのふれあいの場確保と同時に、人間の立入りを制限し、生物の隠れ場所等も確保する等、適切な棲み分けに配慮する。
(4)	特定の環境要素のみならず、環境全体への影響に配慮する	生態系は、周囲の様々な環境要素と相互に影響し合っており、地域環境や地球環境を意識した視点が必要である。 特定の種や地域を対象とした保護・復活ばかりでなく、生態系全体の向上を意識し、市域外の環境要素への影響(二酸化炭素排出、資源調達や廃棄、生物の移動等)にも配慮する。

出典：「ビオトープ復元・創造ガイドライン」(平成 10 年 5 月 仙台市)

仙台市「杜の都」景観計画（杜の都の風土を育む景観づくり）

「仙台市景観基本計画」（平成9年3月 仙台市）は、「杜の都の風土を育む景観条例」（平成7年3月 仙台市）第6条の景観基本計画として、景観形成を総合的かつ計画的に進めるための景観形成の基本的な方向を明らかにしたものである。

平成16年には、景観に関する総合的な法律として、景観法が制定されたことから、これまでの景観施策をさらに充実させ、良好な景観の形成を図るため、平成21年3月17日、景観法に基づく仙台市「杜の都」景観計画を策定し、7月1日より施行されている。

a. 景観重点区域

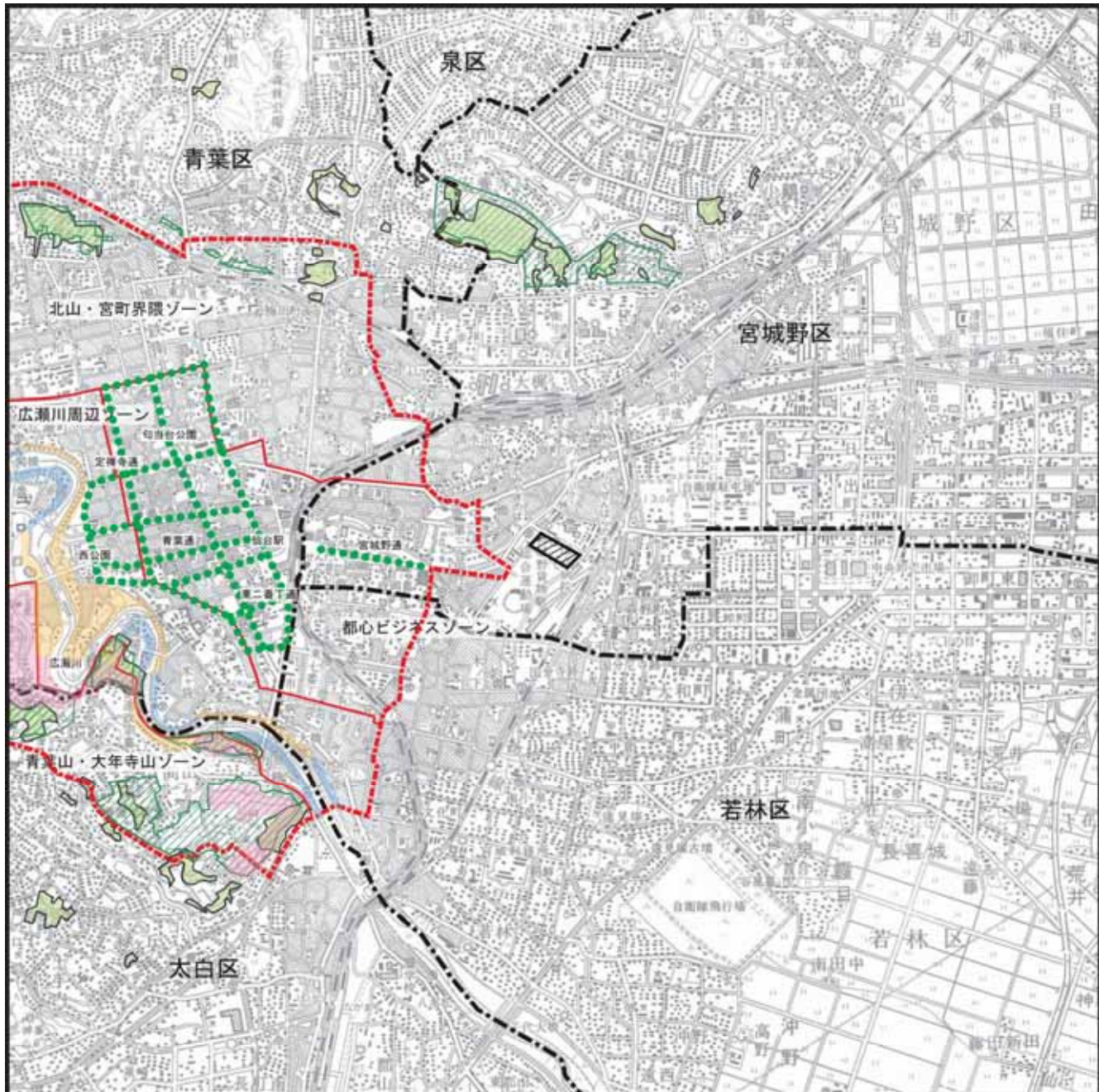
都市と自然とが調和し共生する「杜の都」としての一体的な景観形成を高めるため、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけ、さらなる良好な景観形成を図ることとしている。計画地は、景観計画区域内の市街地景観「沿線市街地ゾーン」に位置している。「沿線市街地ゾーン」は「地下鉄やJRなどの南北・東西交通軸上の沿線市街地では、居住や商業用途等が複合し、利便性の高い都市空間として中高層建築による都市景観が形成されつつある」とされている。

なお、景観形成のきめ細かな一層の推進を図るため「景観計画区域」内に「景観重点区域」を設定し、さらにその区域の中で、表3-65及び図3-24に示すように、景観特性に応じた4つのゾーンごとに景観方針を定めている。











表 3-65 景観特性とゾーン設定

景観特性	地域ゾーン	概要
段丘景	広瀬川周辺ゾーン	蛇行し流れる広瀬川沿いの河岸段丘の地域で、河川・自然崖等の自然緑地と段丘上の市街地からなるゾーン
丘陵景	青葉山・大年寺山ゾーン	青葉山から大年寺山に連なる丘陵地域で、市街地から広瀬川越しに見通せる自然樹林と丘陵市街地からなるゾーン
樹林景	北山・宮町界限ゾーン	北山等の社寺林・屋敷木・風致林の緑に囲まれた地域で、社寺や街道・屋敷町等の歴史的な市街地からなるゾーン
並木景・都心景	都心ビジネスゾーン	仙台駅を中心とする都心地域で、仙台及び東北地域の中心となる商業・業務市街地からなるゾーン

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年7月 仙台市）



凡例

- | | | | |
|---|------------|---|-------------|
|  | : 対象事業計画地 |  | : 第一種環境保全区域 |
|  | : 区境界線 |  | : 第二種環境保全区域 |
|  | : 景観重点区域 |  | : 保存緑地 |
|  | : ゾーン境界 |  | : 風致地区 |
|  | : 特別環境保全区域 |  | : 並木景 |

出典:「広瀬川の清流を守る条例」(仙台市)
<http://www.city.sendai.jp/kensetsu/100forest/hirosegawa/page05/page05.html>
 「仙台市都市計画総括図」(平成24年10月 仙台市)
 「仙台市「社」の都」景観計画」(平成21年7月 仙台市)

図 3-24

景観重点区域における
ゾーン区分



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

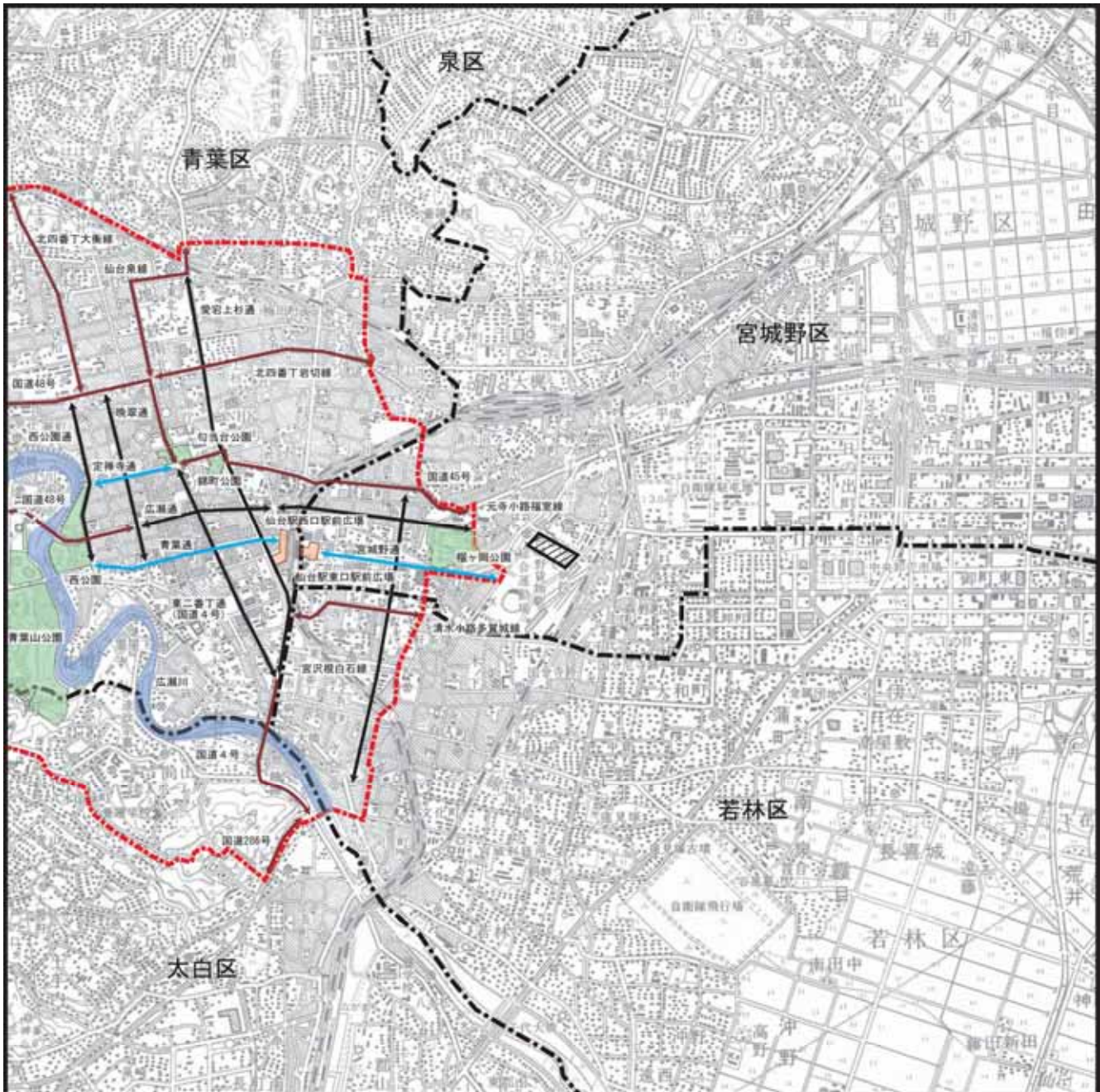
b. 景観重要公共施設

良好な景観形成を進めるにあたっては、公共施設の先導的な役割が必要であることから、表 3-66、図 3-25に示すように、景観重点区域における河川、公園、道路及び駅前広場等を中心とする施設を「景観重要公共施設」として指定し、良好な景観形成に取り組むこととしている。





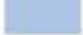


表 3-66 景観重要公共施設

名称	現況	整備に関する事項
広瀬川	仙台の母なる川として、青葉山と都心市街地との間を縫うように流れ、市街地で自然を感じることできる貴重な空間として、市民が親しむ河川環境となっている。	都市と自然との結び付きを感じる空間として、市民がふれあい楽しめる親水空間等の整備を図る。
青葉山公園・西公園	広瀬川に隣接する公園として、緑豊かな広がりある空間を市民に提供し、仙台城の歴史保全と国際交流・市民交流等の場として活用されている。	中心市街地における緑のネットワークとの連続性を持たせ、地下鉄東西線の整備に伴う市民や観光客等の利用を増進する公園整備を進める。
勾当台公園・錦町公園・榴岡公園	オープンスペースを持つ緑の空間として、中心部における貴重な交流の場として活用されている。	緑の回廊に接する緑の拠点として、安全安心な憩いの場・交流の場を創出する特徴的な公園景観を形成する。
青葉通・定禅寺通・宮城野通	杜の都を代表する目抜き通として、沿道の街並みとの調和を目指す良好な景観形成に向けた先進的な取り組みを行っている。	緑の回廊を構成する仙台のシンボルロードとして、ケヤキ並木の配置と育成環境の改善を図り、潤いと賑わいのある風格ある街並み景観の形成を推進する。
東二番丁町通・広瀬通・晩翠通・愛宕上杉通・西公園通・元寺小路福室線・宮沢根白石線	都心のビジネス街を貫く通りとして、沿道の建築物の開発とともに新たな景観形成が進みつつある。	緑の回廊を構成する都心の通りとして、良好な道路空間の整備を進め、緑とのコントラストを活かした街並みの景観形成を図る。
国道4号・45号・48号・286号・北四番丁大衡線・仙台泉線・北四番丁岩切線・清水小路多賀城線	周辺部から景観重点区域へ出入りする主要な幹線道路として、広く活用されている。	都心部へのアクセスルートとして、杜の都をイメージするゲートウェイの景観形成を図る。
仙台駅西口・東口駅前広場	市内外の人々が集まる仙台の玄関口であり、広域的な交通の結節点として、仙台駅舎やその周辺建築物等とともに景観形成が行われている。	仙台の玄関口として、街並みと調和し、歩行者に優しい機能を持つ、賑わいと潤いのある広場景観を形成する。

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年7月 仙台市)



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 景観重点区域
-  : 通り
-  : 河川(景観重点区域内)
-  : 公園(景観重点区域内)
-  : 広場(景観重点区域内)

出典:「仙台市「社之都」景観計画」(平成21年7月 仙台市)

図 3-25 景観重要公共施設



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

c. 広告物景観地域

屋外広告物条例においては、景観計画に定める「景観重点区域」と同じ区域を図 3-26に示すように「広告物景観地域」に指定している。

広告物景観地域については、具体的な設置基準を示した「広告物設置基準」(表 3-67)及び広告物のデザインについてより望ましい基準として「広告物誘導基準」(表 3-68)が定められている。

表 3-67 広告物設置基準(都心ビジネスゾーン)

項目			基準
都心ビジネスゾーン	ゾーン全域	屋上広告物	種類 ・地上から45m以上の高さに設置する広告物は自己用、管理用のみとする。
		壁面広告物	
	屋上広告物	形態・意匠 ・広告面の向きは建築物の壁面にそろえる。	
	仙台駅周辺西口	屋上広告物	高さ ・地上から当該広告物の最下端までの距離の3分の1以内の高さとする。
壁面広告物		形態・意匠 ・4階以上の壁面には、1壁面につき壁面広告物、突出し広告物(袖看板)どちらか一つの種別とする。ただし、集約して設置する場合は、壁面広告物、突出し広告物(袖看板)それぞれ1箇所ずつを可能とする。 ・道路に面しない4階以上の側壁面に表示する広告物はビル名称のみとする。 ・4階以上の窓面に貼付けて表示しない。	

仙台駅周辺西口：仙台市青葉区中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目のうち、以下の道路の区域内の土地、指定道路に接する土地及び屋外広告物を指定道路に面して設置するための敷地として使用される土地。

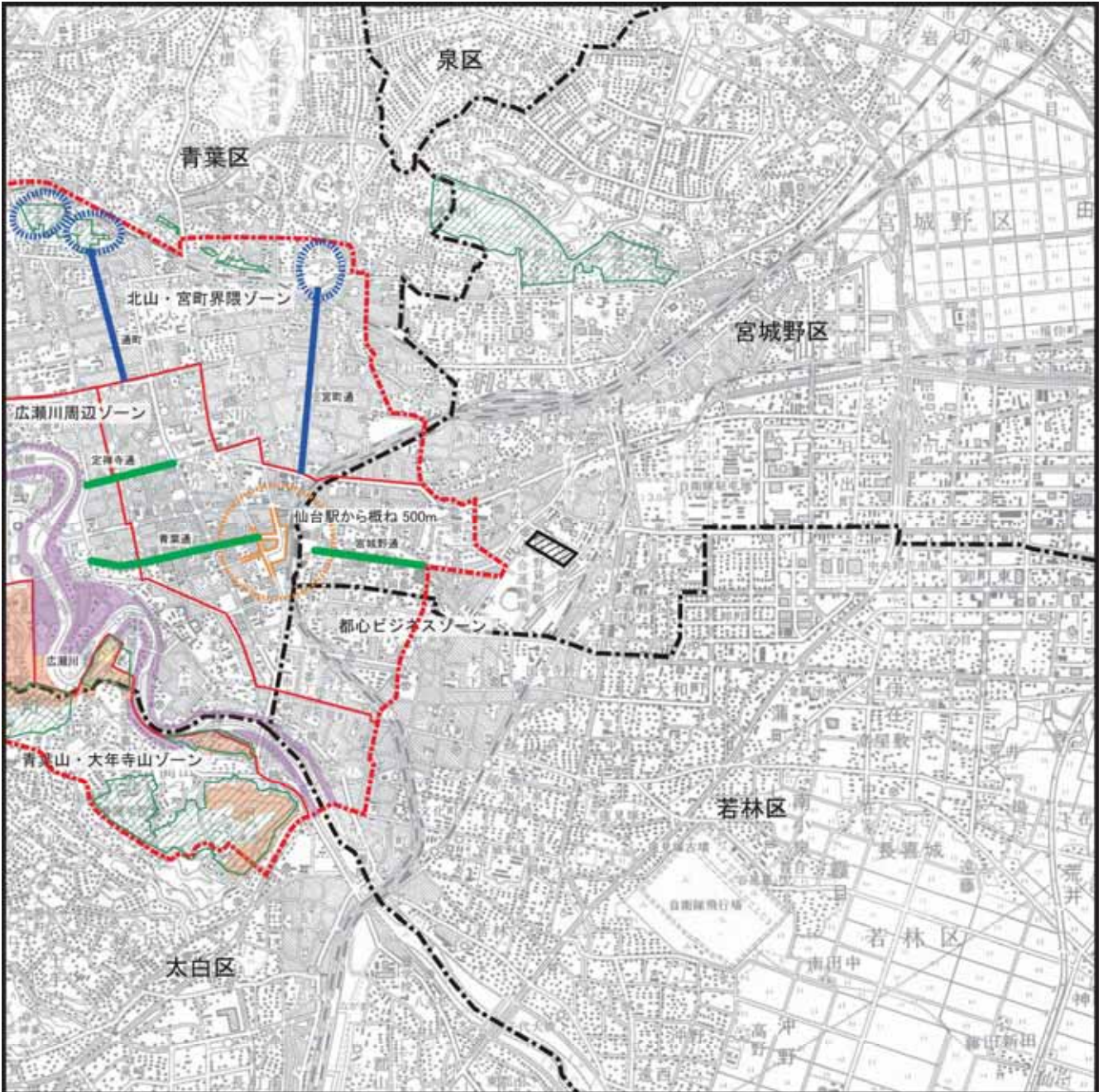
路線名	指定する区間
市道駅前通線	仙台駅を始点とした市道広瀬通1号線との交点までの区間
市道愛宕上杉通2号線	市道中央通線との交点から市道柳町通1号線との交点までの区間
市道南町通1号線	仙台駅を始点とした市道東四番丁線との交点までの区間
市道青葉通線	仙台駅を始点とした市道東四番丁線との交点までの区間

出典：「仙台市屋外広告物条例(仙台市告示第266号)」(平成21年7月1日 仙台市)












表 3-68 広告物誘導基準

区域	基準
<p>広告物景観地域全体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・形態・意匠は、建築物と調和し、文字や写真・グラフィック等のバランスよい配置による、すっきりと洗練されたデザインとする。 ・色彩は、極端に鮮やかな色や蛍光色は使用せず、広告物のベース色は、建築物外壁の基調色に合わせるか、彩度を抑えた色彩とする。 ・一つの建物に複数設置する場合は、形態・色彩を揃える等、互いの調和に配慮する。
<p>仙台駅周辺 (仙台駅から概ね 500m の範囲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青葉通と東五番丁の交差点から仙台駅舎越しに見える屋上広告物については、仙台駅舎名より過大なものとしなない。 ・屋上広告物は、新幹線ホームやペDESTリアンデッキから見て、建物規模や街並みのスカイラインに合う配置とし、文字だけが派手に強調されない形態意匠とする。 ・壁面広告は、ペDESTリアンデッキの床面より上部では、ビル名・店舗名等の自己用及びイベント・ニュース・商品等を可動表示する案内用のみとする。自己用は最低限の数量とし、案内用は1壁面当たり1ヶ所とし、壁材・窓割り・ショーウィンド等の建物外観と調和するデザインとする。 ・懸垂幕は位置を揃え集約的に配置し、窓面には窓貼広告物を設置せず、位置を揃えショーウィンドに見立てた室内からの広告表示のみを可能とする。
<p>市道青葉通線(仙台駅周辺西口の区域は除く)・市道定禅寺通線・市道宮城野通線の沿線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上広告は、ビル名等の自己用とし、建築物や街並みのスカイラインに沿う配置及び形態で、独立文字や建物との一体的なデザインとする。 ・壁面広告は、低層階(3階以下)に集約し、配置を揃え、建物外壁と調和するデザインとする。

出典：「仙台市屋外広告物条例(仙台市告示第266号)」(平成21年7月1日 仙台市)



凡例

- | | | | | | |
|---|------------------|---|----------------|---|-------------------|
|  | : 対象事業計画地 |  | : 環境保全地域(禁止地域) |  | : 仙台駅周辺西口 |
|  | : 区境界線 |  | : 風致地区(禁止地域) |  | : 社寺周辺 |
|  | : 広告物景観地域 |  | : 歴史的通り |  | : 青葉通, 定禅寺通, 宮城野通 |
|  | : ゾーン境界 | | | | |
|  | : 特別環境保全地域(禁止区域) | | | | |

出典:「広瀬川の清流を守る条例」(仙台市)
<http://www.city.sendai.jp/kensetsu/100forest/hirosegawa/page05/page05.html>
 「仙台市都市計画総括図」(平成24年10月 仙台市)
 「仙台市屋外広告物条例のしおり」(平成24年2月 仙台市)

図 3-26 広告物景観地域



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

4 . 自然環境等で保全しようとする地域又は対象

4. 自然環境等で保全しようとする地域又は対象

4.1. 自然環境等で保全しようとする地域または対象の考え方

4.1.1. 事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象の選定基準

計画地及びその周辺地域において、自然環境の保全、生活環境の保全の観点から、事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象について、以下のA～Cの3ランクに分けて整理した。

- ・Aランク：「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」
- ・Bランク：「本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」
- ・Cランク：「本事業の立地にあたって留意する地域又は対象」

A：特に重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象

「特に重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は、表4-1に示すとおりである。

表4-1 本事業の立地を回避すべき地域又は対象（Aランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
A-	天然記念物 「文化財保護法」昭和25年法律第214号	学術上価値の高いものとして国及び市が指定している植物、地形・地質、保護区域であることから、事業の立地を回避する必要がある。
A-	指定文化財 「文化財保護法」昭和25年法律第214号	我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものとして国、宮城県、仙台市が指定している天然記念物、史跡及び建造物（有形文化財）であることから、事業の立地を回避する必要がある。
A-	登録文化財 「文化財保護法」昭和25年法律第214号	

B：本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象

「本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は、表 4-2に示すとおりである。

表 4-2 本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象（Bランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
(土地の安定性)		
B-	砂防指定地 「砂防法」明治 30 年 法律第 29 号	治水上のため砂防設備を要する土地、一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-	地すべり防止区域 「地すべり等防止法」昭和 33 年 法律第 30 号	地すべり活動を起こしている区域、起こす恐れが大きい区域及び隣接区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-	急傾斜地崩壊危険区域 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 法律第 57 号)	急傾斜地の崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じる恐れのある土地及び隣接地のうち、行為を制限する必要がある土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
(自然環境の保全性)		
B-	鳥獣保護区特別保護地区 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 法律第 88 号)	鳥獣保護区内でも特に鳥獣の保護又は生息地の保護を必要とし、工事にあたっては許可を要する区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
(自然との触れ合い性)		
B-	風致地区 「都市計画法」昭和 43 年 法律第 100 号	都市の自然景観の維持等を目的として指定されている地区であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-	植物群落保護林 「森林法」昭和 26 年 法律第 249 号	地域の自然保護や歴史的、学術的価値等と併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究等のために指定されたものであることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-	県自然環境保全区域 「自然環境保全条例」(昭和 47 年 宮城県条例第 25 号)	自然環境を保全することが、その地域の良好な生活環境の維持に資するために指定されたものであることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-	緑地環境保全区域 「自然環境保全条例」(昭和 47 年 宮城県条例第 25 号)	
B-	広瀬川特別環境保全区域 「広瀬川の清流を守る条例」(昭和 49 年 仙台市条例第 39 号)	
B-	広瀬川第一種環境保全区域 「広瀬川の清流を守る条例」(昭和 49 年 仙台市条例第 39 号)	広瀬川の流水域及び一体をなして良好な自然的環境を有する区域を保全するために指定されたものであることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-	広瀬川第二種環境保全区域 「広瀬川の清流を守る条例」(昭和 49 年 仙台市条例第 39 号)	
B-	市保存緑地 「杜の都の環境をつくる条例」平成 18 年 仙台市条例第 47 号	都市の健全な環境を確保するために指定されている緑地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-	市保存樹木 「杜の都の環境をつくる条例」平成 18 年 仙台市条例第 47 号	地域の美観風致を維持するために指定されている樹木・樹林であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-	市保存樹林 「杜の都の環境をつくる条例」平成 18 年 仙台市条例第 47 号	
(生活環境の保全性)		
B-	騒音に係る環境基準の AA 類型(特に静穏を要する地域) 「環境基本法」(平成 5 年 法律第 91 号)	特に静穏であることが求められる地域であり、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。

C：本事業の立地にあたって留意する地域又は対象

「本事業の立地にあたって留意する地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は表 4-3に示すとおりである。

表 4-3 本事業の立地にあたって留意する地域又は対象（Cランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
(土地の安定性)		
C-	災害の危険箇所 「土砂災害危険箇所図公表システム」平成25年7月 宮城県 土木部防災砂防課ホームページ	急傾斜地崩壊や地すべり等の危険が生じる恐れのある土地であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
(自然環境の保全性)		
C-	学術上重要な地形・地質・自然現象 「平成22年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成23年3月 仙台市) 「平成15年度自然環境に関する基礎調査業務報告書」(平成16年2月 仙台市) 「平成6年度自然環境に関する基礎調査業務報告書」(平成8年3月 仙台市)	学術上重要な地形・地質・自然現象が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-	日本の典型地形 「日本の典型地形 都道府県別一覧」(平成11年4月 国土地理院)	学術上重要な地形・地質が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-	自然性の高い植生 「1:50000 仙台市植生図 東日本大震災後における自然環境基礎調査業務委託報告書」(平成25年 仙台市)	自然性の高い植生の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-	保全上重要な植物種分布地 「平成22年度自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成23年3月 仙台市)	保全上重要な植物種の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-	宮城県レッドリストにおける調査群落 「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドリスト2013年版 -」(平成25年 宮城県) 「環境省 自然環境基礎調査」(平成8年3月 仙台市)	保全上重要な植物群落の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-	保全上重要な動物種分布地 「平成22年度自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成23年3月 仙台市)	保全上重要な動物種の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-	鳥獣保護区 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年 法律第88号)	狩猟を禁止する等により野生鳥獣を保護する区域であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
(自然との触れ合い性)		
C-	自然的景観資源 「平成15年度 自然環境に関する基礎調査業務報告書」(平成16年2月 仙台市) 「みやぎ・身近な景観百選」(平成22年3月 宮城県)	景観保全上重要な地形・地質、自然現象が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-	文化的景観資源 「みやぎ・身近な景観百選」(平成22年3月 宮城県) 「みやぎ伊達観光マップ」(http://www.datenamap.com/)	景観保全上重要な屋敷林や建造物が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-	景観形成地区・広告物モデル地区 「杜の都の風土を育む景観条例」(平成7年 仙台市条例第5号)、「屋外広告物条例」(平成元年 仙台市条例第4号)	重点的に景観の形成を図る必要がある地区について指定されているものであり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-	自然との触れ合いの場 「杜の都・仙台わがまち緑の名所100選ガイドブック」(平成14年3月 仙台市)	不特定多数の人による自然を活用した活動の場であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
(生活環境の保全性)		
C-	策1種低層住居専用地域、策2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び文教地区「都市計画法」(昭和43年 法律第100号)	静穏であることが求められる地域であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。
C-	湧水 「平成15年度 自然環境に関する基礎調査業務報告書」(平成16年2月 仙台市)	市街地の緑地の減少や地下水の使用量の増大等により湧水の涸渇がみられる中で現存している湧水であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。

4.1.2. 事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象への影響の有無

調査範囲における「事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象」及び本事業によるこれらへの影響を踏まえた配慮区分の一覧は、表 4-4～表 4-17及び図 4-1～図 4-3に示すとおりである。

配慮区分については、事業計画地から各地域又は対象への距離及び本事業の特性（大規模建築物の建設）を考慮し、これらへの影響の有無について、以下のとおり区分した。

- ・配慮区分「○」：「計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される」
- ・配慮区分「□」：「計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される」
- ・配慮区分「×」：「計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)」

表 4-4 事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象 (1/14)

指定地域	配慮区分	選定理由	
本事業の立地を回避すべき地域又は対象(Aランク)			
(自然との触れ合い性)			
A- 天然記念物 図 4-1参照			
1 苦竹のイチョウ		計画地から約250mの距離に位置することから、立地を回避する必要はないものの、自然との触れ合いの場である本対象に間接的な影響が懸念される。	
2 朝鮮ウメ	×	計画地と2~4の天然記念物との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。	
3 東昌寺のマルミガヤ	×		
4 霊屋下セコイヤ類化石林	×		
A- 指定文化財 図 4-1参照			
5 陸奥国分寺薬師堂 附 厨子1基・棟札1枚	×	計画地と5~14の指定文化財との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。	
6 東照宮本殿・唐門・透塀・鳥居・隨身門 附 厨子1基・棟札1枚・石灯籠34基	×		
7 陸奥国分寺跡	×		
8 陸奥国分尼寺跡	×		
9 遠見塚古墳	×		
10 仙台城跡	×		
11 白山神社本殿	×		
12 宮城県知事公館正門(旧仙台城門)	×		
13 陸奥国分寺薬師堂仁王門	×		
14 東照宮手水舎 附 花崗岩造水盤	×		
15 旧第四連隊兵舎			計画地から300mの榴岡公園に位置することから、立地を回避する必要はないものの、自然との触れ合いの場である本対象に間接的な影響が懸念される。
16 大年寺惣門	×		計画地と16~30の指定文化財との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
17 成覚寺山門(旧浄眼院殿霊屋門)	×		
18 大満寺虚空蔵堂 附 厨子1基	×		
19 泰心院山門(旧仙台藩藩校養賢堂正門)	×		
20 愛宕神社本殿・拝殿 附 棟札3枚	×		
21 毘沙門堂唐門	×		
22 旧姉齒家茶室(残月亭) 附 扁額「残月亭」1面	×		
23 善応寺開山堂	×		
24 荘厳寺山門	×		
25 輪王寺山門	×		
26 三沢初子の墓等	×		
27 刀工本郷国包各代の墓所	×		
28 経ヶ峯伊達家墓所	×		
29 善応寺横穴古墳群	×		
30 松森焔硝蔵跡	×		

:表中の「A- ~ 」は、前述の選定基準の番号に対応する。

:配慮区分

:計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-5 事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象 (2/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地を回避すべき地域又は対象(Aランク)		
(自然との触れ合い性)		
A- 登録文化財 図 4-1参照		
31 門間筆笥店主屋	×	計画地と31～52の登録文化財との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
32 門間筆笥店板倉	×	
33 門間筆笥店稲荷社	×	
34 門間筆笥店指物工房	×	
35 門間筆笥店塗り工房	×	
36 安藤家住宅	×	
37 釈迦堂	×	
38 松音寺山門	×	
39 正楽寺本堂・山門	×	
40 榴岡天満宮唐門	×	
41 仏眼寺本堂	×	
42 陸奥国分寺鐘楼	×	
43 陸奥国分寺准胝観音堂	×	
44 冷源寺山門	×	
45 善入院観音堂	×	
46 瑞鳳寺高尾門	×	
47 愛宕神社神門	×	
48 昌繁寺山門、観音堂	×	
49 東照宮石段	×	
50 仙岳院本堂	×	
51 清浄光院本堂	×	
52 延寿院本堂・地藏堂	×	

:表中の「A-」は、前述の選定基準の番号に対応する。

:配慮区分

:計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-6 事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象 (3/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)		
(土地の安定性)		
B- 砂防指定地 図 4-2参照	×	計画地とこれら指定地域との距離は地形・地質への影響範囲と想定される200m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
B- 地すべり防止区域 図 4-2参照	×	
B- 急傾斜地崩壊危険区域 図 4-2参照	×	
(自然環境の保全性)		
B- 鳥獣保護区特別保護地区 図 4-2参照		
「仙台」(県設)	×	計画地と鳥獣保護区特別保護地区との距離は、動物の影響範囲と想定される200m以上を離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
(自然との触れ合い性)		
B- 風致地区 図 4-2参照		
1 「大年寺風致地区」	×	計画地から1~7の風致地区との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
2 「八木山風致地区」	×	
3 「愛宕山風致地区」	×	
4 「霊屋風致地区」	×	
5 「北山風致地区」	×	
6 「台ノ原風致地区」	×	
7 「安養寺風致地区」	×	
B- 植物群落保護林	×	調査範囲にこれらの指定範囲は無い。
B- 県自然環境保全区域	×	
B- 緑地環境保全区域 図 4-2参照		
「丸田沢緑地環境保全地域」	×	計画地と丸田沢緑地環境保全地域との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
B- 広瀬川特別環境保全区域 図 4-2参照	×	計画地から広瀬川までの距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される500m以上を離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
B- 広瀬川第一種環境保全区域 図 4-2参照	×	
B- 広瀬川第二種環境保全区域 図 4-2参照	×	

:表中の「B- ~ 」は、前述の選定基準の番号に対応する。

:配慮区分

:計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-7 事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象 (4/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)		
(自然との触れ合い性)		
B- 市保存緑地 図 4-2参照		
A 「青葉山」	×	計画地とA～ABの市保存緑地までの距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
B 「善応寺」	×	
C 「西山」	×	
D 「安養寺」	×	
E 「木皿山」	×	
F 「奥津森」	×	
G 「瞑想の森」	×	
H 「東照宮」	×	
I 「仙台営林署」	×	
J 「霊屋」	×	
K 「県児童館モデル遊園」	×	
L 「案内沢北」	×	
M 「仙岳院」	×	
N 「大泉山」	×	
O 「滝沢寺」	×	
P 「大拙庵」	×	
Q 「ラ・サールホーム」	×	
R 「藤松」	×	
S 「南黒松」	×	
T 「北山」	×	
U 「愛宕山」	×	
V 「橋本農園」	×	
W 「あびこの杜」	×	
X 「大泉山」	×	
Y 「大年寺山」	×	
Z 「小松島二丁目」	×	
AA 「与兵衛沼」	×	
AB 「ニッ沢」	×	

:表中の「B-」は、前述の選定基準の番号に対応する。

:配慮区分

:計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-8 事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象 (5/14)

指定地域		配慮区分	選定理由	
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)				
(自然との触れ合い性)				
B- 市保存樹木 図 4-2参照				
No	所有者	樹種	配慮区分	選定理由
1	光明寺	オオバボダイジュ	×	計画地と1~30の市保存樹木までの距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
2	東昌寺	マルミガヤ	×	
3	東昌寺	アカマツ	×	
4	東昌寺	コウヨウザン	×	
5	資福寺	ハクモクレン	×	
6	資福寺	ゴヨウマツ	×	
7	資福寺	コウヨウザン	×	
8	秀林寺	サツキ	×	
9	覚範寺	ヒヨクヒバ	×	
10	輪王寺	ダイオウショウ	×	
11	輪王寺	コウヨウザン	×	
12	莊厳寺	イロハカエデ	×	
13	充国寺	クロマツ	×	
14	東北大学医学部	イスノキ	×	
15	個人所有	ケヤキ	×	
16	個人所有	ウメ	×	
17	木町通小学校	イチョウ	×	
	木町通小学校	イチョウ	×	
18	個人所有	ケヤキ	×	
19	個人所有	スギ	×	
20	個人所有	エノキ	×	
21	仙台市	イチョウ	×	
22	仙台市	ウメ	×	
23	仙台高等裁判所	ヒマラヤスギ	×	
24	仙台高等裁判所	イロハカエデ	×	
25	仙台高等裁判所	シラカシ	×	
26	仙台高等裁判所	エドヒガンザクラ	×	
27	仙台高等裁判所	コウヤマキ	×	
	仙台高等裁判所	コウヤマキ	×	
28	仙台高等裁判所	キャラボク	×	
29	東北大学	メタセコイヤ	×	
30	東北大学	ハンテンボク	×	

：表中の「B-」は、前述の選定基準の番号に対応する。

：配慮区分

：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-9 事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象 (6/14)

指定地域		配慮区分	選定理由	
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)				
(自然との触れ合い性)				
B- 市保存樹木 図 4-2参照				
No	所有者	樹種	配慮区分	選定理由
31	東北大学	スズカケノキ	×	計画地と31～48の市保存樹木までの距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
32	東北大学	クロマツ	×	
33	東北大学	イチヨウ	×	
34	仙台市	コウヤマキ	×	
	仙台市	コウヤマキ	×	
35	瑞鳳寺	ヒガンザクラ	×	
36	仙台地方検察庁	サルスベリ	×	
37	仙台地方検察庁	シダレザクラ	×	
38	東二番丁小学校	クスノキ	×	
39	東北薬科大学	クロマツ	×	
40	朝日神社	スギ	×	
41	宮城県対がん協会	ケヤキ	×	
42	仙岳院	クロマツ	×	
43	五城中学校	イロハモミジ	×	
44	一本松公園・仙台市	アカマツ	×	
45	宮城県	ヒマラヤスギ	×	
46	宮城県	サンゴジュ	×	
47	東六番丁小学校	ヒガンザクラ	×	
48	千手観音堂	イチヨウ	×	
49	稲舟神社	イロハカエデ	×	対象地は自然との触れ合いの場等の影響範囲として想定される範囲内に位置するが、資材等運搬の主要な経路にはないことから、特に配慮は要しないと判断した。
50	個人所有	イチヨウ		対象地は計画地から300mの地点に位置することから、立地を回避する必要はないものの、自然との触れ合いの場である本対象に間接的な影響が懸念される。
51	宮城野中学校	チョウセンゴヨウマツ	×	対象地は自然との触れ合いの場等の影響範囲として想定される範囲内に位置するが、中学校内で適切に管理されていることから、特に配慮は要しないと判断した。
52	仙台市	シダレザクラ	×	計画地と52～55の市保存樹木までの距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
53	仙台市	サイカチ	×	
54	孝勝寺	クロマツ	×	
55	榴岡天満宮	シラカシ	×	
56	宮城野八幡神社	ケヤキ		対象地は計画地から250mの地点に位置することから、立地を回避する必要はないものの、自然との触れ合いの場である本対象に間接的な影響が懸念される。

:表中の「B-」は、前述の選定基準の番号に対応する。

:配慮区分

:計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-10 事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象 (7/14)

指定地域		配慮区分	選定理由	
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)				
(自然との触れ合い性)				
B- 市保存樹木 図 4-2参照				
No	所有者	樹種	配慮区分	選定理由
57	善應寺	キンモクセイ	×	計画地と57～86の市保存樹木までの距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
58	善應寺	イチイ	×	
59	善應寺	シラカシ	×	
60	志賀神社	イチイ	×	
61	大山祇神社	イチョウ	×	
62	正楽寺	イチョウ	×	
63	正楽寺	クスノキ	×	
64	愚鈍院	カヤ	×	
65	大林寺	カヤ	×	
66	道仁寺	タブノキ	×	
67	道仁寺	サクラ	×	
68	道仁寺	シダレザクラ	×	
69	道仁寺	サクラ	×	
70	栽松院	シラカシ	×	
71	信夫神社	イチョウ	×	
72	三宝大荒神社	イチョウ	×	
73	満福寺	クロマツ	×	
74	薬師堂	ヒイラギ	×	
75	仙台市	アラカシ	×	
76	仙台市	イチョウ	×	
77	聖ウルスラ学院	ケヤキ	×	
78	仙台市	シダレザクラ	×	
79	宮城刑務所	クロマツ	×	
80	宮城刑務所	ウメ	×	
81	旅立稻荷神社	ケヤキ	×	
82	愛宕神社	スギ	×	
	愛宕神社	スギ	×	
83	愛宕神社	エドヒガン	×	
84	大満寺	イチョウ	×	
85	仙台市	ラクウショウ	×	
86	仙台市	スギ	×	

:表中の「B-」は、前述の選定基準の番号に対応する。

:配慮区分

:計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-11 事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象 (8/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)		
(自然との触れ合い性)		
B- 市保存樹林 図 4-2参照		
青葉通 仙台駅前～大町	×	計画地と ~ の市保存樹林までの距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
定禅寺通(中央分離帯のみ)東二番丁通～西公園	×	
勾当台公園 青葉区本町三丁目9	×	
西公園 青葉区桜ヶ丘公園2,3番	×	
勾当台通外記丁線・定禅寺通県庁前線 青葉区本町三丁目9(東隣,北隣)	×	
東十番丁線(榴ヶ岡駅前通り)	×	
宮城野区榴岡五丁目12(北隣)		
広瀬町4	×	
大野田北屋敷(道中庵)の屋敷林	×	
(生活環境の保全性)		
B- 騒音に係る環境基準のAA類型 (特に静穏を要する地域)	×	調査範囲にこの指定範囲は無い。

:表中の「B- ~ 」は、前述の選定基準の番号に対応する。

:配慮区分

:計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-12 事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象 (9/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(C ランク)		
(土地の安定性)		
C- 災害の危険箇所 図 4-3参照	×	計画地及びその周辺においては、これら災害の危険箇所を含まないことから、特に配慮は要しないと判断した。
(自然環境の保全性)		
C- 学術上重要な地形・地質・自然現象 図 4-3参照		
「青葉山丘陵と竜ノ口溪谷及びその下流部」	×	計画地と 及び の学術上重要な地形・地質・自然現象までの距離は、地形・地質の影響範囲と想定される 200m 以上を離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
「霊屋下セコイヤ類化石林」	×	
「長町 - 利府線」	×	計画地から長町 - 利府線は、約 200m の位置に存在するものの、本事業は、現病院と同規模の建築を計画しており、長町 - 利府線を含めて周辺の学術上重要な地形・地質・自然現象に及ぼす影響はないと考えられることから、特に配慮は要しないと判断した。
「大年寺山」	×	計画地と 及び の学術上重要な地形・地質・自然現象までの距離は、地形・地質の影響範囲と想定される 200m 以上を離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
「鹿落坂」	×	
C- 日本の典型地形 図 4-3参照		
A 「ナメ・淵, 虚空蔵淵」	×	計画地とこれら地形までの距離は、地形・地質の影響範囲と想定される 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
B 「風隙・古竜ノ口川」	×	
C 「瀬・広瀬川(牛越橋上流～愛宕橋間)」	×	
D 「地層の見える大露頭・竜ノ口溪谷 - 虚空蔵淵」	×	
C- 自然性の高い植生 図 4-3参照		
「広瀬川沿い ヒルムシロクラス」	×	計画地とこれら植生までの距離は、植物の影響範囲と想定される 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
「広瀬川沿い ヨシクラス」	×	
「広瀬川沿い ケヤキ群落()」	×	
「広瀬川沿い チシマザサ-ブナ群団」	×	
「広瀬川沿い ヤナギ高木群落()」	×	
「広瀬川沿い ヤナギ低木群落()」	×	
C- 保全上重要な植物種分布地		
「岩切」	×	計画地とこれら保全上重要な植物種分布地までの距離は、植物の影響範囲と想定される 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
「台原森林公園」	×	
「青葉区台原」	×	
「太白区長町」	×	
「評定河原」	×	

:表中の「C- ~ 」は、前述の選定基準の番号に対応する。

:配慮区分

:計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-13 事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象 (10/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
(自然環境の保全性)		
C- 保全上重要な植物種分布地		
「大年寺山」	×	計画地とこれら保全上重要な植物種分布地までの距離は、植物の影響範囲と想定される200m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
「宮沢橋下流」	×	
「野草園」	×	
「牛越橋上流」	×	
「花京院」	×	
「上杉」	×	
「広瀬川中河原緑地」	×	
「花壇」	×	
「向山」	×	
「八木山香澄町」	×	
「青葉区小松島」	×	
「日の出町公園」	×	
「三神峯公園」	×	
「三神峯」	×	
「郡山」	×	
「新田」	×	
「北山」	×	
「東部田園地区の水田」	×	
「若林区荒井」	×	
「八木山」	×	
「JR 長町駅東側」	×	
「米ヶ袋広瀬川畔」	×	
「川内追廻」	×	
「花壇広瀬川畔」	×	
「千代大橋付近」	×	
「米ヶ袋」	×	
C- 宮城県レッドリストにおける調査群落 図 4-3参照		
「霊屋のスギ林」	×	計画地と宮城県レッドリストにおける調査群落までの距離は、植物の影響範囲と想定される200m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。

:表中の「C- ~ 」は、前述の選定基準の番号に対応する。

:配慮区分

:計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-14 事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象 (11/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(C ランク)		
(自然環境の保全性)		
C- 保全上重要な動物種分布地		
「広瀬川(米ヶ袋)」	×	計画地とこれら保全上重要な動物種分布地までの距離は、動物の影響範囲と想定される200m以上を離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
「宮城野区鶴ヶ谷」	×	
「八木山」	×	
「広瀬川」	×	
「鶴ヶ谷」	×	
「田子」	×	
「岩切」	×	
「台原」	×	
「三神峯」	×	
「荒井」	×	
「大年寺山」	×	
「小鶴」	×	
「七北田川」	×	
「川内」	×	
「榴岡公園」	×	
「小松島新堤沼」	×	
「梅田川」	×	
「霞目」	×	
「台原森林公園」	×	
「小松島」	×	
「旭ヶ丘」	×	
「向山」	×	
「花壇」	×	
「沖野」	×	
「小田原」	×	
「長喜城」	×	
「広瀬川上流～大橋付近」	×	
「青葉区広瀬川」	×	
「青葉区北根黒松」	×	
「青葉区評定川原」	×	
「金剛沢」	×	
「川内追廻り」	×	

:表中の「C-」は、前述の選定基準の番号に対応する。

:配慮区分

:計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-15 事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象 (12/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
(自然環境の保全性)		
C- 保全上重要な動物種分布地		
「勾当台公園」	×	計画地と勾当台公園, 広瀬川流域及び青葉区木町通との距離は, 動物の影響範囲と想定される 200m 以上離れていることから, 特に配慮は要しないと判断した。また, 計画地は旧仙台市に該当するが, 都市計画公園としてすでに整備されていることから, 特に配慮は要しないと判断した。
「広瀬川流域」	×	
「旧仙台市」	×	
「青葉区木町通」	×	
C- 鳥獣保護区(鳥獣特別保護区) 図 4-3参照		
「仙台」(県設)	×	仙台市の市街地に一様に範囲指定されており, 計画地周辺には注目すべき哺乳類・鳥類が確認されていないことから, 特に配慮は要しないと判断した。
(自然との触れ合い性)		
C- 自然的景観資源 図 4-3参照		
1 仙台市霊屋広瀬川面(断崖・絶壁)	×	計画地とこれら自然的景観資源までの距離は, 景観の影響範囲と想定される 1.5km 以上離れていることから, 特に配慮は要しないと判断した。
2 仙台市広瀬町(断崖・絶壁)	×	
3 竜ノ口溪谷	×	
4 定禅寺通り(けやき並木のアーチ)	×	
5 イグネのある長喜城集落	×	
6 広瀬川	×	
C- 文化的景観資源 図 4-3参照		
1 「堤通(七夕飾り)」	×	計画地とこれら文化的景観資源までの距離は, 景観の影響範囲と想定される 1.5km 以上離れていることから, 特に配慮は要しないと判断した。
2 「西公園」	×	
3 「青葉神社」	×	
4 「愛宕神社」	×	
5 「孝勝寺」	×	
6 「護国神社」	×	
7 「榴岡天満宮」	×	
8 「東照宮」	×	
9 「白山神社」	×	
10 「陸奥国分寺薬師堂」	×	
11 「輪王寺」	×	
12 「輪王寺庭園」	×	
13 「仙台城跡」	×	
14 「遠見塚古墳」	×	
15 「原田甲斐屋敷門」	×	
16 「陸奥国分寺跡」	×	

:表中の「C- ~」は, 前述の選定基準の番号に対応する。

:配慮区分

:計画地に含まれており, 直接的な影響が懸念される。

:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると, 間接的な影響が懸念される。

×:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると, 特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-16 事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象 (13/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
(自然との触れ合い性)		
C- 文化的景観資源 図 4-3参照		
17 「旧歩兵第4連隊兵舎」		計画地から300mの榴岡公園に位置することから、立地を回避する必要はないものの、自然との触れ合いの場である本対象に間接的な影響が懸念される。
18 「仙台朝市」	×	これら文化的景観資源は、直接改変するものではないことから、特に配慮は要しないと判断した。
19 「初売り」	×	
C- 景観形成地区・広告物モデル地区 図 4-3参照		
「宮城野通景観形成地区」	×	計画地は、景観形成地区・広告物モデル地区に該当しないことから、特に配慮は要しないと判断した。
「宮城野通広告物モデル地区」	×	
C- 自然との触れ合いの場 図 4-3参照		
「宮城野原公園」(都市計画公園)		計画地とこれら自然との触れ合いの場が、影響範囲と想定される500m以内にあることから、本対象に間接的な影響が懸念される。
「榴岡公園」(都市計画公園)		
「南宮城野公園」(都市計画公園)		
「五輪一丁目公園」(都市公園)		
「苦竹のイチョウ(国立仙台病院東側)」		
「宮城野通周辺(宮城野通「ケヤキ並木」,公開空地)」		
「宮城県美術館・仙台二高周辺」,「青葉山公園」,「西公園」,「東北大学片平キャンパス」,「勝山公園」,「榴岡天満宮」,「仙台一高のサクラ」,「薬師堂周辺(薬師堂,木ノ下公園)」,「若林区役所周辺」,「遠見塚小学校周辺(遠見塚小学校校門から遠見塚古墳)」,「三神峯公園」,「野草園」,「宮城県中央児童館周辺」,「広瀬川中流域(牛越橋付近～大橋付近)」,「北六番丁公園(六幽庵庭園)」,「良覚院丁公園(緑水庵庭園)」,「北目町通り(コリノキ並木)」,「青葉通り(ケヤキ並木)」,「愛宕上杉通り(イチョウ並木)」,「定禅寺通(ケヤキ並木)」,「勾当台公園周辺(勾当台公園,勾当台通,外記丁線)」,「新寺界限(新寺小路緑道,松音寺,正楽寺,光寿院,道仁寺,裁松院等)」,「卸町通(ケヤキ並木)」,「広瀬川下流域(宮沢橋～千代大橋下流付近)」,「経ヶ峯(瑞鳳殿周辺)」,「三沢初子の墓等」,「三宝大荒神のイチョウ」,「大年寺山」,「愛宕山界限」,「東照宮周辺」,「台原森林公園」,「水の森公園」,「与兵衛沼・大堤公園周辺」,「小松島公園周辺」,「台原緑地」,「とちのき公園」,「鶴ヶ谷中央公園周辺」,「北山界限(輪王寺,資福寺,覚範寺,東昌寺,光明寺)」,「長喜城のイグネ」,宮城野原公園,榴岡公園,南宮城野公園を除く都市計画公園(計134箇所),五輪一丁目公園を除く都市公園(計398箇所)	×	これら触れ合いの場は、直接改変するものではなく、計画地から500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。

:表中の「C- ~」は、前述の選定基準の番号に対応する。

:配慮区分

:計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-17 事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象 (14/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
(生活環境の安全性)		
C- 第1種低層住居専用地域,第2種低層住居専用地域,第1種中高層住居専用地域,第2種中高層住居専用地域及び文教地区 図 4-3参照	×	これらの用途地域の範囲を,直接改変するものではなく,計画地は,大気質・騒音等の影響範囲と想定される500m以上離れていることから,特に配慮は要しないと判断した。
C- 湧水		
「鹿子清水」,「野田の清水」,「小松島不動尊井戸」,「弘法水」,「玉手清水」,「殿様清水」,「親孝行井戸」,「柳沢波切不動尊清水」,「鹿島香取神社内井戸」,「青葉神社内湧水」,「覚範寺内井戸」,「輪王寺内湧水」,「北山丘陵北側井戸群」,「道交会館の湧水」,「清水門」 図 4-3参照	×	これら湧水は,直接改変するものではなく,計画地は,水象の影響範囲と想定される400m以上離れていることから,特に配慮は要しないと判断した。

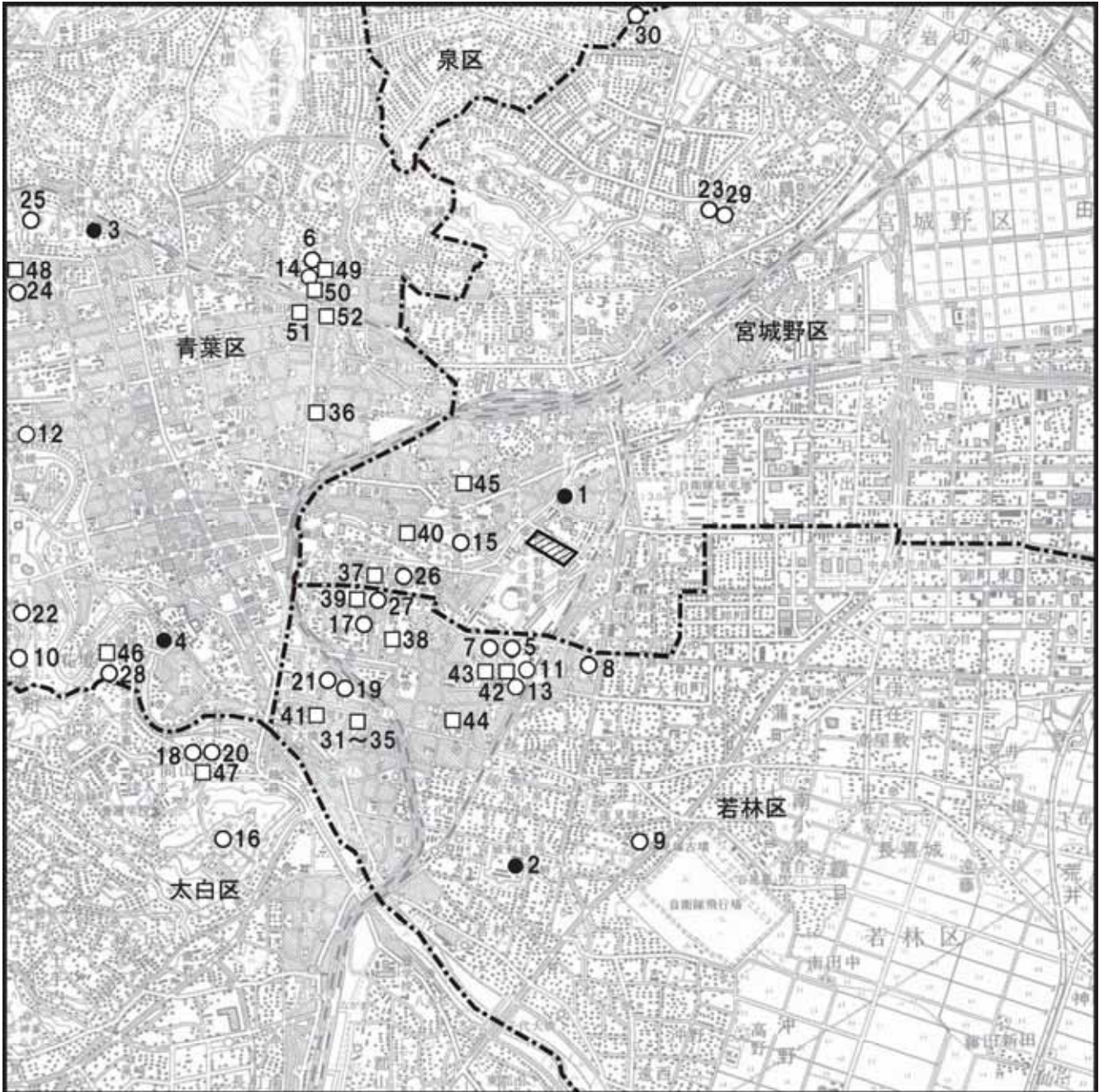
:表中の「C- ~ 」は,前述の選定基準の番号に対応する。

:配慮区分

:計画地に含まれており,直接的な影響が懸念される。

:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると,間接的な影響が懸念される。

×:計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると,特に配慮を要さない(選定しない)。



凡例

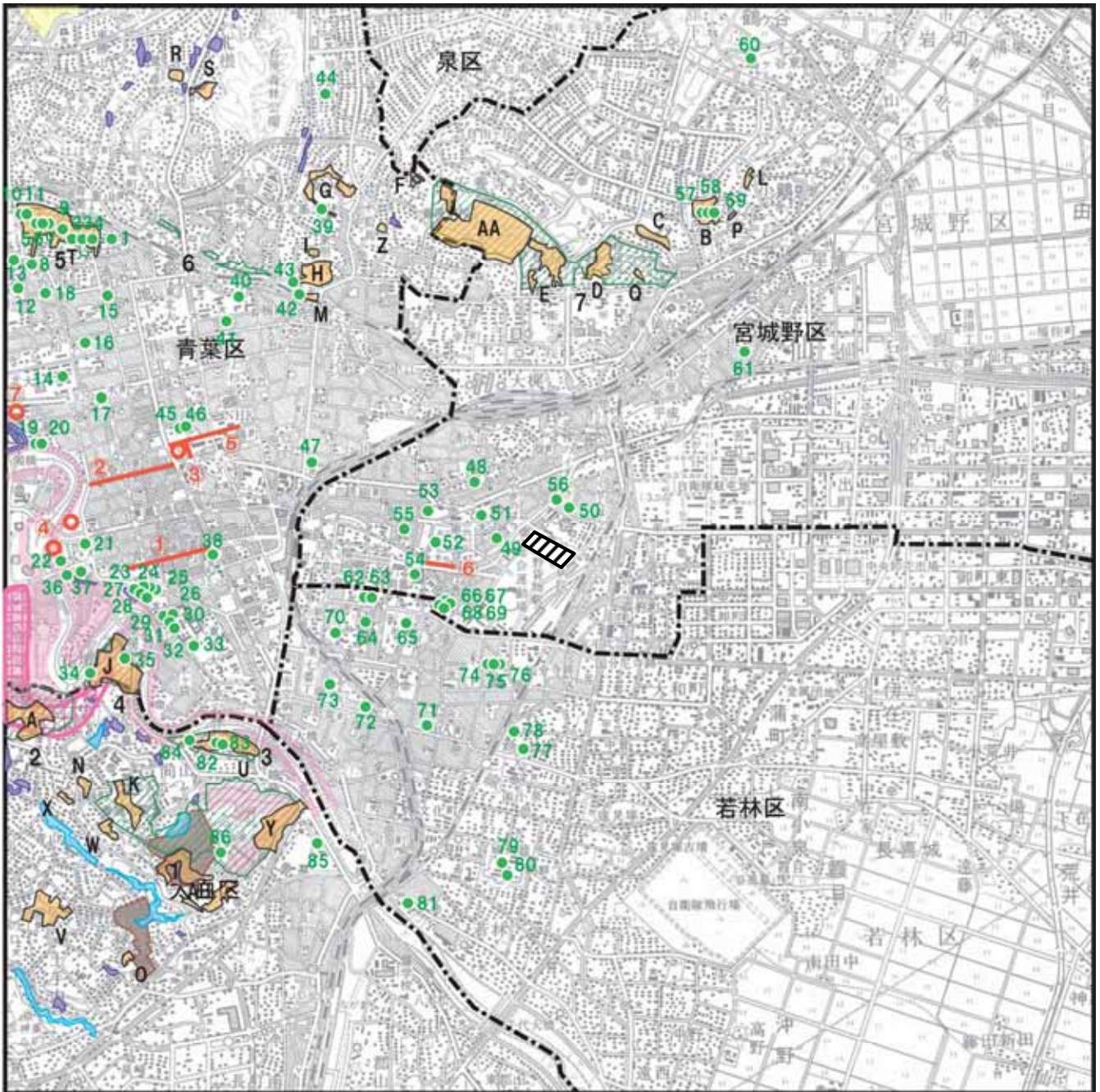
-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 天然記念物(1~4)
-  : 指定文化財(5~30)
-  : 登録文化財(31~52)

図 4-1 事業の立地を回避すべき地域又は対象



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



凡例

- | | |
|--|---|
|  : 対象事業計画地 |  : 風致地区(1~7) |
|  : 区境界線 |  : 広瀬川環境保全区域 |
|  : 砂防指定地 |  : 保存緑地(A~AB) |
|  : 地すべり防止区域 |  : 緑地環境保全地域(宮城県自然環境保全条例) |
|  : 急傾斜地崩壊危険区域 |  : 保存樹林(①~⑧) |
|  : 特別保護地区 |  : 保存樹木(1~86) |

図 4-2

事業の立地に相当程度の配慮を要する地域又は対象



S=1:50,000
0 500 1000 2000m

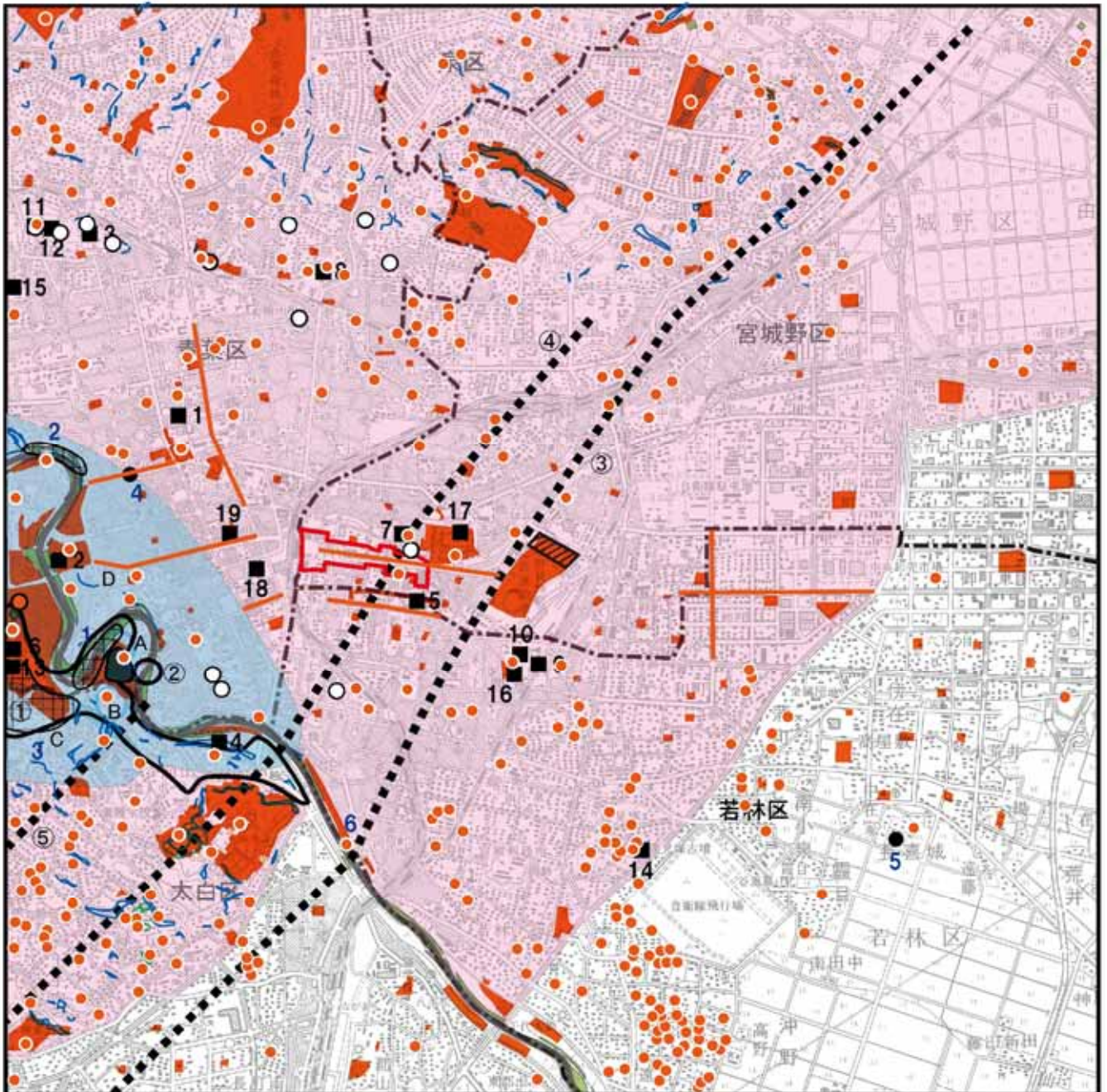
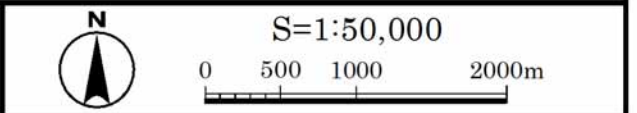


図 4-3 事業の立地にあたって留意する地域又は対象



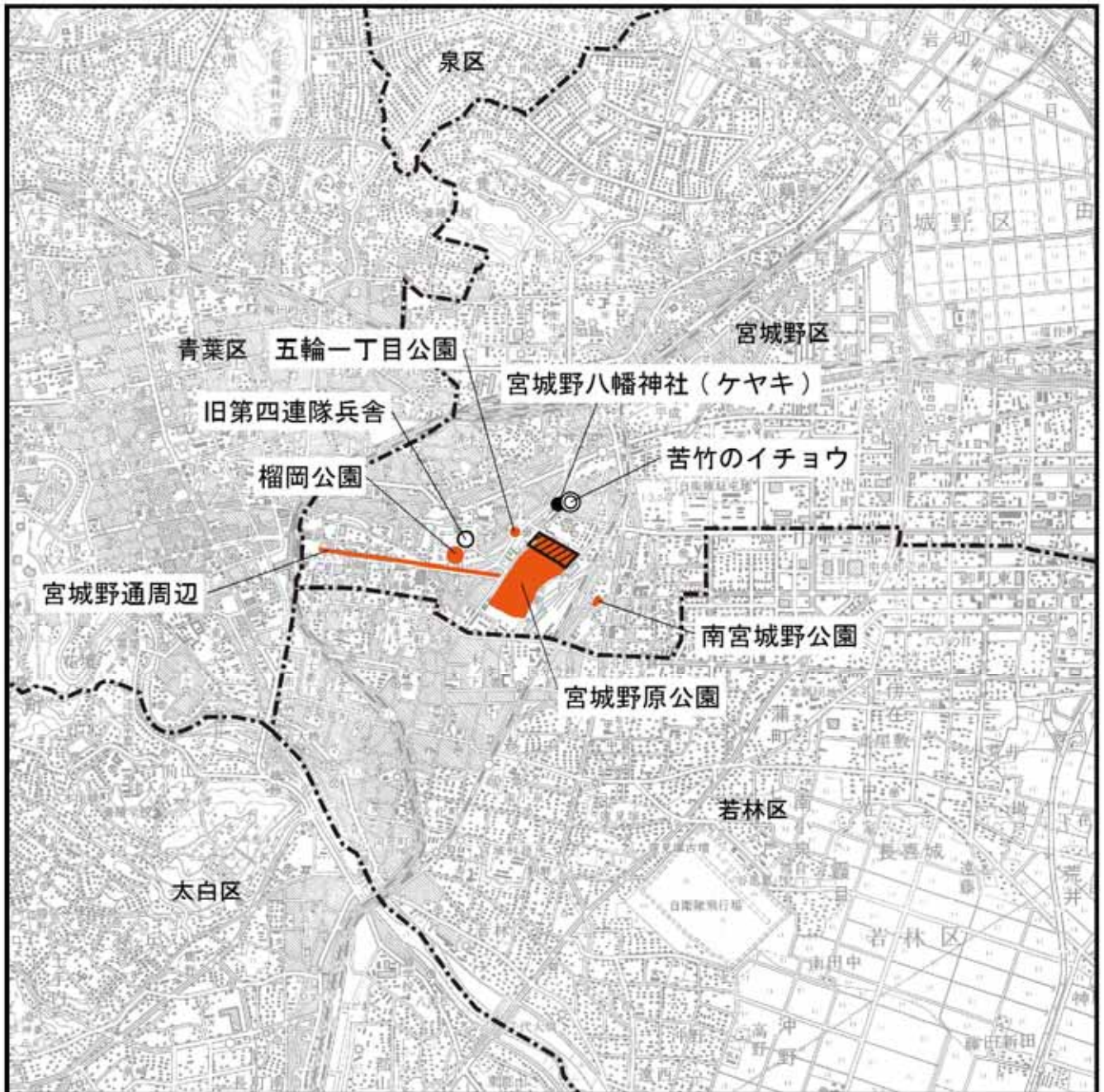
4.1.3. 事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象のうち、影響が懸念される地域又は対象
 配慮区分による事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象等の選定結果は、表 4-18及び図 4-4
 に示すとおりである。

事業計画地周辺においては、「事業により直接的な影響が懸念される地域又は対象」(配慮区分「A」)は
 存在しない。

「事業により間接的な影響が懸念される地域又は対象」(配慮区分「B」)は、A- 天然記念物における
 「苦竹のイチョウ」、A- 指定文化財における「旧第四連隊兵舎」、B- 市保存樹木における「イチョウ(個人
 所有)」、「ケヤキ(宮城野八幡神社)」、C- 学術上重要な地形・地質・自然現象における「長町 利府
 線」、及びC- 自然との触れ合いの場「宮城野原公園」、「榴岡公園」、「南宮城野公園」、「五輪一丁目公園」、
 「苦竹のイチョウ(国立仙台病院東側)」、「宮城野通周辺(宮城野通「ケヤキ並木」、公開空地)」が存在す
 るものとして選定した。

表 4-18 本事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象等の選定結果

指定区分	指定地域	配慮区分
本事業の立地を回避すべき地域又は対象(Aランク)		
A- 天然記念物	苦竹のイチョウ	
A- 指定文化財	旧第四連隊兵舎	
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)		
B- 保存樹木	イチョウ(個人所有)、ケヤキ(宮城野八幡神社)	
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
C- 文化的景観資源	旧歩兵第4連隊兵舎	
C- 自然との触れ合いの場	宮城野原公園、榴岡公園、南宮城野公園、五輪一丁目公園、苦竹のイチョウ(国立仙台病院東側)、宮城野通周辺(宮城野通「ケヤキ並木、公開空地」)	



凡 例







-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 自然との触れ合いの場
-  : 自然との触れ合いの場、国指定文化財及び市保存樹林
-  : 文化的景観資源及び市指定文化財
-  : 市保存樹木

図 4-4

事業の立地を回避することが望ましい
地域又は対象のうち、事業により
影響が懸念される地域または対象



S=1:50,000
0 500 1000 2000m

4.2. 自然環境等の保全の観点から留意すべき事項又は環境配慮の方針

「事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象」と計画地との距離及び及び特性等を考慮し、今後の事業計画の作成及び環境影響評価の実施に当たって配慮すべき事項、環境保全の方針は、以下に示すとおりである。

(1) 水象(表 4-17及び図 4-3参照)

調査範囲には、「事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象」として計画地の西側に現存する「柳沢波切不動尊清水」、南西側に現存する「弘法水」があるものの、水象の影響が想定される400m以上離れていることから環境影響評価の実施にあたり留意する必要はない。ただし、本事業においては、建築物の建設にあたり掘削を行うこと及び供用後に井水を利用する可能性があることから施工方法や建築物の水利用の方法に留意する。

(2) 地形・地質(表 4-6,表 4-12,図 4-2及び図 4-3参照)

計画地の西側に学術上重要な地形・地質・自然現象である「長町―利府線」があるものの、本事業は、現病院と同規模の建築を計画しており、長町 - 利府線を含めて周辺の学術上重要な地形・地質・自然現象に及ぼす影響はないと考えられることから、環境影響評価の実施にあたり留意する必要はない。ただし、本事業においては、安全性の確保の観点から、施工方法や建築物の構造等に留意する。

(3) 植物(表 4-6,表 4-12～表 4-13及び図 4-2参照)

調査範囲には、自然性の高い植生、宮城県レッドリストにおける調査群落、注目すべき植物種の分布がみられるものの、計画地からの距離及び事業特性を考慮した上で事業計画の作成及び環境影響評価の実施にあたって留意が必要な植生や植物種、樹木はない。ただし、本事業においては、既存の公園から土地利用の変更を行うことから、できるだけ樹木等を保全するように留意する。

(4) 動物(表 4-6,表 4-14,表 4-15,図 4-2及び図 4-3参照)

調査範囲には注目すべき動物種の分布がみられるものの、計画地からの距離及び事業特性を考慮した上で事業計画の作成及び環境影響評価の実施にあたって留意が必要な動物種の分布地はない。ただし、本事業においては、既存の公園から土地利用の変更を行うことから、できるだけ生息環境を保全するように留意する。

(5) 景観(表 4-15,表 4-16及び図 4-3参照)

計画地の西側約300mに文化的景観資源「旧歩兵第4連隊兵舎」がある。事業計画の立案に際しては建築物の色彩等に留意するとともに、及び環境影響評価の実施にあたって留意するものとする。

(6) 自然との触れ合いの場(表 4-6～表 4-11,表 4-16,図 4-2, 図 4-3及び図 4-4参照)

計画地の西側に「榴岡公園」、「五輪一丁目公園」、「宮城野通周辺(宮城野通「ケヤキ並木」、公開空地)」、北側に「苦竹のイチョウ」(「イチョウ(個人所有)」、「苦竹のイチョウ(国立仙台病院東側)」に同じ)、「ケヤキ(宮城野八幡神社)」、東側に「南宮城野公園」がある。自然との触れ合いの場は、改変しないものの近接することから、工用車両の走行や供用時の走行車両など事業計画の立案にあたって留意するものとする。

(7) 文化財(表 4-4,表 4-5,図 4-1,図 4-3及び図 4-4参照)

計画地の北側に「苦竹のイチョウ」、西側に「旧第四連隊兵舎(榴岡公園)」がある。文化財は、改変しないことから影響はないと考えられるが、工用車両の走行や供用時の走行車両など事業計画の立案にあたって留意するものとする。